

矢吹町 こども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月

矢吹町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の概要	4
3 計画の策定体制	6
4 矢吹町のこども・子育て家庭を取り巻く状況	7
5 課題の整理	23
第2章 計画の基本的な考え方	24
1 基本理念	24
2 基本目標	24
3 施策体系	25
第3章 こども施策の推進	26
基本目標1 こどもの人権の尊重とこどもまんなか地域づくりの推進	26
基本目標2 こども・若者を守る・安心環境づくり	29
基本目標3 こどもが個性を発揮して心豊かに育つ環境づくり	36
基本目標4 切れ目ない育成支援環境づくり	47
基本目標5 こどもと子育てを支援する地域づくり	53
第4章 子ども・子育て支援事業計画（第3期）	63
1 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保対策	64
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保対策	68
3 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	79
4 総合的な施策の推進	80
第5章 矢吹町の未来を担うこども応援計画	81
1 基本方針	81
2 施策の展開	84
第6章 子ども・若者計画	89
1 基本方針	89
2 施策の展開	89
第7章 計画の推進	92
1 推進方策	92
2 進捗管理体制	92
資料編	94
1 アンケート調査結果	94
2 矢吹町子ども・子育て会議設置条例	149
3 矢吹町子ども・子育て会議委員名簿	151
4 策定経過	152

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1)計画策定の背景

①こども基本法・こども大綱の方向性

令和の時代となり、人口減少と少子化・高齢化が加速するなか、様々な社会変化がこどもと子育て家庭の取り巻く環境に大きな影響を与えています。これまでも、こどもと子育て家庭に関する施策として、子ども・子育て支援制度の開始、待機児童対策や幼児教育・保育の無償化、児童虐待防止対策の強化などの充実に取り組んできましたが、少子化の進行に歯止めをかけるには至っていません。一方で、こどもと子育て家庭が抱える課題は増大し、生きづらさを抱えたこども・若者が増加しています。これに伴い、ニートやひきこもりなどの若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校等の問題に関連しているといわれています。また、若い世代の結婚や子育てへの不安や、子育て家庭の不安・孤立感が少子化に影響していることも指摘されています。

このような状況を踏まえ、国は少子化対策をさらに積極的に推進するため、次代の社会を担うこども・若者・子育て家庭などが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的且つ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月1日に「こども基本法」を施行しました。こども施策に関する基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定めるとともに、社会全体でこども施策を総合的に推進することを目的としています。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」とは

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもについて

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④ 全てのこどもについて、どの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

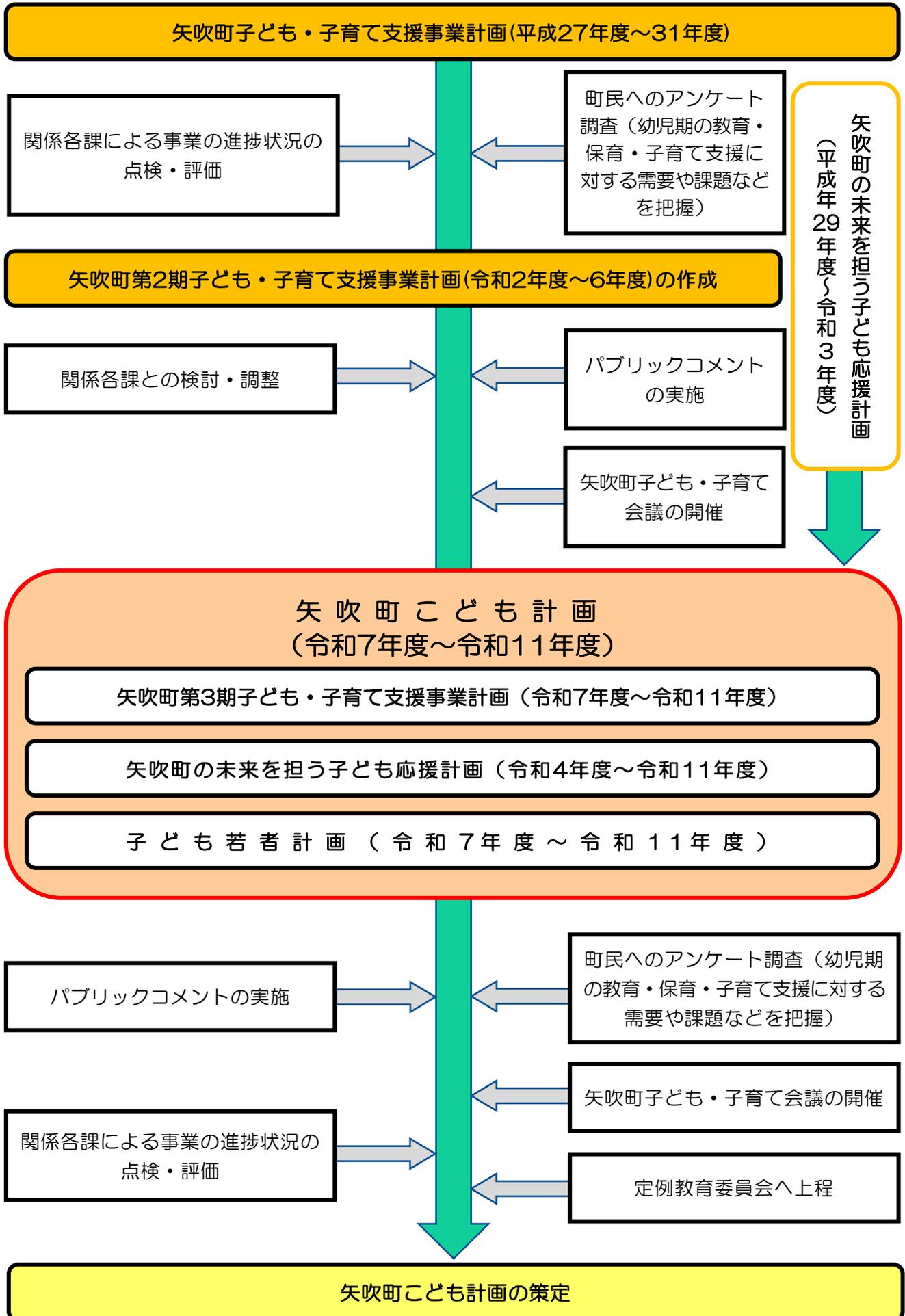
②本町の取組状況

本町では、次世代育成支援対策計画に基づき、子育て支援施策を推進してきました。平成27年度の子ども・子育て支援制度の開始にあわせ、子ども・子育て支援事業計画を策定し、次世代育成支援対策計画を包含して推進してきました。

こどもの貧困解消対策としては、「矢吹町の未来を担う子ども応援計画」を策定し、第1期（平成29～令和3年度）、第2期（令和4～8年度）と継続的に推進しています。

また、子ども・子育て支援事業計画の策定・推進に併せて、矢吹町子ども・子育て会議を設置し、計画の策定を協議するとともに、計画期間中の施策の推進状況は、担当課・関係課が毎年度点検し、子ども・子育て会議に報告する体制を確保しています。

図1-1 計画の位置づけと策定経過



(2)計画策定の趣旨

こども基本法第10条に基づき、「こども大綱」や「都道府県こども計画」を踏まえ、市町村こども計画の策定が努力義務化されました。本町では、これまで策定・推進してきた「矢吹町子ども・子育て支援事業計画」「矢吹町の未来を担う子ども応援計画」を含め、こども基本法の示す理念及びこども大綱の示す基本的な方針を踏まえ、こども・若者・子育て支援施策の総合的な計画として「矢吹町こども計画」を策定・推進します。

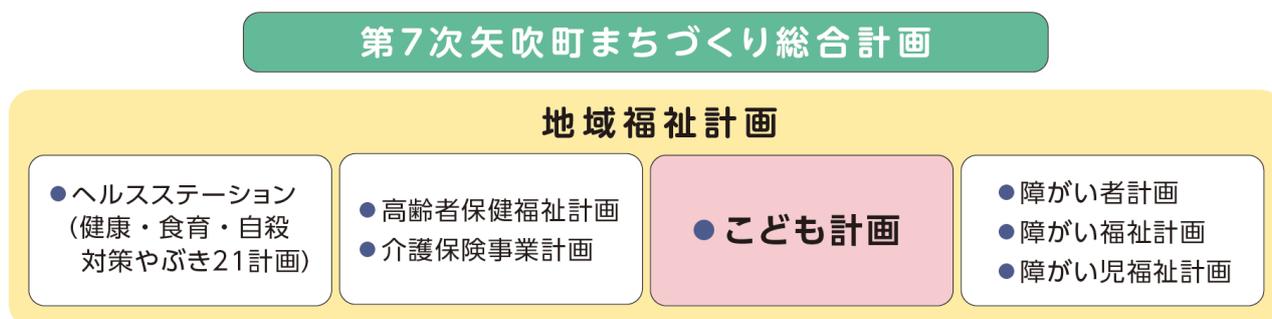
2 計画の概要

(1)位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」であり、本町のこども・若者施策に関する事項を定める計画です。「まちづくり総合計画」におけるこども・子育て支援の部門計画に位置付けられ、関連計画と整合を確保しつつ、策定・推進します。

また、子ども・子育て支援法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村こども・若者計画や、こどもの貧困解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村計画、その他法令の規定に基づき、こども施策に関する事項を定めるものとして一体的に策定します。

図1-2 関連計画との関係性



(2)計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から11年度までの5か年とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

図1-3 計画の期間



(3)計画の対象

こども基本法では、「こども」を年齢で区切ることなく、“心身の発達の過程にある者”と定義されています。

本計画の対象は、こども（18歳未満）及び若者（概ね30歳まで、取組により39歳までを含む）とその家族とします。また、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業のサービス対象者は、主に小学生以下の児童（取組によっては18歳未満）とその家族とします。

「こども」の表記について

本計画では、こども家庭庁の判断基準にならない、各法令に根拠がある場合や固有名詞を用いる場合を除き「こども」と表記しています。

3 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、町民へのアンケート調査を実施し、幼児期の教育・保育、子育て支援に対する需要や課題などを把握しました。

町の関係各課による事業の進捗状況の点検・評価に加えて、子ども・子育て支援法第77条に基づく「矢吹町子ども・子育て会議」を設置し、計画案を審議し、策定に至りました。

図1-4 計画の策定体制

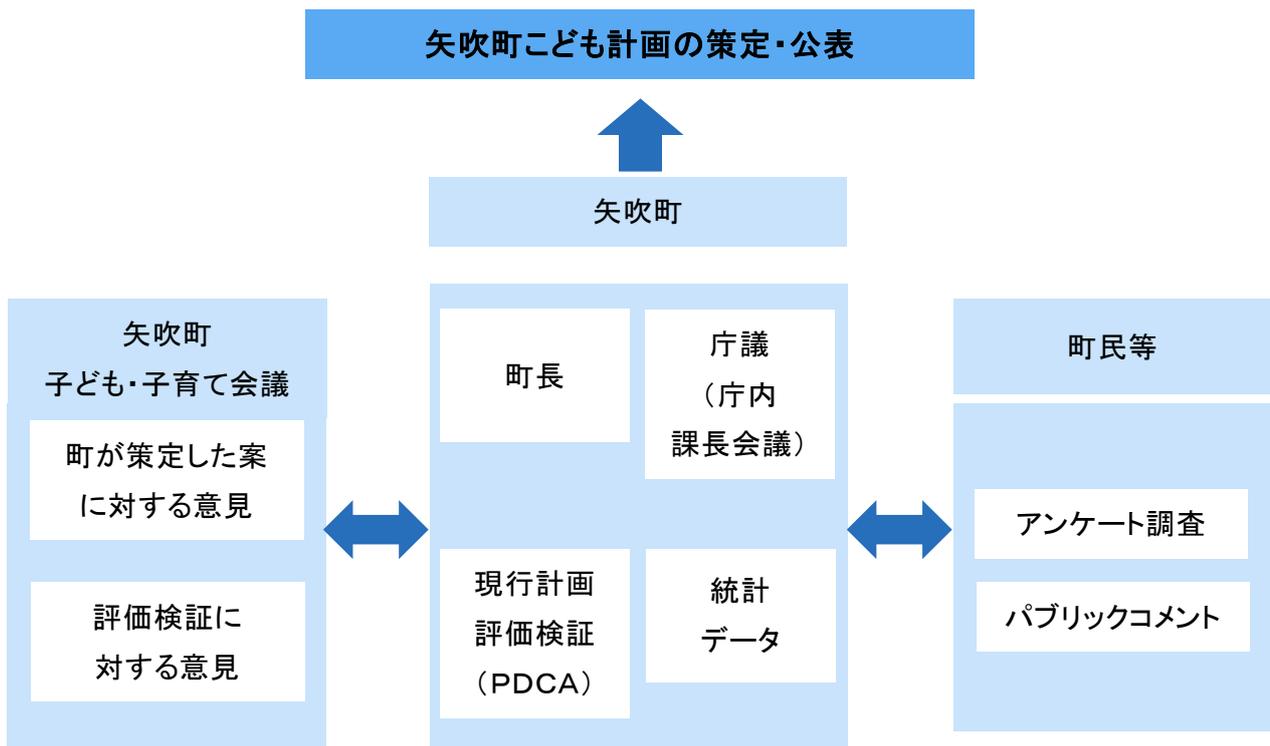


表1-1 調査概要

区分	調査方法
就学前児童保護者	通所・通園先において配布、郵送にて配布・回収。
小学生児童保護者	学校で配布、郵送により配布・回収。
中学生保護者	学校で配布、郵送により配布・回収。
高校生保護者	郵送により配布・回収。
小学生	学校で配布、郵送により配布・回収。
中学生	学校で配布、郵送により配布・回収。
高校生	郵送により配布・回収。

区分	就学前児童保護者	小学生保護者	中学生保護者	高校生保護者	小学生	中学生	高校生	合計
配布数	744件	888件	481件	414件	460件	481件	414件	3,882件
回答数	464件	618件	206件	113件	310件	197件	109件	2,017件
回答率	62.4%	69.6%	42.8%	27.3%	67.4%	41.0%	26.3%	52.0%

4 矢吹町のこども・子育て家庭を取り巻く状況

(1) 保育の状況

① こども数の状況

17歳以下のこども数は、令和2年は2,659人でしたが、令和6年は2,477人と減少傾向がみられ、未就学の0～5歳は令和6年は700人を下回っています。

表1-2 こども数の推移

(各年4月1日現在 単位:人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～5歳	807	785	742	718	667
6～11歳	912	915	888	880	867
12～17歳	940	925	950	946	943
計 (総人口に占める割合)	2,659 (15.4%)	2,625 (15.3%)	2,580 (15.2%)	2,544 (15.0%)	2,477 (14.7%)

資料:住民基本台帳

② 保育園・認定こども園等の園児数の推移

矢吹町では私立保育園1園、私立認定こども園2園、私立小規模保育施設2園が保育園機能を担っています。(※令和6年10月よりイマジン・レインボーが閉園となり、同年11月よりサンライズキッズ保育園矢吹北町園が事業を引き継いでいます。)

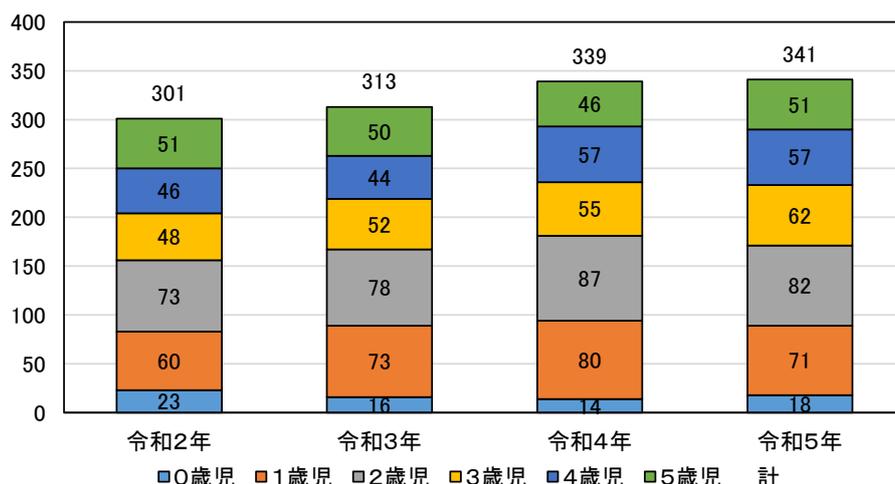
表1-3 保育園・認定こども園別園児数の推移

(各年4月1日現在 単位:人)

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年の定員
矢吹町ひかり保育園	106	105	107	116	110
認定こども園 ポプラの木	126	115	127	114	115
認定こども園 野のはな	55	60	74	72	60
イマジン・レインボー※	12	12	6	12	12
サンライズキッズ 保育園矢吹町園	—	15	16	18	19
計	299	307	330	332	316

資料:教育委員会

図1-5 年齢別保育園児（保育園機能）数の推移 （各年4月1日現在 単位：人）



資料：教育委員会

②乳幼児の受け入れ年齢と保育時間

矢吹町ひかり保育園、認定こども園ポプラの木、認定こども園野のはなでは、0歳から就学前の児童を受け入れています。小規模保育施設サンライズキッズ保育園矢吹町園及びサンライズキッズ保育園矢吹北町園は0～2歳の児童を受け入れています。

表1-5 乳幼児の受け入れ年齢及び保育時間

区分	対象年齢	保育時間	
		平日	土曜日
矢吹町ひかり保育園	0歳～就学前まで	7:20～18:50(延長含む)	7:20～17:30
認定こども園 ポプラの木		7:15～18:45	7:15～18:15
認定こども園 野のはな		7:15～18:45	7:15～18:15
サンライズキッズ 保育園矢吹町園 (矢吹北町園)	0歳～2歳児	7:00～19:00	7:00～19:00

資料：教育委員会

③延長保育

町内の全保育園・認定こども園・小規模保育施設で延長保育を実施しています。

表1-6 延長保育の利用者数（令和5年度） （単位：人）

区分	矢吹町ひかり 保育園	認定こども園 ポプラの木	認定こども園 野のはな	サンライズキッズ 保育園矢吹町園	計
利用者数	284	348	225	11	868
実施時間	平日 18:20～ 18:50	平日 18:15～ 18:45	平日 18:15～ 18:45	平日 7:00～19:30 土曜～18:30	

資料：教育委員会

④障がい児保育

町内の保育施設では、特別保育事業として障がい児保育を実施しており、申込み時に保育園で面接のうえ、集団保育が可能な児童の受け入れを行っています。

(2) 幼稚園、認定こども園の状況

① 園児数の推移

町内には、町立幼稚園が4園、私立の認定こども園が2園設置されており、定員に対する園児の状況をみると、町立幼稚園ではいずれも定員に余裕があります。

表1-7 幼稚園、認定こども園の園児数の推移 (各年5月1日現在 単位:人)

区 分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年の定員
町立	矢吹幼稚園	39	46	37	38	110
	中央幼稚園	109	95	85	84	180
	中畑幼稚園	50	44	35	31	90
	三神幼稚園	43	40	38	40	90
私立	認定こども園 ポプラの木	17	17	15	18	15
	認定こども園 野のはな	13	11	16	15	15
計		271	253	226	226	500

資料:教育委員会

② 預かり保育

町立幼稚園では、朝夕の預かり保育（朝：7時30分から8時30分まで、夕：13時30分から18時30分まで）を行っています。

表1-8 幼稚園の預かり保育の状況 (令和5年5月1日現在 単位:人)

区 分		預かり保育 A	園児数 B	割合(%) A/B
町立	矢吹幼稚園	18	38	47.4
	中央幼稚園	44	84	52.4
	中畑幼稚園	14	31	45.2
	三神幼稚園	22	40	55.0
計		98	193	50.8

資料:教育委員会

(3) 小学校の状況

町内には矢吹小学校、善郷小学校、中畑小学校、三神小学校の計4つの町立小学校があります。また、こどもの状況に応じて特別支援学級が設置されています。過去には全ての学校に特別支援学級が設置されていない年もありましたが、保護者の要望などを受けて、その数は増加傾向にあります。

表1-9 小学校児童数の推移 (各年5月1日現在 単位:人)

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
町立矢吹小学校	195	201	193	179
町立善郷小学校	440	437	421	421
町立中畑小学校	154	151	155	152
町立三神小学校	111	112	105	113
計	900	901	874	865

資料:教育委員会

表1-10 特別支援学級の設置状況

(各年5月1日現在 単位:人)

区 分	児童数			
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
町立矢吹小学校	1	7	10	9
町立善郷小学校	10	16	17	17
町立中畑小学校	4	3	3	4
町立三神小学校	1	0	0	0
計	16	26	30	30

資料:教育委員会

(4)放課後児童クラブの状況

共働き家庭などの児童の放課後の居場所づくりとして、小学校の空き教室等を利用して全ての小学校で放課後児童クラブを設置しています。

表1-11 放課後児童クラブの状況

(令和5年5月1日現在 単位:人)

区 分	定員	対象年齢	保育時間
矢吹小児童クラブ	110	全学年	午後6時 30 分まで
善郷小児童クラブ	160		
中畑小児童クラブ	65		
三神小児童クラブ	60		
計	395		

資料:教育委員会

表1-12 放課後児童クラブの児童数の推移

(各年5月1日現在 単位:人)

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年の 利用率
矢吹小児童クラブ	67	77	89	81	45.3%
善郷小児童クラブ	110	141	149	152	36.1%
中畑小児童クラブ	38	45	51	57	37.5%
三神小児童クラブ	41	38	38	45	39.8%
中畑公民館放課後 児童クラブ(臨時)	11	—	—	—	—
計	267	301	327	335	38.7%

※利用率は、小学1～6年生の児童数に対する利用者数の割合

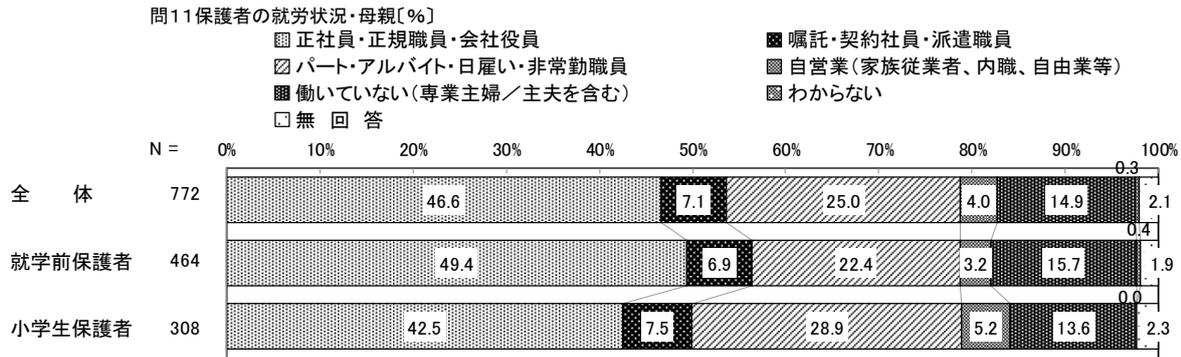
資料:教育委員会

(5) アンケート調査からみられる状況

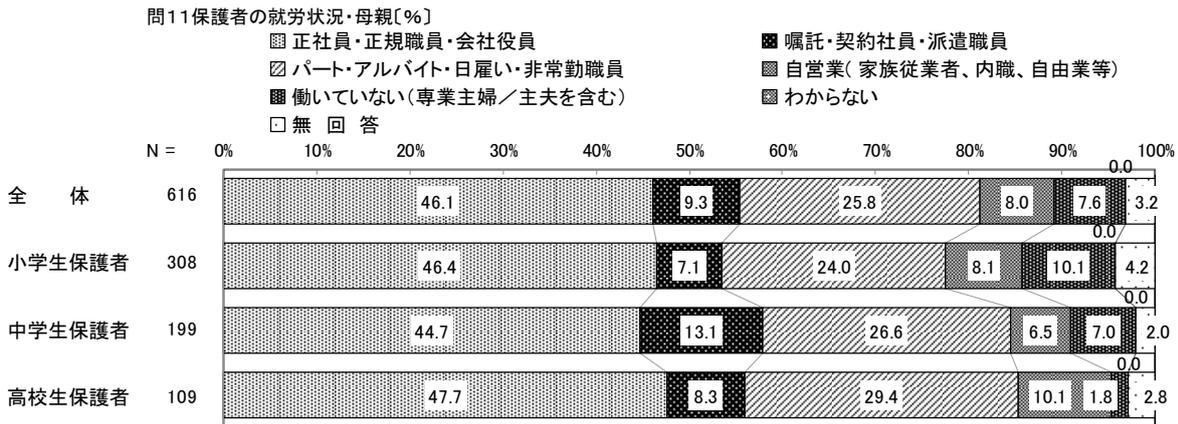
① 保護者調査の主な結果

母親の就業状況

就学前児童、小学生（低）の母親の就業状況は、「正社員・正規職員・会社役員」が46.6%と多く、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が25.0%、「働いていない（専業主婦／主夫を含む）」が14.9%となっています。小（高）、中・高生等の母親も同様に、「正社員・正規職員・会社役員」が46.1%と多くなっています。

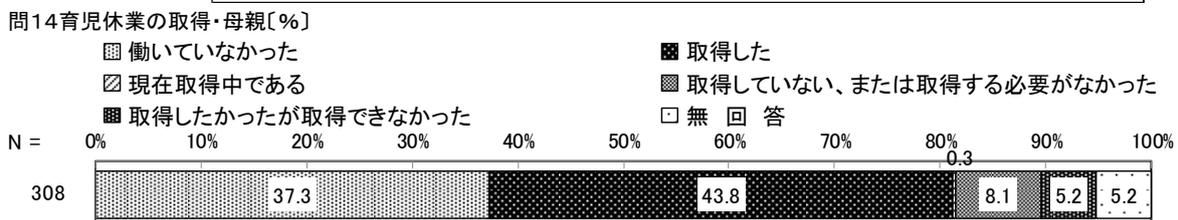
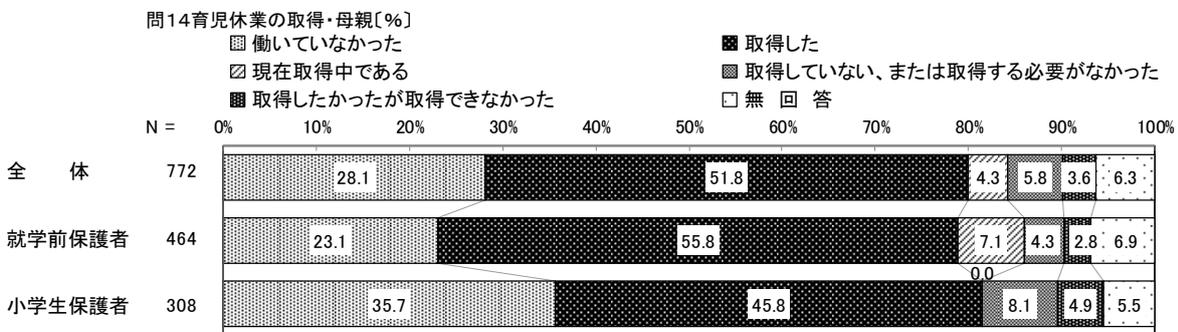


※小学生（低）は低学年、（高）は高学年のこと。（以下同様）



母親の育児休業の取得状況

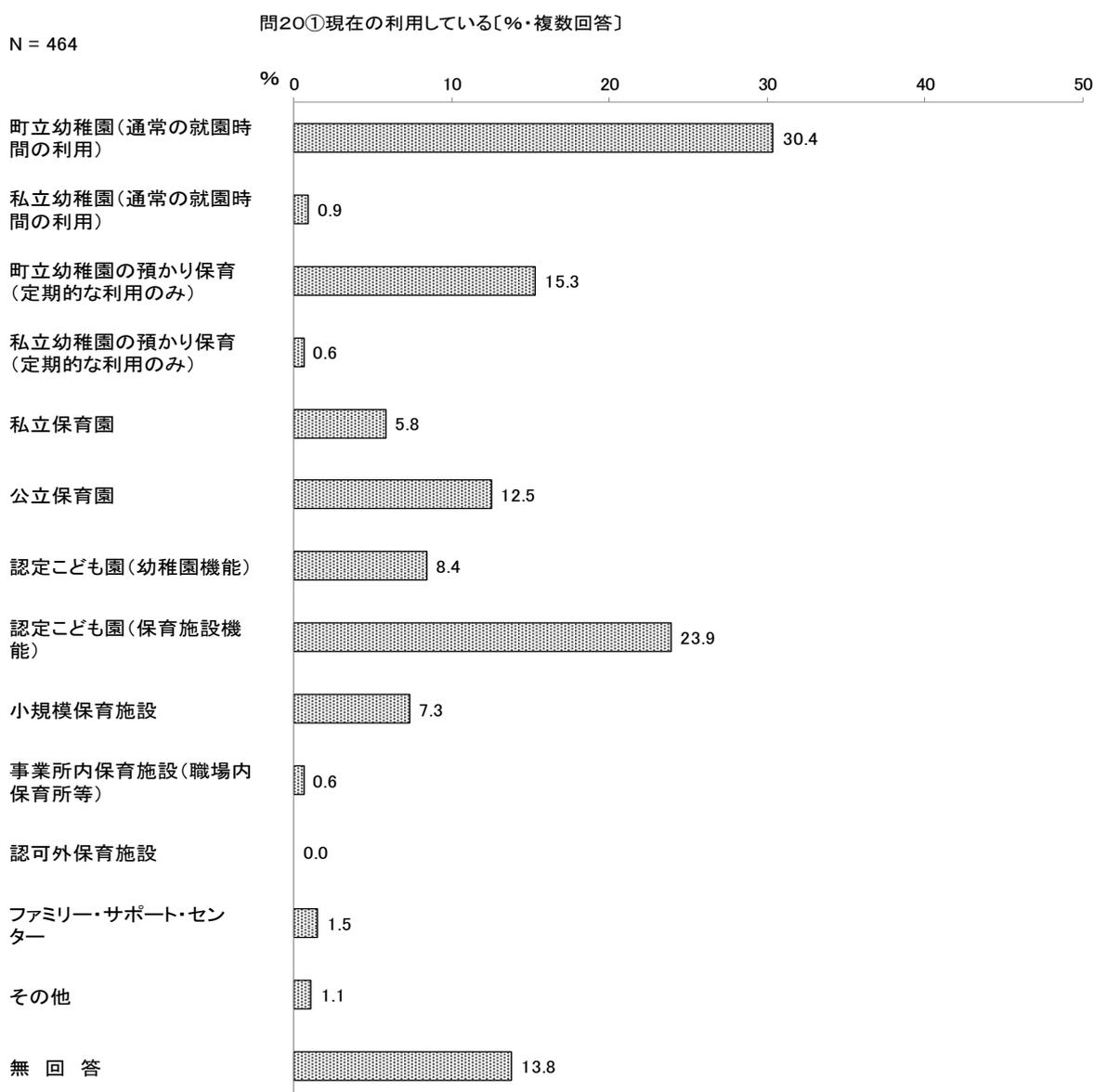
就学前児童、小学生（低）の保護者は「取得した」が51.8%、小学生（高）保護者では43.8%となっています。



教育・保育施設の利用(就学前児童保護者)

現在の利用状況では「町立幼稚園(通常就園時間の利用)」が30.4%、「認定こども園(保育施設機能)」が23.9%、「町立幼稚園の預かり保育(定期的な利用のみ)」が15.3%となっています。

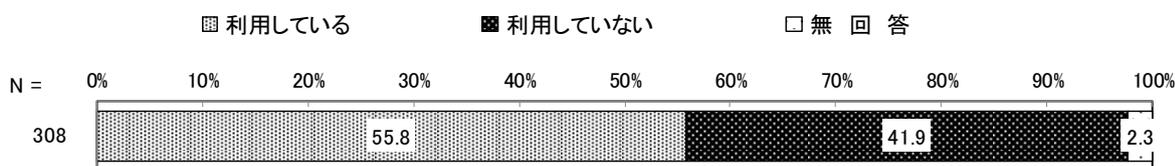
今後の利用希望は、平日は「町立幼稚園(通常就園時間の利用)」が31.3%と多く、「認定こども園(保育施設機能)」が22.6%、「町立幼稚園の預かり保育(定期的な利用のみ)」が18.8%となっています。



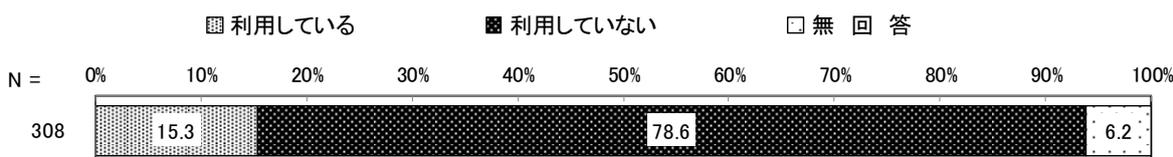
放課後児童クラブの利用状況(小学生保護者)

小学生(低)保護者では、「利用している」は55.8%、小学生(高)保護者では15.3%となっています。

問19小学生・放課後児童クラブの利用[%]



問19小学生・放課後児童クラブの利用[%]



放課後過ごさせたい場所(小学生保護者)

小学校低学年時については、小学生(低)保護者は、「放課後児童クラブ(学童保育)」が58.1%、「自宅」が50.6%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が27.3%となっています。小学生(高)保護者は「放課後児童クラブ(学童保育)」が39.3%、「自宅」が36.0%、「放課後子ども教室」が15.9%となっています。

小学校高学年(4~6年生)については、小学生(低)保護者は、「自宅」が50.0%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が30.8%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が30.5%となっています。小学生(高)保護者は、「自宅」が69.8%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が28.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」が21.8%となっています。

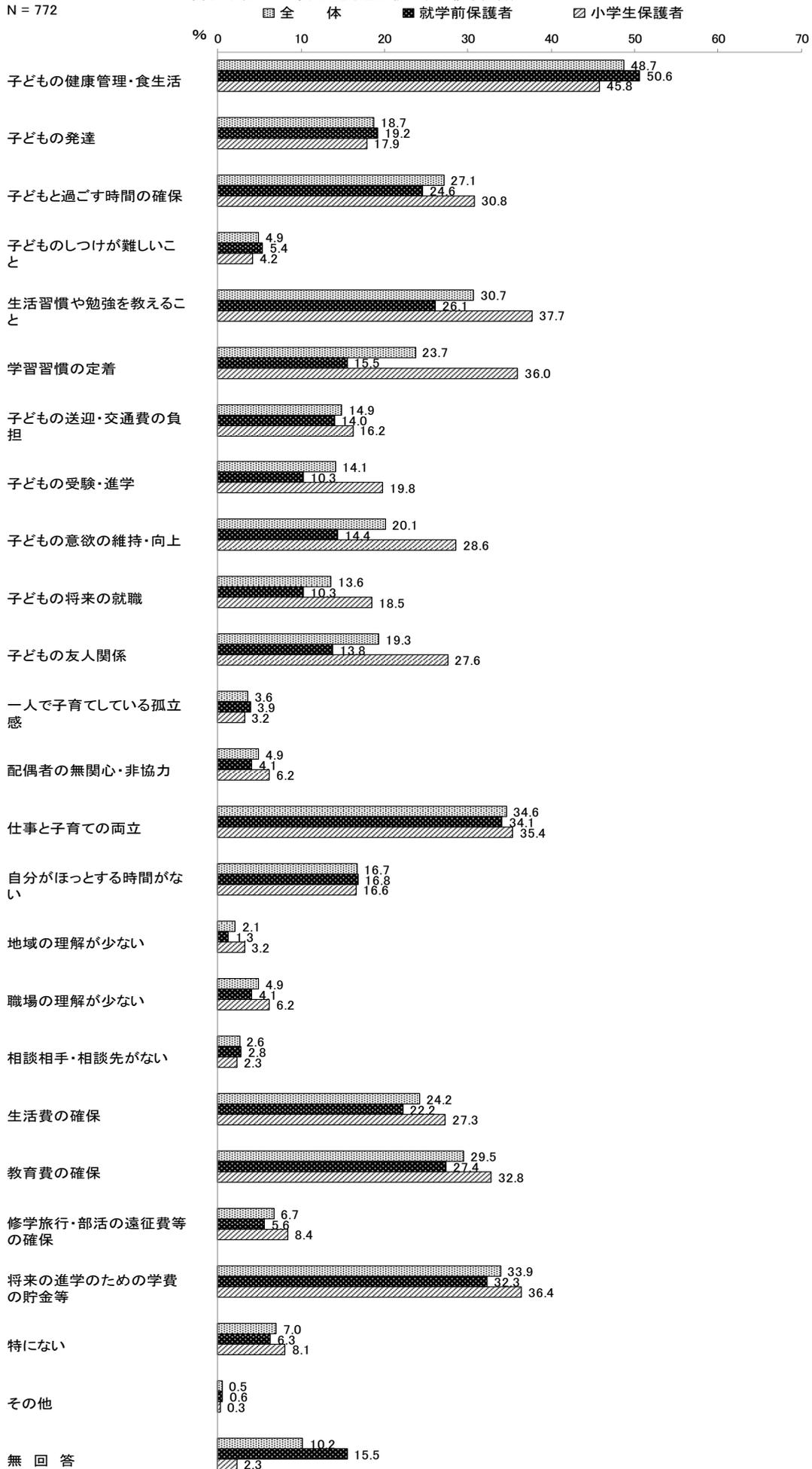
子育てで大変だと思うこと

就学前児童、小学生(低)保護者では、「子どもの健康管理・食生活」が48.7%、「仕事と子育ての両立」が34.6%、「将来の進学のための学費の貯金等」が33.9%、「生活習慣や勉強を教えること」が30.7%となっています。

小(高)、中・高生等保護者では、「将来の進学のための学費の貯金等」が46.6%、「子どもの受験・進学」が44.5%、「学習習慣の定着」が39.4%、「教育費の確保」が38.5%、「子どもの健康管理・食生活」が37.2%、「生活習慣や勉強を教えること」が34.6%となっています。

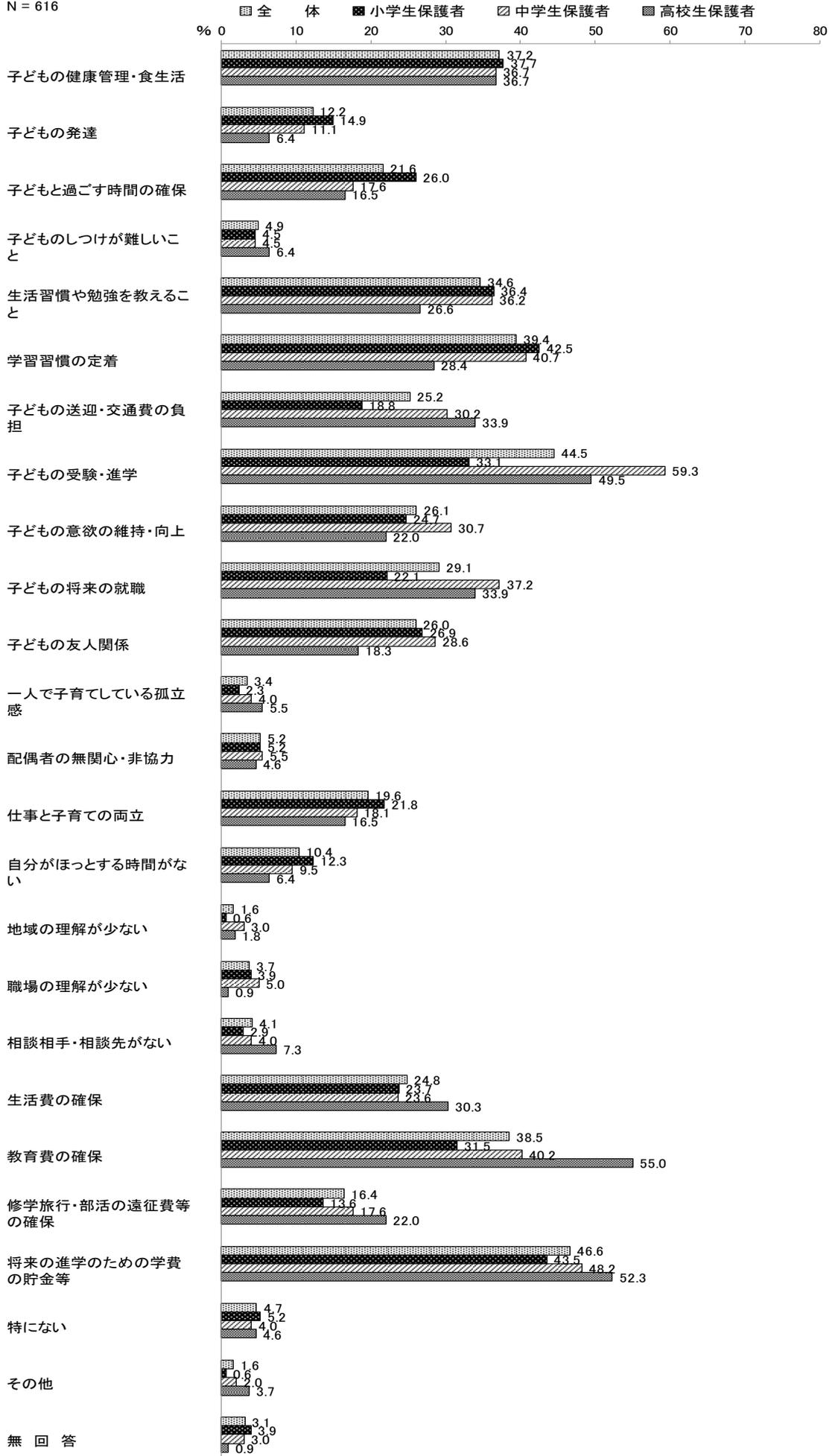
N = 772

問34子育てで大変だと思うこと・悩み[%・複数回答]



N = 616

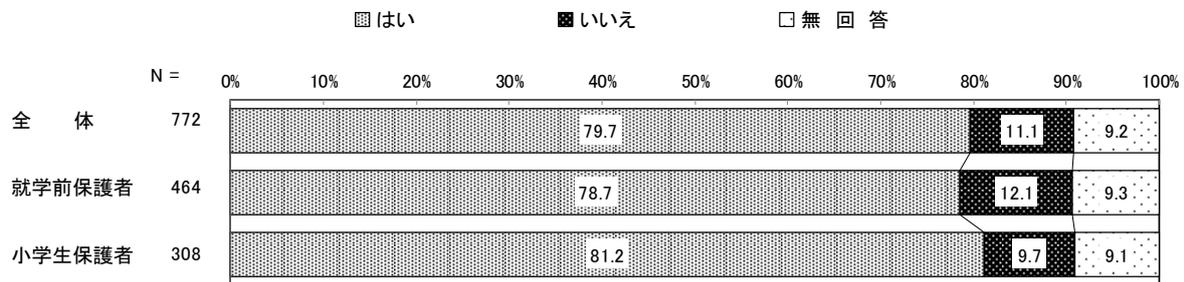
問20子育てで大変だと思うこと・悩み〔%・複数回答〕



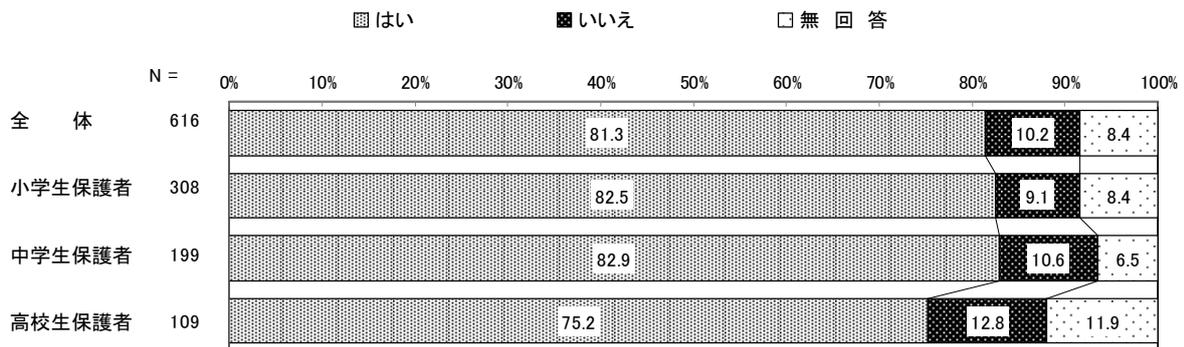
矢吹町での子育て

続けたいという意向は、就学前児童、小学生（低）保護者で79.7%、小（高）、中・高生等保護者で81.3%と多くなっています。

問51 矢吹町での子育ての継続意向[%]



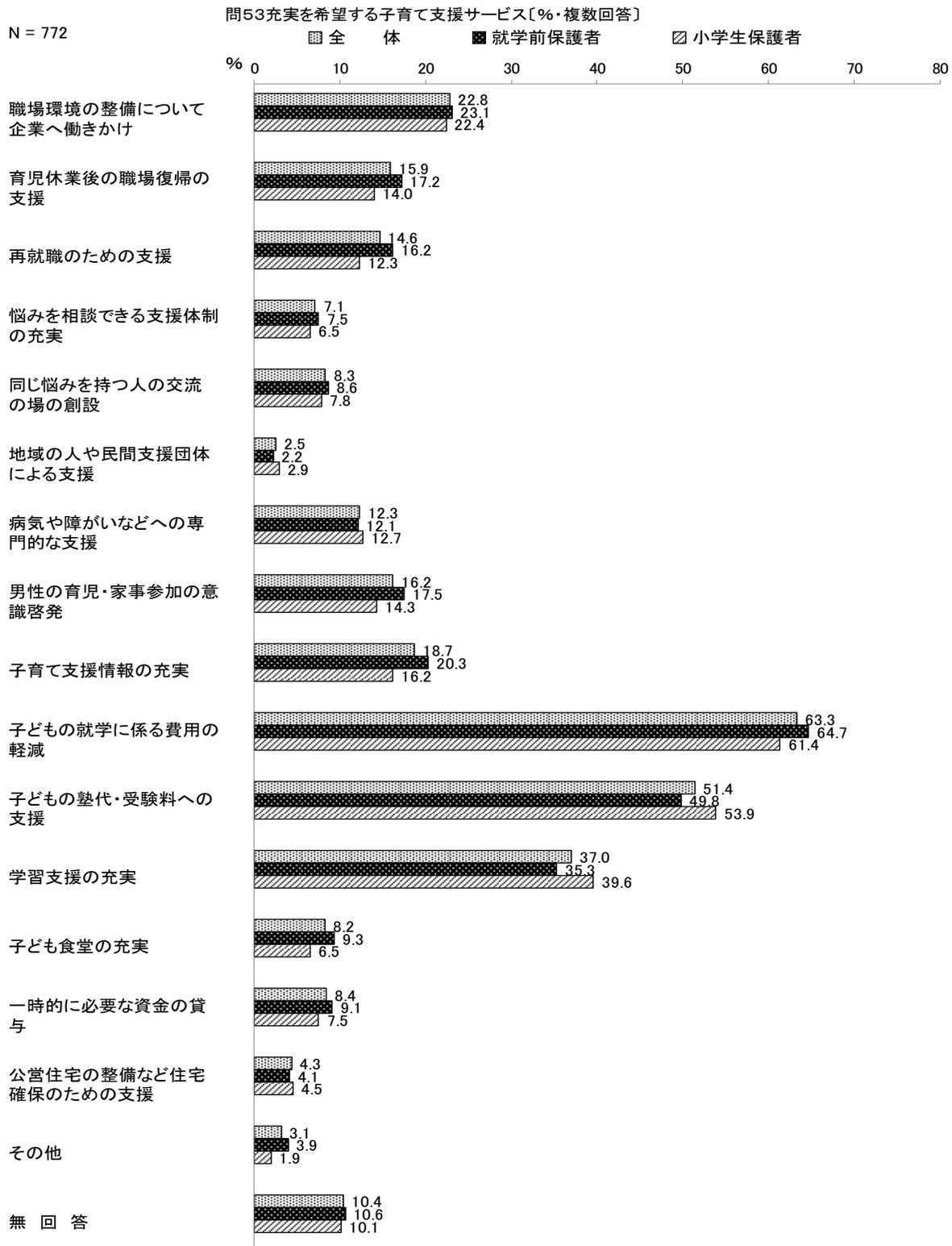
問38 矢吹町での子育ての継続意向[%]



充実を希望する子育て支援サービス

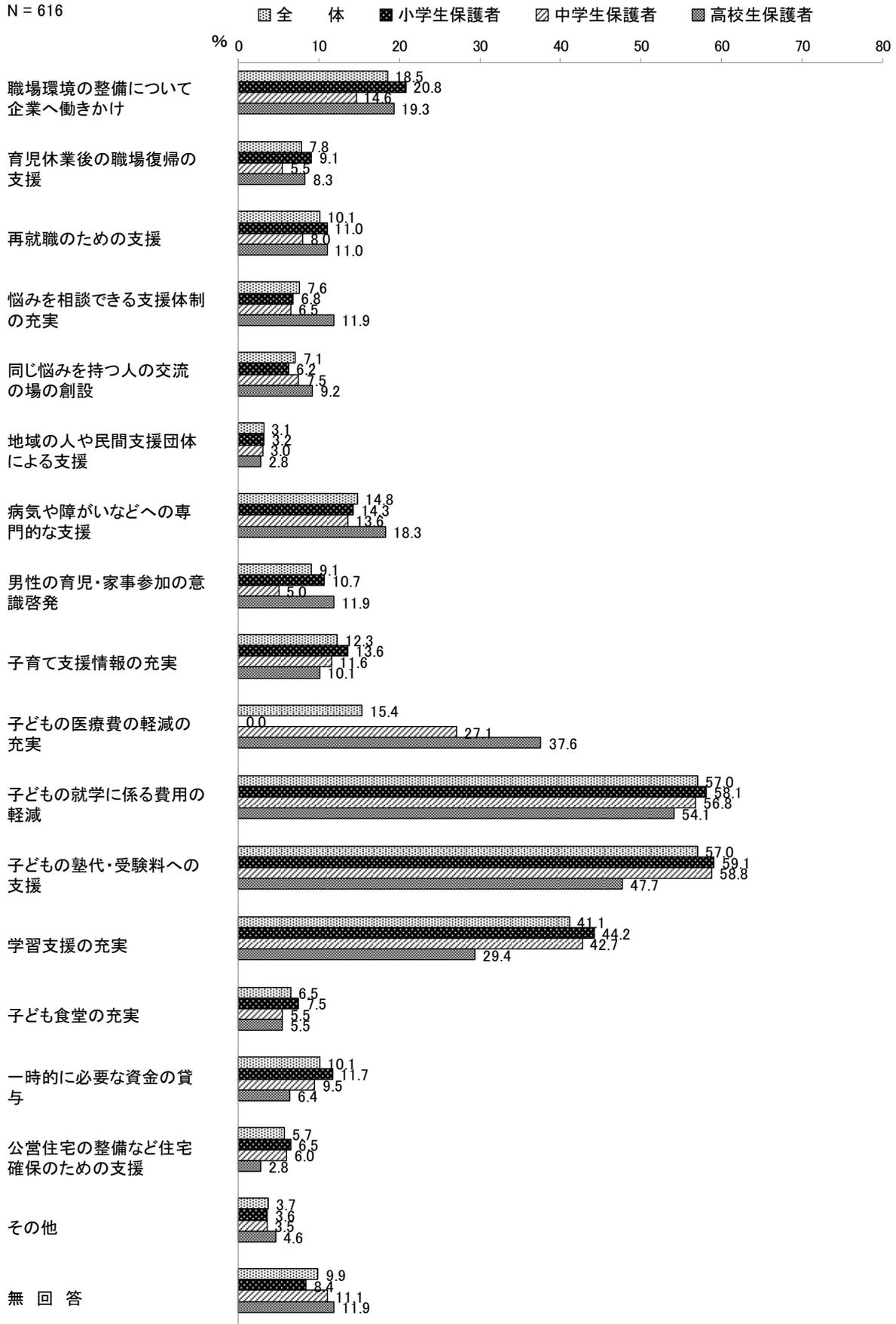
就学前児童、小学生(低)保護者では、「子どもの就学に係る費用の軽減」が63.3%、「子どもの塾代・受験料への支援」が51.4%と多くみられます。

小(高)、中・高生等保護者では、「子どもの就学に係る費用の軽減」と「子どもの塾代・受験料への支援」がともに57.0%、「学習支援の充実」が41.1%となっています。



問53充実を希望する子育て支援サービス[%・複数回答]

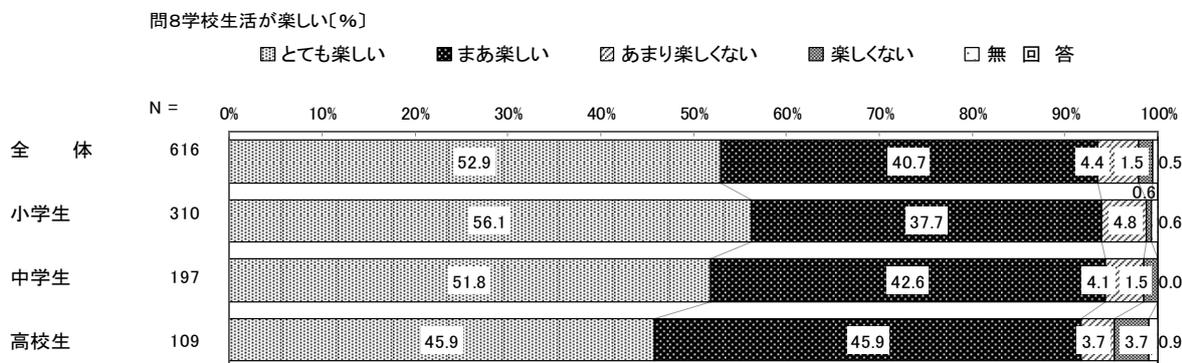
N = 616



②こども本人調査の主な結果

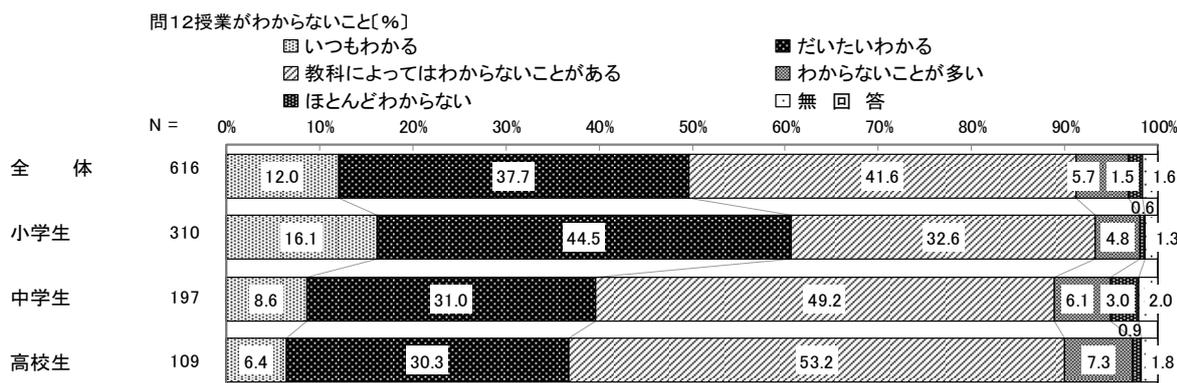
学校生活

「とても楽しい」が52.9%、「まあ楽しい」が40.7%で合わせて93.6%とほとんどが回答しています。



授業でわからないこと

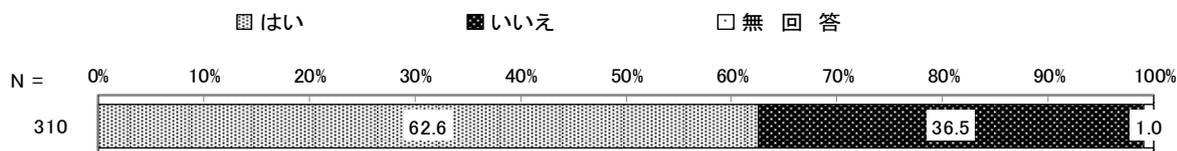
「教科によってはわからないことがある」が41.6%、「だいたいわかる」が37.7%、「いつもわかる」が12.0%となっています。小学生は『わかる』が60%台ですが、中高生は40%台となっています。



習い事

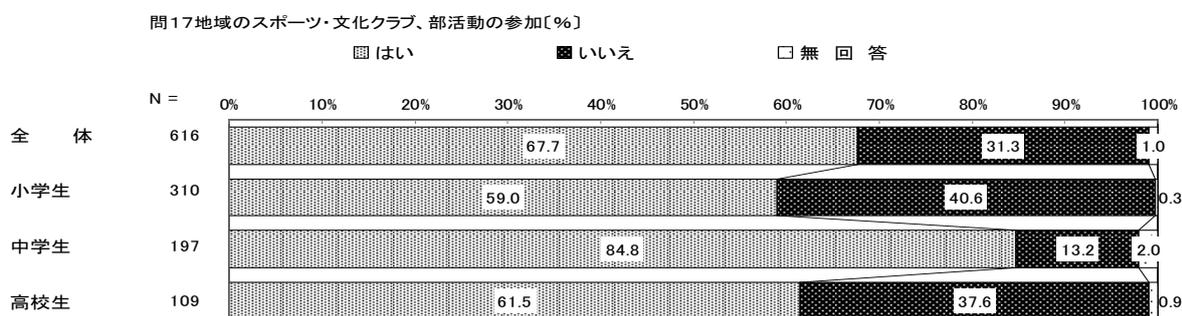
小学生では習い事をしているが62.6%となっています。

問15小学生・習い事[%]



地域のクラブ、学校の部活動への参加

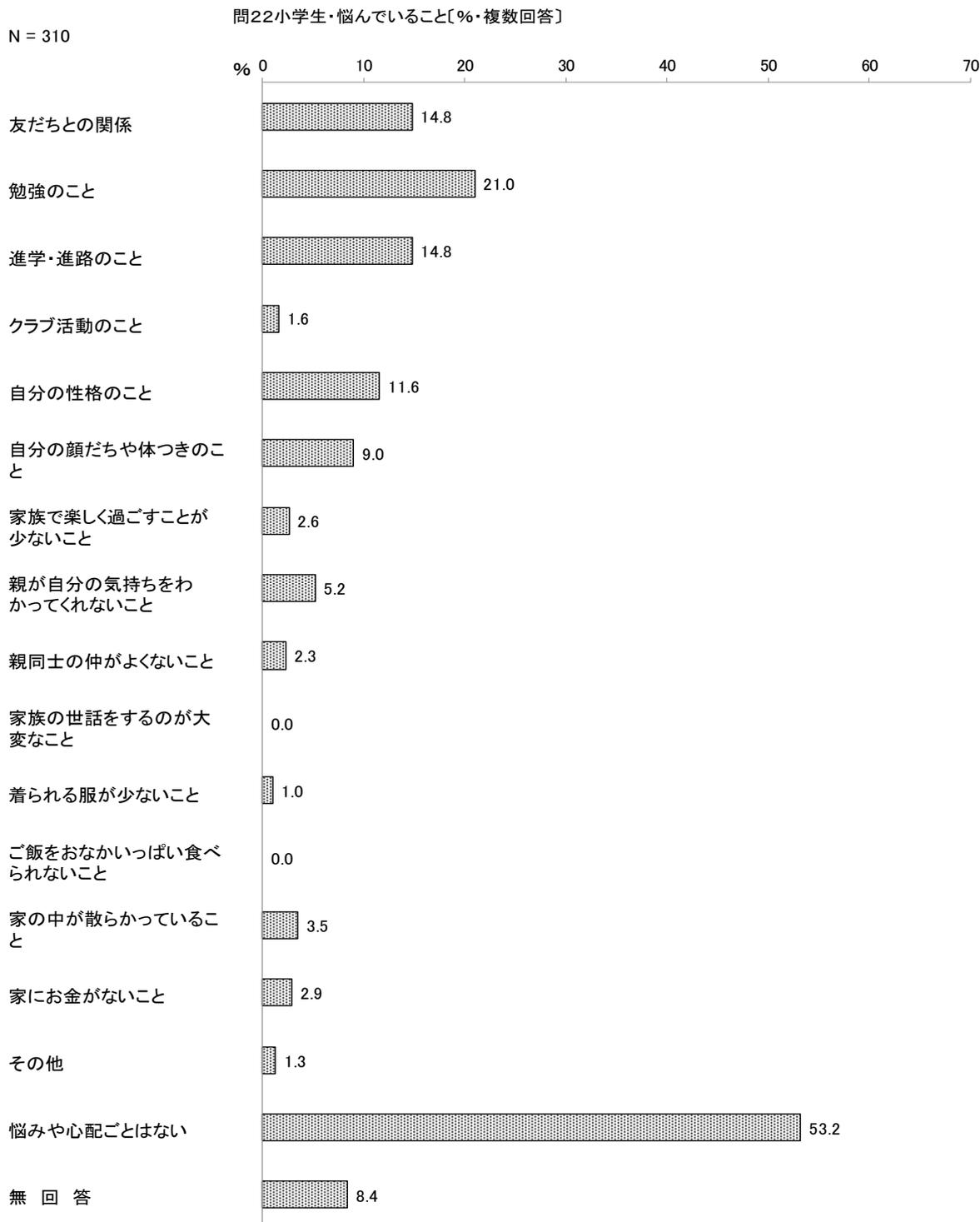
参加しているのは67.7%ととなっています。



悩みや心配ごと

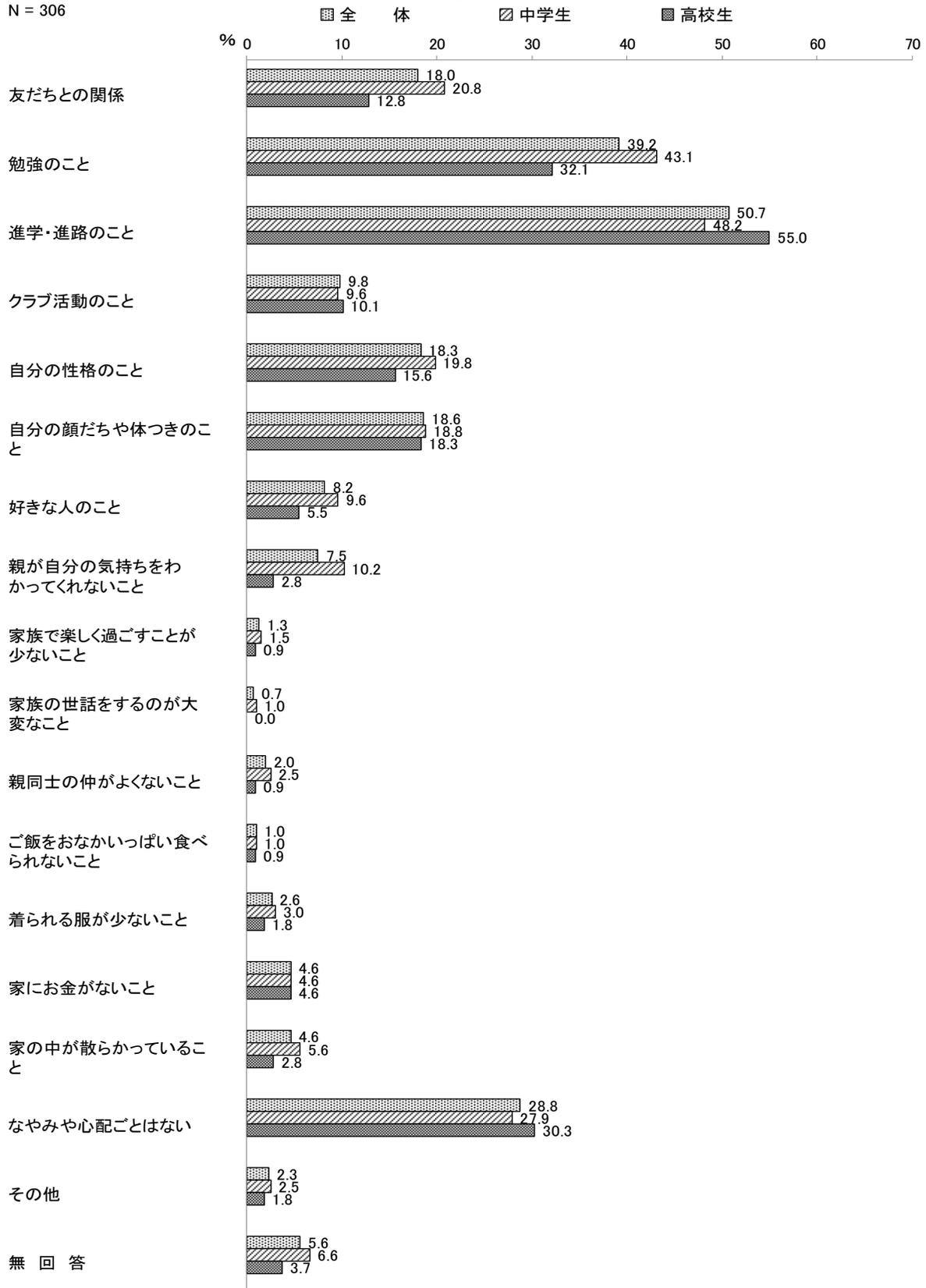
自分や家族のことでなやみや心配ごとがありますか、という設問に対し、小学生で「悩みや心配ごとはない」が53.2%と多く、「勉強のこと」が21.0%、「友だちとの関係」と「進学・進路のこと」がともに14.8%となっています。

中学生、高校生では、「進学・進路のこと」が50.7%と多く、「勉強のこと」が39.2%、「なやみや心配ごとはない」が28.8%となっています。



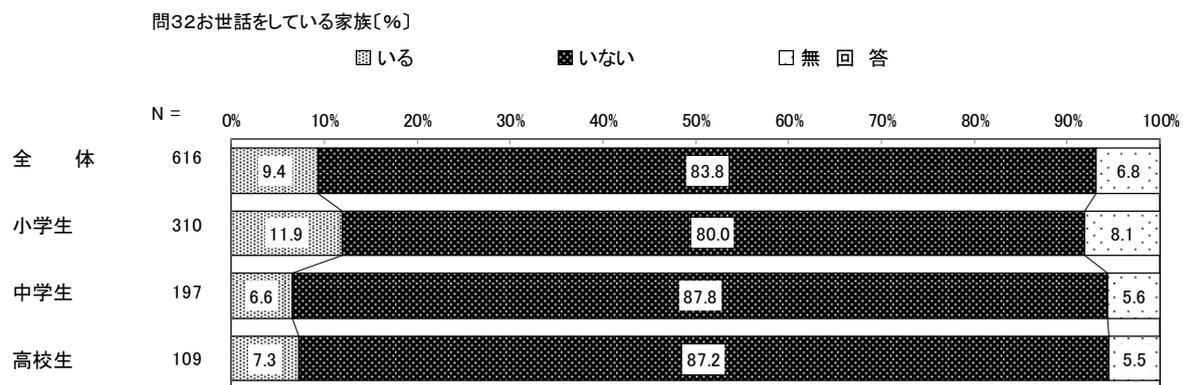
N = 306

問23中高生・悩んでいること[%・複数回答]



家族の世話・介護

世話をしている家族等は「いない」が83.8%、「いる」が9.4%となっています。



5 課題の整理

前計画の実施状況、アンケート調査結果等を踏まえて、今後取り組むべき課題を整理します。

課題1 少子化・高齢化等社会変化の影響への対応

少子化・高齢化とともに核家族化も進んでおり、子育ての孤立化や不安の増大といった影響も懸念されています。地域の繋がりが希薄化し、大人も子どもも孤立、孤独感を抱える傾向が強まっています。困難な状況にある子どもや子育て家庭への支援は、地域全体で行う必要があります。地域の多様な機会を通じて、当事者の声を受け止め、様々な機関が連携して支援を行っていくことが重要です。

また、子ども・若者自身が抱える悩みについて、地域や大人が気づく機会が限られており、子ども自身も声をあげにくい状況があります。地域全体で協力し、子どもたちの状況や悩みを早期に把握し、適切に対応する仕組みを整備する必要があります。

課題2 子育て家庭の仕事や家庭生活の変化への対応

令和2年の国勢調査では25～39歳の既婚女性の就業率が80%前後と平成27年のアンケート結果より高くなっています。今回のアンケート調査の結果、フルタイムで働く母親が増加していることがうかがえます。これに伴い、低年齢児の頃から共働き世帯が増え、保育サービスへのニーズも高まっています。特に低年齢児に対する保育ニーズは依然として高く、今後も継続的に保育サービスが求められることが予想されます。さらに、母親の就労状況の変化に対応し、保育ニーズに柔軟に対応できるよう、支援体制の整備が重要です。

また、育児休業制度の普及が進んでいますが、仕事と家庭生活の両立支援のための施策も強化が求められています。子育て家庭が不安なく働き、女性が活躍できる環境を引き続き整備することが必要です。

課題3 個別ニーズのある子どもの育成支援の体制づくり

障がいやその他の支援が必要な子ども、学校生活や家庭生活において悩みや課題を抱えている子どもが増加しています。これらの子どもたちは、困難を抱えていても声をあげにくい場合が多く、支援が届きにくい現状があります。支援が必要な子どもやその家庭に対しては、福祉、保健、医療、教育など、地域の関係機関が連携して支援する体制を構築し、子どもたちの成長を支援できる環境を整えることが求められます。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「こども・若者の最善の利益」を第一に考え（こどもファースト）、こども・若者の人格と個性が尊重されることを基本に、大人たちや地域がこどもの声に耳を傾けられる土壌をつくり、共生できる矢吹町を目指して、基本理念を以下のとおり設定します。

基本理念

こどもの声に耳を傾け こどもの多様性を尊重する
「こどもまんなか」共生社会の実現

2 基本目標

社会動向や子育てに関わるサービス提供の現状、町民のニーズなどを整理し、次の5つの基本目標を設定し、基本理念の実現に向けて取り組みます。

基本目標1 こどもの人権の尊重 とこどもまんなか 地域づくりの推進

こどもの人権、意思を伝える権利とこどもまんなか社会について普及・啓発を図ります。

こどもまんなか共生社会を目指した人づくりとこどもの声をきく機会を確保します。

基本目標2 こども・若者を守る・ 安心環境づくり

障がい、虐待や学校生活等での課題、家庭生活での課題などにより、支援が必要なこども・家庭について切れ目ない支援体制を確保します。

基本目標3 こどもが個性を発揮 して心豊かに育つ 環境づくり

こどもたちが生きる力と豊かな心を養い成長できるように教育環境の充実を図るとともに、地域に学ぶ場や体験の場、居場所を拡充して地域がこどもたちの育ちに関わりながら成長できる環境づくりを進めます。

基本目標4 切れ目ない育成 支援環境づくり

こどもは家庭で育つことを基本に、こどもと子育て家庭の健康支援を推進します。子育て家庭の悩みや不安を軽減し、こどもと向き合えるように、こどもの成長にあわせて切れ目なく、寄り添いながら支援する体制を充実します。

基本目標5 こどもと子育てを 支援する地域づくり

こどもと子育てにやさしい地域となるように、こどもと子育て家庭の利用する公共施設や道路の安全性の確保と地域安全活動の推進を図ります。仕事と子育ての両立支援や共働き・共育を応援する地域づくりを進めます。

3 施策体系

基本理念

こどもの声に耳を傾け 子どもの多様性を尊重する「こどもまんなか」共生社会の実現

基本目標

基本目標1

こどもの人権の尊重と
こどもまんなか
地域づくりの推進

基本目標2

こども・若者を守る・
安心環境づくり

基本目標3

こどもが個性を
発揮して心豊かに育つ
環境づくり

基本目標4

切れ目ない
育成支援環境づくり

基本目標5

こどもと子育てを
支援する地域づくり

施策

- (1) こどもの権利を守る取組
- (2) 0歳からのひとづくりの推進
- (3) こどもの声に耳を傾ける取組
- (4) こども・子育て世代に寄り添う取組

- (1) こどもの貧困解消対策
- (2) 障がい児施策の充実
- (3) 児童虐待防止・社会的養護の推進・ヤングケアラー支援
- (4) こども・若者の自殺対策・犯罪からこども・若者を守る取組
- (5) 安全・安心なまちづくり・居住環境の推進

- (1) こどもの生きる力の育成に向けた教育の推進
- (2) 放課後の居場所づくりの推進
- (3) こどもの健全育成・体験・交流活動の推進
- (4) 家庭や地域の教育力の向上

- (1) こどもと親子の健康の確保
- (2) 食育の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実



- (1) 教育・保育施設サービスの推進
- (2) 地域子育て支援サービスの推進
- (3) 包括的支援体制の充実
- (4) 子育て家庭の経済的負担等の軽減
- (5) ワーク・ライフ・バランスの推進

第3章 こども施策の推進

基本目標1 こどもの人権の尊重とこどもまんなか地域づくりの推進

1-1 こどもの権利を守る取組

生きる権利や成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利など、子どもたちの大事な権利が守られるよう、医療、教育、生活への支援に努めます。また、こども自身や大人がこども基本法やこどもの権利を知るための場を提供、啓発に努めます。

	施策名	内容	令和5年度実績	今後の方向性	担当課
1	こどもまんなか宣言 ※ ① ② ③	国の「こどもまんなか宣言」の趣旨に共感・賛同し、町としてもこどもまんなか社会の実現に向け「こどもまんなか」を宣言しそれに向けた事業を実施します。	新たに掲載する事業	こどもまんなか宣言を行い、こどもまんなか社会の実現に向けた事業を実施します。	子育て支援課
2	こどもまんなか応援サポーター ① ② ③	国の「こどもまんなか宣言」の趣旨に共感・賛同し、その取組を応援し、自らも行動する団体や個人を応援サポーターと位置づけ、こどもまんなか社会の啓発に取り組めます。	新たに掲載する事業	こどものまんなか社会実現に向けた取組を応援し、こどもまんなかの啓発に努めます。	子育て支援課

※対象となるライフステージを示している。(表内は以下同様)

①:誕生から幼児期、②:学童期・思春期、③:青年期・子育て世代

1-2 0歳からのひとづくりの推進

「こどものよい育ちは、脳のよい育ち」という脳科学の考えをもとに、子育て世代と共に0歳からのひとづくりに向けた取組、はじめの100か月の育てビジョンに係る取組を推進します。

1-4 こども・子育て世代に寄り添う取組

子育て世帯の育児に関する経済的、身体的負担の軽減を図るサポートを充実させます。また、こどもの居場所づくりを積極的に推進し、食事の提供や悩み相談、交流の場を増やします。

子ども食堂等は、子どもたちの孤食を防ぎ、おいしい食事で幸せな時間を過ごせるよう地域とのつながりのなかで取り組まれている民間活動で、多様な主体により、矢吹町内や圏域内で子ども食堂の活動が行われています。こどもの居場所や交流の場として、団体等の活動を支援します。

	施策名	内容	令和5年度実績	今後の方向性	担当課
1	こどもの居場所・相談の場づくり ① ② ③	こどもたちの孤立を防ぐと共に安心して過ごせる居場所づくりを目指すことを目的として、こどもの居場所づくり事業を実施する団体に運営費等を助成し、こどもの居場所の拡充を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂 2施設（開催回数：各施設12回） ・カフェ 1施設（開催回数：18回） 	こどもの居場所が確保されるよう事業の充実を図り、引き続き、実施団体の支援に取り組みます。	子育て支援課



	施策名	内容	令和5年度実績	今後の方向性	担当課
3	特別支援教育 ⑤	LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症を含め一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行います。	支援員を配置（小学校：15人、中学校：2人） 特別支援教育担当者会：2回	学習補助や特別な支援を要する児童が増加傾向にあり、支援員の人員確保等を検討します。	教育振興課
4	特別児童扶養手当・育成医療等の給付 ⑥ ⑦ ⑧	身体又は精神に障がいのある20歳未満の児童を監護・養育している人に支給しています。 18歳未満の児童で、身体に障がいがあり、現在の状態をそのままにすると身体に障がいを残すと認められる場合で、手術などにより確実な治療が期待できる際に必要な医療費の一部を負担します。	特別児童扶養手当受給者：69人 育成医療：1件	引き続き事業を実施します。	保健福祉課
5	障がい児福祉手当 ⑥ ⑦ ⑧	在宅の20歳未満の重度障がい児に対して、負担軽減の一助として手当を支給します。	手当受給者数：9人	引き続き事業を実施します。	保健福祉課
6	障がい児福祉サービス ⑥ ⑦	全ての障がい児が個人として尊重され、必要な日常生活又は社会生活を営むことができるように児童福祉法に基づく障がい児支援を実施します。	児童発達支援：20人 放課後等デイサービス：29人 障がい児相談支援：50人	障がいのあるこどもが個々に応じた療育等の必要な支援を受けることができるよう、事業を継続します。	保健福祉課
7	軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費助成 ⑥ ⑦	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度及び中等度の難聴児の補聴器購入費等の一部を助成することにより、言語の取得、教育等における健全な発育の支援を行います。	補助実績：0件	軽度・中等度の難聴児の健全な発育支援のため、事業を継続します。	保健福祉課

2-3 児童虐待防止・社会的養護の推進・ヤングケアラー支援

要保護児童対策地域協議会を中心に虐待防止ネットワークを強化し、関係機関の連携のもと、児童虐待に関する情報の共有と、早期発見、早期対応に努めます。

	施策名	内容	令和5年度実績	今後の方向性	担当課
1	矢吹町要保護児童対策地域協議会 ① ②	矢吹町要保護児童対策地域協議会の各構成機関が専門性を活かし、連携して児童虐待の予防、早期発見、発生後の迅速且つ適切な対応を行います。児童虐待の早期発見、早期対応を図れるよう、ケース検討や研修を行います。	代表者会議：2回 実務者会議：3回 定例連絡会議：3回 研修会：1回 個別ケース会議：4回	要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会の実施に加え、庁内の関係課や関係機関との連携を円滑に行い、活動の推進に取り組みます。	子育て支援課
2	こども家庭センターの相談機能の強化 ① ② ③	こどもがいる家庭の悩み相談、虐待の情報収集に加えて児童相談所や福祉機関との連絡調整等を担い、家庭と寄り添った支援を行います。	新たに掲載する事業	こども家庭センターの機能強化を図り、今後も各家庭に寄り添った支援を行います。	子育て支援課
3	ヤングケアラーへの支援 ① ②	家庭での養育状況等が気になるこどもとしてあげられたケースについて、家庭の状況把握に取り組み、家庭の状況に応じた適切なサービスの利用につなげます。さらに、ヤングケアラーの早期発見につなげるため、学校などを通じて積極的に周知を行うことにより、さらなる理解の促進を図ります。	新たに掲載する事業	こども家庭センターを中心に、教育や福祉、保健をはじめとする関係機関がそれぞれの専門性を生かしながら連携を強化し、こどもやその家族の悩みや困難の状況、発達段階に応じた、切れ目のない継続的且つきめ細かな支援の充実を図るとともに、関係機関等と密接な連携を図り、ヤングケアラーの支援の充実を図り、条例制定を進めます。	子育て支援課

2-4 こども・若者の自殺対策・犯罪からこども・若者を守る取組

SOSの出し方教育やこころの健康に関する相談などを推進します。地域でこども・若者の安全を守る活動を推進します。

	施策名	内容	令和5年度実績	今後の方向性	担当課
1	子ども見守り隊活動 ④	こどもを犯罪から守るために、学校区ごとに地域住民が自主的に「子ども見守り隊」を組織し、毎日小学生の登下校時にこどもたちを見守る活動を行っています。	登録者120人。 各学区に子ども安全見守り隊を組織し、登下校時のこどもたちの安全確保を推進。	子ども見守り隊はボランティアで成り立っている団体であり、人数が減少傾向にあるため、デジタルを活用したこどもの見守りに取り組みます。	教育振興課
2	社会を明るくする運動 ④ ⑤	全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動です。この運動に対し、啓発活動を行います。	特別相談所開設、法務相談：各1回 社会を明るくする運動施設訪問：4か所 社会を明るくする運動企業訪問：2か所 人権擁護啓発活動：1回 学校幼稚園訪問：13か所	今後も人権週間や法の日に関し、人権擁護委員や保護司により駅周辺等において「社会を明るくする運動」を実施し、啓発活動を展開していきます。	保健福祉課
3	学校安全教育の推進 ④	園児・児童生徒の安全確保のため、小中学校において、危機管理マニュアルを作成し、校内体制や校外（地域、警察等）との連携体制を整備します。	各学校において、安全な避難の仕方の訓練、防犯訓練を実施。	学校防災計画に基づき、学校、地域、警察との連携体制の充実を図り、避難訓練等を継続して実施し、児童生徒の安全確保に努めます。	教育振興課
4	子ども110番の家事業 ④	子ども110番の家は、商店や常時家族の誰かが在宅している家などが指定されており、こどもが避難してきたときに、そのこどもを保護し、直ちに警察に110番通報する役割を担います。	指定数 矢吹小学区：55戸 善郷小学区：12戸 中畑小学区：22戸 三神小学区：32戸	避難場所の周知が図られていないため、デジタルを活用した周知方法とデジタルマップの更新に取り組みます。	教育振興課

	施策名	内容	令和5年度実績	今後の方向性	担当課
9	青少年児童サポート事業 ④ ⑤	ひきこもり、不登校等の問題を抱える児童生徒や青少年に対し、進学や就職へ向けての支援を関係機関の協力を得ながら進める活動を行います。	青少年サポート事業連絡協議会（1回） 対象者（中学校卒業35人、中学生0人）	事業を継続し、児童生徒、青少年へのきめ細やかなサポートを行います。	教育振興課
10	外国語指導助手活用事業 ④ ⑤	A L T（外国語指導助手）を配置し、児童生徒の英語力向上に努めます。小学校の外国語活動・国際交流について、統一したカリキュラムを導入します。	A L T 3人配置（新規招致者2人） ・A L T 2人を保育園・幼稚園・小学校に配置。 ・A L T 1人を中学校に配置。	事業を継続し、外国語活動・国際交流・英語力向上を目指します。	教育振興課
11	コミュニティ・スクール推進事業 ⑥ ④ ⑤	学校運営基本方針の承認や教育活動への意見など、保護者や地域住民により構成される学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校として、よりよい学校づくりに取り組みます。	学校運営協議会議全体会 対面開催：3回 部会 小学校部会：各6回（対面）、中学校部会：5回（対面） その他 各部会年間テーマに基づく取組の実施 令和5年度より部会のオープン参加（交互参観）を実施。	事業継続を行うとともに、地域学校協働活動との効果的な連携のあり方について検討を進めます。	教育振興課
12	学校教育ボランティア ⑤	学校教育ボランティアを広く町民から募集し、地域の人材や教育力を学校教育の場に生かし「開かれた学校」はもとより、学校・家庭・地域が一体となった学校支援体制を目指しています。	登録状況：個人延25人、団体10団体（延59人）	地域力を生かしたこどもたちへの支援を目指します。	教育振興課
13	教育ボランティア活用事業 ⑥ ④ ⑤	小中学校、幼稚園において、授業や総合的な学習の時間における体験活動などに登録ボランティアを活用し、児童生徒教育の一助とします。	地域学校協働活動推進員によるボランティア登録者（地域の人材）の活用。学校教育ボランティア研修会の開催。	児童生徒教育の一助となるよう、推進を継続します。	生涯学習課

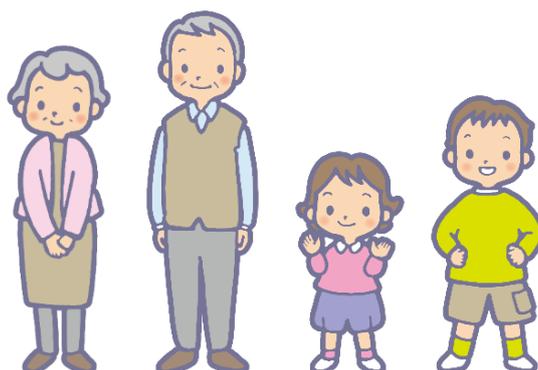
	施策名	内容	令和5年度実績	今後の方向性	担当課
16	キッズシアター ⑤	各小学校4～6年生児童を対象として、県文化振興事業団が文化センター等と連携し、良質な演劇等の巡回公演を実施しています。	小学校高学年芸術鑑賞教室「キッズシアター」：6月21日(水) 矢吹町文化センター 参加者数：431人 古典落語「ヘレンケラー」	引き続き、実施します。	生涯学習課
17	体育協会支援事業 ④ ⑤ ⑥	協会が実施する町民体育祭やこどもと大人が一緒に参加できる「さわやか健康マラソン大会」などに取り組んでいきます。	・さわやか健康マラソン大会 参加者数：441人 ・その他町民体育祭は12大会開催 参加者数：406人 ・三鷹市交流会は、山岳会、矢吹ゴルフクラブが開催 参加者数：31人 ・体育協会納会中止	引き続き、実施するとともに、その内容についても検討します。	生涯学習課
18	中畑清旗争奪ソフトボール大会 ⑤	県内各地のソフトボールスポーツ少年団を招き、練習の成果を競い、友情の輪を広げ、健康で明るいこどもたちの健全育成に寄与するとともに、元巨人軍選手 中畑氏の出身地 矢吹町を紹介することを目的として開催しています。	第40回中畑清旗争奪ソフトボール大会開催。 県内外より64チーム出場	大会主管団体の町ソフトボール協会と運営及び内容等について協議検討しながら大会を実施します。	生涯学習課
19	中学生ボランティア活動 ④ ⑤	中学生が矢吹町ボランティアセンターに登録し、福祉施設への訪問活動などのボランティア活動をしています。	中畑幼稚園：サマーショートボランティア(17人)、運動会ボランティア(7人)	引き続き事業を実施します。	生涯学習課

	施策名	内容	令和5年度実績	今後の方向性	担当課
24	田んぼの学校 ④	町内の小学校5年生を対象とした事業で、田植え、稲刈りを通して自然の営みを学ぶ自然体験学習を実施しています。	各学校各2回実施 (5月・10月)	引き続き活動の充実に取り組みます。	農業振興課
25	祖父母参観 ⑤	園児たちとのふれあいを通して幼稚園教育を理解してもらうため、園児の祖父母を対象に保育参観を実施し、昔の伝承遊びや餅つき会を行っています。	中畑幼稚園：餅つき会を祖父母参観として実施。	引き続き活動の充実に取り組みます。	子育て支援課

3-4 家庭や地域の教育力の向上

保護者が子育てに関する知識や技術を身につけながら、育児・養育に向き合えるように、学習機会の提供を推進します。

	施策名	内容	令和5年度実績	今後の方向性	担当課
1	幼稚園教育講演会 ⑥	幼稚園PTAを対象に、こどもの養育全般に関して各界の講師による講演会を行っています。	・中畑幼稚園：メディアコントロールについて（小学校と合同開催） ・三神幼稚園：おうちの人と一緒に！絵本って楽しいな♪	引き続き事業を実施します。	子育て支援課



	施策名	内容	令和5年度実績	今後の方向性	担当課
4	乳幼児健康 診査 (幼) (青)	疾病の早期発見のため4か月児、1歳6か月児、3歳児に年6回健康診査を実施し、1歳6か月児、3歳児には歯科健診もあわせて実施しています。 また、各健診時に育児不安の解消のための相談を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> ・4か月児健診：年6回、87人(対象87人)、受診率100% ・1歳6か月児健診：年6回、102人(対象102人)、受診率100% ・3歳児健診：年6回、103人(対象104人)、受診率99.0% 	疾病の早期発見・育児不安の解消に加え、発達障がい児の早期発見・むし歯対策に重点を置き、引き続き事業を実施します。また、5歳児検診の実施について検討します。	子育て支援課
5	幼児健康相談 (幼) (青)	1歳児相談、2歳児相談を行い、むし歯予防、発達、育児相談を実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳児健康相談：年6回、99人(対象101人)、受診率98.0% ・2歳児健康相談：年6回、112人(対象116人)、受診率96.6% 	むし歯対策や療育が必要な児童については、早期に療育につなげられるよう努めます。	子育て支援課
6	訪問指導 (幼) (青)	妊産婦や乳幼児のいる家庭を保健師・栄養士などが訪問し育児指導や栄養指導を行っています。また、初産婦に対しては産後うつ病についての指導を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児訪問実施数：実82人(うち新生児・未熟児訪問実施数：5件) ・幼児訪問実施数：実30人 ・妊産婦訪問実施数：実82人 	相談内容が複雑化しているため、関係機関との連携を図りながら、関係施策と合わせた対応を行います。	子育て支援課
7	新生児・未熟児訪問指導 (幼) (青)	初産、未熟児の母親に対し家庭訪問の場で育児指導を行い、安心して子育てができるよう支援しています。	訪問指導実施数： 新生児実3人、未熟児実2人	在宅助産師や看護師も導入し、里帰り出産等で新生児(出生後28日以内)の時期に訪問できるように努めていきます。低出生体重児についても関係機関と連携しながら、訪問を実施します。	子育て支援課
8	養育支援訪問指導 (幼) (青)	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、適切な養育が行えるよう支援しています。	訪問指導実施数：実37人	自立支援等の福祉サービスの情報提供や相談支援アドバイザー等の関係機関と連携を図りながら、引き続き事業を実施します。	子育て支援課

	施策名	内容	令和5年度実績	今後の方向性	担当課
12	健康相談・ 育児相談 ① ②	妊娠・出産・育児・予防接種・食事などの健康や病気・障がいに関する健康相談を乳幼児健康診査時に行っています。 また、電話による相談も行っています。	・電話相談：180件 ・来所相談：24件	引き続き、事業を継続します。	子育て支援課
13	すくすく教室 ① ②	郡内の保健師・県保健福祉関係機関と連携して、支援が必要なこどもに対して、遊びを通して発達を促す保育指導や保護者への支援を行っています。 また、臨床心理士の相談や母親同士のグループワークを充実させ、安心して育児ができるよう支援しています。	西白河郡4町村での合同開催 ・すくすく教室（泉崎村保健福祉センター等で実施） 年7回、対象者5人、参加者数：延21人 ・発達相談会（泉崎村保健福祉センターにて実施） 年6回、対象者3人、参加者数：延3人	事業メニューの充実を図りながら、引き続き事業を実施します。	子育て支援課
14	おやこあそびのひろば ① ②	就園前の乳幼児と保護者を対象に、保健福祉センターでふれあいあそび、グループミーティングを通して育児支援・発達支援を行い、こどもたちの健やかな発達と、母親たちの仲間づくりを行っています。	特定非営利活動法人子育て環境を考える虹の会からの保育士協力のもと、町主体事業として実施 年10回 登録者数：13人 参加者数：延103人 （内訳：こども50人、保護者53人）	引き続き、事業を継続します。	子育て支援課
15	養育医療給付 ①	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。医療費は、世帯の所得税額に応じて一部自己負担となります。	受給者：3人 支払金額：235,831円	引き続き、実施します。	子育て支援課

4-2 食育の推進

望ましい食習慣を身につけ、こどもの成長段階にあわせた食育を推進します。

	施策名	内容	令和5年度実績	今後の方向性	担当課
1	矢吹っ子の健康を考える連絡会の充実 (幼) (学) (青)	こどもの生活習慣病予防を図るため、家庭教育・学校保健・地域保健等の連携を充実させ、小児医療から生涯にわたる健康づくりを推進しています。	連絡会 年2回実施。	養護教諭と事業内容を見直し、小中学校・幼稚園・保育園と連携を図り、矢吹っ子健康づくり事業を実施します。	子育て支援課
2	学校給食を活用した「食育」の推進 (学)	こどもたちが将来にわたって健康に生活していけるようにするために、学校給食を通じてこどもたちに対する食に関する指導を充実し、地産地消の検討、望ましい食習慣の形成を促しています。	各学校において、担任及び学校栄養士等により食育を実施。	こどもたちが健やかに成長するための食育指導の充実に努めます。	教育振興課
3	幼稚園における「食育」の推進 (幼)	こどもたちの五感を豊かに育み、食べる力を養うため、野菜栽培（苗植・草とり・収穫）、簡単調理（包丁・ピーラーを使う）、食に関係する昔からの行事（餅つきなど）を体験する中で、食育の指導を行っています。	中畑幼稚園：地域ボランティアの方との野菜作りや収穫、それを食べることで、みんなで食べる楽しさやおいしさを体験する活動を実施。食育出前講座の実施。カレーづくりの実施。	引き続き事業を実施します。	子育て支援課

4-3 思春期保健対策の充実

小中学校と連携して発達段階を考慮した保健指導を行います。

	施策名	内容	令和5年度実績	今後の方向性	担当課
1	思春期セミナー (学)	命を扱う現場の専門家から発達段階を考慮した正しい知識を得ながら、命の大切さや親子の絆の再確認と性の問題をとものに話し合い、望ましい人間関係を培うことを目的に実施しています。	事業参加者 小学生100人、中学生467人、や高校生201人、保護者54人 計8回事業を開催。	小・中学校の養護教諭や教職員と連携を図り、引き続き事業を実施します。	子育て支援課

基本目標5 こどもと子育てを支援する地域づくり

5-1 教育・保育施設サービスの推進

子育て家庭が希望する教育・保育施設を利用できるように、提供体制を確保するとともに、教育・保育の質の向上を図ります。

	施策名	内容	令和5年度実績	今後の方向性	担当課
1	保育園での延長保育事業 (幼)	保育園・こども園において、早朝の延長と夕方の延長保育を実施しています。	早期利用・延長保育について随時受け入れ。 利用者数：延868人 (内訳：ひかり保育園284人、サンライズ11人、ポプラの木348人、野のはな225人)	引き続き、事業実施に取り組みます。	子育て支援課
2	幼稚園での預かり保育事業 (幼)	通常の教育時間を超えて、預かり保育を実施しています。	町立幼稚園において、朝7:30~8:30、降園後13:30~18:30に預かり保育を実施。 利用園児数：100人 (令和5年4月1日時点)	引き続き、事業実施に取り組みます。	子育て支援課
3	幼稚園の保護者交流の推進 (幼) (青)	幼稚園の保護者同士が交流し、親睦を深めながら幼稚園教育への関心を高めていくために、園児たちとのふれあいの機会を設けたり、様々な保護者のサークル活動を支援しています。	中畑幼稚園：保育参観後の懇談会、フリー保育参加、父ちゃんの会行事引率支援、花苗植え・芋ほり・餅つき会の祖父母の手伝いなどを通して交流、絵本ボランティアとの交流。	参加者が集まりにくいため、気軽に話し合えるような環境づくりに努めます。	子育て支援課
4	幼稚園の地域への開放 (幼)	体験入園は就園前の幼児を対象に園を開放し、幼稚園生活(園で遊ぶ、在園児の様子を見る、昼食体験)体験や同年齢の幼児とふれあいを通して友達への関心が深まるよう場の提供をしています。また、園の放課後、休日等は地域の遊び場として園庭を開放しています。	・矢吹幼稚園：体験入園4回実施、園庭開放(平日午後3時~5時、土日祝) ・中央幼稚園：体験入園3回実施、園庭開放(午後3時~5時、土日祝) ・中畑幼稚園：体験入園4回実施、園庭開放(午後3時~5時、土日祝) ・三神幼稚園：体験入園3回実施、園庭開放(午後3時~5時、土日祝)	遊具の安全性を確保し、引き続き活動の充実に取り組みます。	子育て支援課

	施策名	内容	令和5年度実績	今後の方向性	担当課
6	屋内外運動場（未来くるやぶき） ① ②	幼児や保護者が放射能の影響を気にせず安心して遊べる遊び場を提供し、こどもたちの運動量の確保と健全な発育発達を推進します。	利用者数合計： 40,023人 屋内運動場：36,234人 団体利用者：291人 イベントのみ：159人 見学者：13人 フットサルコート： 3,326人	引き続き事業を実施します。	子育て支援課
7	子育てホームページ及びアプリの活用 ① ②	ホームページやアプリを活用して、母子保健や子育て支援に関する情報を子育て世帯に迅速に提供します。	子育てホームページ及び子育てアプリにより子育て支援に係る情報の提供。SNSを利用して幼稚園の活動等の情報発信を実施。	庁内の関係各課と連携して、きめ細かな情報提供を実施します。	子育て支援課
8	子育てサークル活動支援補助金 ① ②	乳幼児と保護者が集まって、子育てに関する学習や情報交換、その他の活動を行うなど、一定の条件を満たす子育て支援サークルに、活動に関する経費の一部を補助する事業等を行います。	実績なし。	該当団体がないため、事業の周知等を行います。	子育て支援課
9	地域子育て支援センター ①	地域子育て支援センターを設置し、親子の交流・子育て情報の提供・子育てサークルの支援や子育て中の親の子育ての悩み・不安の相談に応じています。	「にこにこひろば」 利用状況：3,456組 (大人4,118人、こども3,962人)	地域子育て支援拠点を増やし、より子育てしやすい環境を整えます。	子育て支援課
10	ファミリーサポートセンター ① ③	子育ての援助をしてほしい方（利用会員）、援助したい方（提供会員）、利用会員提供会員の両方を兼ねる方（両方会員）からなる組織で、主に提供会員の家庭においてこどもの保育園の送迎、一時預かり等の援助を有料で行います。	1か所設置 利用会員58人、提供会員16人、両方会員5人 託児サポート49件	提供会員の確保に取り組み、継続して実施します。	子育て支援課

	施策名	内容	令和5年度実績	今後の方向性	担当課
11	子ども・子育て会議 ① ② ③	保護者、子育て支援事業従事者、有識者等から意見や提案を聴き、町の子育て支援施策の充実に向けて政策設計から点検などを行う会議を開催します。	2回開催。子ども・子育て支援策の点検・評価を実施。	定期的に開催し、町の子育て支援施策の充実を図るため検討を深めます。	子育て支援課
12	こども計画推進検討部会 ① ② ③	これまでの次世代育成支援行動計画推進検討部会を改編し、各施策の進捗状況の把握と施策の連携を図ります。	各施策の進捗状況の確認・把握。	関係各課と連携し、各施策の進捗状況の把握に取り組みます。	子育て支援課
13	家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタート） ① ②	子育て講座等に出かけづらい親、身近に子育ての不安や悩みを話せる人がいない親、産後養育で不安がある人を家庭訪問し、親の心の安定と子育て意欲の向上を生み出します。	利用件数：4件 ホームスタート周知講演会：27人参加 ホームビジタースキルアップ講座：7回開催 ホームビジターフォローアップ研修：3回開催	引き続き事業を実施する。	子育て支援課
14	しらかわ病児保育室 ① ②	病期中又は病気の回復期の児童を看護師と保育士が一時的に預かることで、保護者の就労等と子育ての両立を支援し、児童の健やかな育成を図ります。【しらかわ地域定住自立圏共生ビジョン事業】	登録児童数：19人 延利用回数：10回	引き続き事業を実施する。	子育て支援課

	施策名	内容	令和5年度実績	今後の方向性	担当課
6	奨学金の貸付事業 ① ②	経済的理由により就学困難な学生に奨学資金を貸付し、人材育成するために、奨学事業を行っています。	新規貸付件数：0件 奨学資金返還者数：8件	引き続き、事業の継続に取り組みます。	教育振興課
7	児童手当 ① ② ③	児童手当について、町の広報及びホームページで制度を周知します。児童手当を支給し、保護者負担の軽減による家庭等の生活の安定を図り、児童の健やかな成長のために子育てしやすい環境を整えます。	受給者：1,142人 (令和5年度現況届実績人数) 児童手当支給金額：257,560,000円 特例給付支給金額：1,690,000円	令和6年10月より制度が拡充され支給対象が高校生年代までとなり所得制限がなくなりました。引き続き、適正に支給します。	子育て支援課
8	児童扶養手当 ① ② ③	児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるために手当を支給しています。	受給者：152人(令和5年度現況届実績人数)	引き続き、事業の継続に取り組みます。	子育て支援課
9	町営住宅のひとり親家庭の優先入居措置 ① ② ③	特に住宅に困窮している事情のある母子家庭が優先的に入居できるよう配慮しています。(母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養している者)	新規入居世帯4世帯(うち2世帯がひとり親家庭)	入居者選考に係る優先順位等の基準について、適用項目の細分化を中心に見直しを行います。	都市整備課
10	町営住宅入居待機者家賃補助 ① ② ③	町営住宅の入居を待機している方(入居待機者)のうち、町内の民間賃貸住宅を借りている又は借りる予定がある方で、条件を満たす方について、民間賃貸住宅家賃の一部を補助しています。	家賃補助件数2世帯 補助額225,000円(うち継続1世帯、新規1世帯)	引き続き事業を実施します。	都市整備課

第4章 子ども・子育て支援事業計画(第3期)

子ども・子育て支援制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。本章では、これらの事業の需要量の見込みや、その確保の方策について定めます。

表4-1 子ども・子育て支援制度の全体像

教育・保育給付	地域子ども・子育て支援事業
(1)施設型給付 ・ 認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付(認可保育所、認定こども園、幼稚園は「教育・保育施設」と称され、そのうち市町村が確認を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。) (2)地域型保育給付 ・ 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(施設型給付及び地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応) (3)児童手当 (4)施設利用等給付	・ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業など13の事業が規定されました。(これらの事業は、都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施されます。)
※子ども・子育て支援法以外の事業 ・ 私立認可保育所(現行の制度のまま、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者からの料金の徴収も市町村が行います。) ・ 新制度へ移行しない私立の幼稚園(事業者は私学助成・幼稚園就園奨励費の補助を受けます。)	

また、子ども・子育て支援新制度の下では、保護者の申請を受けた市区町村が、国の策定する基準に基づき、こどもの年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、次の3区分にそれぞれ認定し、教育・保育を提供することとなります。

表4-2 認定区分

認定区分	児童年齢	認定内容	利用できる施設	利用時間
1号認定	満3歳以上	教育標準時間認定 (教育を希望する場合)	幼稚園又は認定こども園	4時間
2号認定	満3歳以上	保育認定 (保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合)	保育所又は認定こども園	8～11時間
3号認定	0～2歳	保育認定 (保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合)	保育所又は認定こども園	8～11時間

1 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保対策

(1)教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項において、子ども・子育て新制度では、教育・保育提供区域の設定について、実施主体の教育・保育サービスの提供体制を確保するため、教育・保育提供区域の設定が必要となっています。

矢吹町では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための保育園・幼稚園・こども園の施設設置状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、町内全域を1区域と設定します。

(2)子育て家庭の状況

ニーズ調査の結果から、年齢区分ごとに父親・母親就労状況及び今後の就労意向から以下の家庭類型に分類し、子育て家庭の就労意向から利用希望を把握します。

表4-3 就学前児童のいる世帯の家族類型（ニーズ調査より集計）（単位：人・％）

家庭類型	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親	32	7.3%	32	7.3%
タイプB フルタイム×フルタイム	197	45.2%	197	45.2%
タイプC フルタイム×パートタイム (月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	69	15.8%	69	15.8%
タイプC' フルタイム×パートタイム (下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	49	11.2%	59	13.5%
タイプD 専業主婦(夫)	70	16.1%	58	13.3%
タイプE パート×パート (双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	13	3.0%	13	3.0%
タイプE' パート×パート (いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	6	1.4%	8	1.8%
タイプF 無業×無業	0	0.0%	0	0.0%
全 体	436	100.0%	436	100.0%

※潜在：潜在的家庭類型はアンケート調査から今後の就労希望等を加味して集計したもの

(3)施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認可保育所」「幼稚園」「認定こども園」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。施設型給付は、「満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付」と「満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付」の2つの給付構成が基本となっています。

①幼稚園(こども園学校教育時間)

■現状

表4-4 幼稚園の利用状況

(単位:人)

区分	園児数(令和6年4月1日現在)				定員	預かり保育	
	3歳児	4歳児	5歳児	合計			
町	矢吹幼稚園	15	12	7	34	110	実施
町	中央幼稚園	29	23	34	86	180	実施
町	中畑幼稚園	8	13	10	31	90	実施
町	三神幼稚園	9	13	9	31	90	実施
私	認定こども園 ポプラの木	3	7	5	15	15	実施
私	認定こども園 野のはな	5	3	6	14	15	実施
合計		69	71	71	211	500	

(単位:人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号	2号幼								
見込み量	145	130	135	121	122	111	120	111	109	105
合計	275		256		233		231		214	
実績	241		225		195		194		182	

※令和6年度の実績は、12月末現在の数値

■見込み量

(単位:人)

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼
見込み量	190	0	187	0	184	0	181	0	178	0
合計	190		187		184		181		178	
供給量	190		187		184		181		178	

※1号に預かり保育利用者を含む

■計画期間の確保方策

幼稚園通園者数の現状と見込み量は概ね同程度で、定員内で推移しており、計画期間のニーズ量を供給できると考えられます。預かり保育は全園で実施しており、利用も多く、共働き世帯等の利用動向を踏まえて見込みます。今後は、教育ニーズを踏まえて、町立幼稚園の適正な規模基準を「集団性」「協同性の育ち」の観点から教育的効果を再検討し、多様な教育ニーズに対応するため、今後の幼稚園のあり方について、幼稚園の統合、認定こども園化、民営化等の協議・検討を深め基本方針を定めます。

②保育園・認定こども園(認定こども園保育時間)

■現状

表4-5 保育園・認定こども園の通園状況

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
矢吹町ひかり保育園	106	105	107	116	106
認定こども園ポプラの木	126	115	127	114	102
認定こども園野のはな	55	60	74	72	56
合計	287	280	308	302	264

(各年4月1日現在)

(単位:人)

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	0歳	1・2歳	3～5歳												
見込み量	34	158	146	33	143	140	31	146	127	30	139	127	28	133	119
合計	338			316			304			296			280		
実績	298			307			327			330			290		

※令和6年度の実績は、12月末現在の数値

■見込み量

(単位:人)

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
見込み量	23	85	152	23	85	142	20	80	115	20	80	140	20	78	140
合計	260			250			215			240			238		
供給量	25	87	152	25	87	150	21	82	150	21	82	150	21	79	150
合計	264			262			253			253			250		

■計画期間の確保方策

2歳以下の3号認定者の保育ニーズは増大傾向で推移してきました。0歳児は年度内の利用希望の相談に対応しながら、保育の必要がある児童が利用できるように体制を確保していきます。2号認定者については、共働き世帯等の教育ニーズと保育ニーズを把握する必要があります。

保育士定着支援の取組により、保育体制の確保に努めます。

(4)地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

①小規模保育施設

■現状

保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。現在、町内には認可小規模保育事業とし「サンライズキッズ保育園矢吹町園」、「サンライズキッズ保育園矢吹北町園」があり、0～2歳児が利用しています。（※サンライズキッズ保育園矢吹北町園については、令和6年11月事業開始のため、4月時点での実績はありません。）

表4-6 小規模保育事業の利用状況

（単位：人）

区 分	児 童 数 （上段：令和5年4月1日現在） （下段：令和6年4月1日現在）				定 員
	0歳児	1歳児	2歳児	合計	
サンライズキッズ保育園 矢吹町園	3	7	8	18	19
サンライズキッズ保育園 矢吹北町園	1	8	8	17	19
サンライズキッズ保育園 矢吹北町園	-	-	-	-	(12)
	-	-	-	-	

②家庭的保育

■現状

現在実施していませんが、保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

③居宅訪問型保育

■現状

ベビー・シッター等の「居宅訪問型保育」に該当します。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

④事業所内保育

■現状

会社の事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育します。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保対策

地域子ども・子育て支援事業とは、地域の子ども・子育て家庭を対象とする事業で、市町村が地域の実情に応じて実施するものです。

	事業名	内容
1	利用者支援事業	こどもや保護者の身近な場所等で、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業の利用などについて、情報の集約と提供を行い、こどもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じる事業です。また、それらの人々に必要な情報の提供や助言を行い、関係機関との連絡や調整等を行います。
2	時間外保育事業（延長保育事業）	通常の保育時間（11時間）を超えて、さらに延長して保育を行う事業です。
3	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	仕事などで日中保護者が家庭にいない、小学校児童を対象に、授業終了後などに預かり、適切な遊びや生活の場を提供します。
4	子育て短期支援事業（ショートステイ）	「ショートステイ」は、保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設又は乳児院においてこどもを一定期間（原則7日間）預かる事業です。
5	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	公共施設や保育所などの身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談などを行う事業です。
6	一時預かり事業	保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に家庭での保育が困難な場合に、週3日を限度に保育所に預けることができる事業です。
7	病児・病後児保育事業	病気やけがの児童（病児）及び回復期にある児童（病後児）を、専門の保育室で看護師・保育士などの専門職員により預かるサービスです。
8	子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター事業）	育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助を行いたい人（援助会員）が会員となり、地域の中で、子育てを助け合う相互援助活動のことです。
9	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。また、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものです。
10	妊婦健康診査事業	妊娠中の母親の健康状態や、胎児の発育状況などを定期的に確認する妊婦健診にかかる費用の一部を、公費で負担します。
11	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などがその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施を確保することを目的とした事業です。 「養育支援が特に必要」とする家庭とは、例えば「若年の妊婦、妊婦健康診査未受診者、育児ストレスや産後うつ状態等になっている養育者、虐待のおそれやそのリスクがある家庭など」があげられます。

	事業名	内容
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯の所得に応じて、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費を公費で助成する事業です。
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	事業者の多様な能力を活用した特定教育・保育施設の設置又は運営を促進するための事業です。
14	子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や構成員の専門性の強化と連携の強化を図るための取組を行う事業です。
15	【新規】子育て世帯訪問支援事業	要支援児童・要保護児童及びその保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラー含む）を対象に訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。
16	【新規】児童育成支援拠点事業	養育環境の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。
17	【新規】親子関係形成支援事業	要支援児童・要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的としたこどもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。
18	【新規】妊婦等包括相談支援事業	妊娠・出産・子育てに関する情報や相談窓口をわかりやすく提供し、先を見据えた子育てを行えるように支援を行う事業です。
19	【新規】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育所等に未就園の生後6か月～3歳未満の児童が、1か月あたり10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる通園制度です（令和8年度から本格実施となります）。
20	【新規】産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。施設でサポートを受ける日帰り型と宿泊型、そして自宅で受ける訪問型があります。



(1)利用者支援事業

■現状

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものです。「こども家庭センター」で様々な相談や悩みに対応しているほか、各種サービスの情報を提供しています。

表4-7 実施状況

(単位:箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1	1	1	1	1
実績	0	0	0	0	1

※令和6年度の実績は、12月末現在の数値

■見込み量

(単位:箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1	1	1	1	1
供給量	1	1	1	1	1

■計画期間の確保方策

引き続き、現在の体制で相談支援等を行います。



(2)時間外保育事業(延長保育事業)

■現状

保育園・認定こども園では、早朝の延長と夕方の延長保育を実施しています。時間外保育は11時間の標準時間を超えた利用のことです。

表4-8 実施状況

区分	実施日	時間(延長)	利用状況(令和5年度)
矢吹町ひかり保育園	平日	午後6時20分～7時20分	32人
認定こども園 ポプラの木	平日	午後6時15分～6時45分	158人
認定こども園 野のはな	平日	午後6時15分～6時45分	136人
サンライズキッズ 保育園矢吹町園	平日	午前7時00分～7時30分 午後6時30分～7時00分	39人

(単位:利用実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	90	90	90	90	90
実績	24	38	66	45	34

※令和6年度の実績は、12月末現在の数値

■見込み量

(単位:利用実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	90	90	88	85	85
供給量	90	90	88	85	85

■計画期間の確保方策

保育ニーズの多様化、就業状況の変化に対応し、保育士の弾力的な確保を図りながら継続して受け入れ体制を確保します。

(3)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

■現状

全学年を対象に、4クラブで午後6時30分まで放課後児童クラブを開設しています。第2期計画では300人程度を見込み、提供体制を確保して実施してきましたが、利用者は300人を超えています。

表4-9 実施状況

区分	開設場所	定員(人)
矢吹小児童クラブ	中町100番地(矢吹小学校内)	110
善郷小児童クラブ	小松384番地2(善郷小学校敷地内)	160
中畑小児童クラブ	中畑329番地(中畑小学校内)	65
三神小児童クラブ	神田西130番地3(三神公民館内)	60
合計 4箇所	午後6時30分まで	395

(単位:実人数)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	低学年	高学年								
見込み量 (実人数)	223	83	224	84	223	82	206	85	196	87
見込み量 合計	306		308		305		291		283	
実績	273		302		331		343		356	

※令和6年度の実績は、12月末現在の数値

■見込み量

(単位:実人数/箇所)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量 (実人数)	小1	90	90	90	90	90
	小2	80	80	80	80	80
	小3	75	75	75	75	75
	小4	80	80	80	80	80
	小5	35	35	35	35	35
	小6	35	35	35	35	35
	合計	395	395	395	395	395
供給量 (実人数)	395	395	395	395	395	
供給量 (箇所)	4	4	4	4	4	

■計画期間の確保方策

年度中に利用人数に変動があることや、長期休業中の利用希望などの現状と利用希望を踏まえて、毎年度395人の供給体制を確保し、必要な人が利用できるように実施します。

(4)子育て短期支援事業(ショートステイ)

■現状

第2期計画期間では延5人の利用がありました。

■見込み量

(単位:延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	5	5	5	5	5
供給量	5	5	5	5	5

■計画期間の確保方策

利用には事前の予約が必要ですが、緊急時の対応について検討します。

(5)地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

■現状

平成27年に開設した矢吹町屋内外運動場「未来くるやぶき」内に子育て支援センター「にこにこひろば」を設置し、子育てサークルや就園前の親子の集まる場などを提供しており、第2期計画では利用が増加しており、見込み量を上回る利用実績となっています。

(単位:年延人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	4,103	3,922	3,867	3,652	3,416
実績	5,559	6,927	7,283	8,080	8,160

※令和6年度の実績は、12月末現在の数値

■見込み量

(単位:年延人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
供給量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

■計画期間の確保方策

「にこにこひろば」に加えて、令和7年度から新たに、矢吹町複合施設KOKOTTO内の「未来くるステーション」に子育て支援センターを設置し、就園前の親子の居場所として引き続き実施します。

(6)一時預かり事業

■現状

保育園での未就園児の一時保育事業と、幼稚園在園児が利用する緊急保育、幼稚園の預かり保育の3事業が一時預かり事業に該当します。

第2期計画期間は概ね見込み量程度の利用となっています。

(単位:年延人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量(人数)	19,656	19,521	19,339	19,143	18,993
実績(人数)	19,950	19,775	19,600	19,425	19,250

※令和6年度の実績は、12月末現在の数値

■見込み量(預かり保育)

(単位:年延人日)

在園児対象	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(人数)	22,000	22,120	22,500	22,680	23,000
供給量(人数)	22,000	22,120	22,500	22,680	23,000

(単位:年延人日)

在園児対象型を除く	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(人数)	23,450	23,980	24,100	24,610	24,960
供給量(人数)	23,450	23,980	24,100	24,610	24,960

■計画期間の確保方策

預かり保育の利用状況の通常利用と緊急利用での実績と、未就園児の一時保育の利用実績等をとらえ見込み量を見込み、提供体制を確保します。

(7)病児・病後児保育事業

■現状

平成31年4月1日に白河厚生総合病院敷地内に「しらかわ病児保育室」が開設され、圏域内利用されており、本町では年間10人程度の利用がみられます。

(単位:年延人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量(人数)	121	118	114	112	106
実績(人数)	3	0	13	10	10

※令和6年度の実績は、12月末現在の数値

■見込み量

(単位:年延人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(人数)	10	10	10	10	10
供給量(人数)	10	10	10	10	10

■計画期間の確保方策

実績から計画期間の見込み量を見込み、しらかわ病児保育室での利用を見込めます。

(8)子育て援助活動事業(ファミリー・サポート・センター事業)

■現状

矢吹町ファミリーサポートセンターを矢吹町複合施設KOKOTT0内に1か所設置しており、一時預かり援助、送迎援助等を実施しています。

(単位:箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	1	1	1	1	1

※令和6年度の実績は、12月末現在の数値

■見込み量

(単位:延人数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	未就学児	80	80	80	80	80
	就学児	20	20	20	20	20
	合計	100	100	100	100	100
供給量		100	100	100	100	100

■計画期間の確保方策

本計画期間においても1か所での実施を見込み、利用できる内容等を検討しながら提供会員の確保を図り継続して実施します。

(9)乳児家庭全戸訪問事業

■現状

生後4か月までの乳児の家庭に、保健師等が訪問し、育児やこどもの発育の状況等を把握し、母子保健事業などの情報提供をはじめ、必要に応じて相談や指導に対応しています。全員に訪問しており、実績は見込み量より少なくなっています。

(単位:年回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	122	118	111	107	99
実績	107	99	87	73	70

※令和6年度の実績は、12月末現在の数値

■見込み量

(単位:年回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	70	68	65	62	60
供給量	70	68	65	62	60

※0歳児数

■計画期間の確保方策

0歳児数から見込み、継続して着実に実施し、支援やフォローが必要な場合は連携した対応に努めます。

(10)妊産婦健康診査事業

■現状

母子健康手帳の交付時に妊産婦健康診査受診券(15回分)を交付しています。

(単位:年延回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1,680	1,596	1,498	1,428	1,302
実績	1,239	1,031	1,035	998	980

※令和6年度の実績は、12月末現在の数値 0歳児数×15回分

■見込み量

(単位:年延回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	980	970	960	950	940
供給量	980	970	960	950	940

※0歳児数×15回分

■計画期間の確保方策

健やかな妊娠期を過ごせるように、適切な受診を勧奨します。

(11) 養育支援訪問事業

■現状

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施しています。

第2期計画では年間10人回を見込み、迅速な対応に努めてきました。

(単位: 年回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	10	10	10	10	10
実績	19	13	10	12	10

※令和6年度の実績は、12月末現在の数値

■見込み量

(単位: 年回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	10	12	14	16	18
供給量	10	12	14	16	18

■計画期間の確保方策

本計画期間も実績を踏まえて利用を見込み、的確な対応を図ります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■計画期間の確保方策

必要に応じて実施できるように取り組みます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

■計画期間の確保方策

参入希望の事業者がある場合に実施します。

(14) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

■現状

要保護児童対策地域協議会活動の連携・調整等の機能強化を図るため、研修や啓発等を令和5年度より実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
実績	未実施	未実施	未実施	実施	実施

※令和6年度の実績は、12月末現在の数値

■見込み量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み	実施	実施	実施	実施	実施

■計画期間の確保方策

継続して実施し、地域ネットワークの強化を図り、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。

(15)子育て世帯訪問支援事業【新規】

本計画期間に実施に向けて調査・検討します。

(16)児童育成支援拠点事業【新規】

本計画期間に実施に向けて調査・検討します。

(17)親子関係形成支援事業【新規】

■見込み量

(単位:年日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	110	108	106	104	102
供給量	110	108	106	104	102

■計画期間の確保方策

親子遊び教室を年間で10～11回開催し、各会の参加者は10人程度を見込み、未就園の親子遊び等の場などの提供体制を確保します。

(18)妊婦等包括相談支援事業【新規】

■見込み量

(単位:年延回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	500	500	500	500	500
供給量	500	500	500	500	500

■計画期間の確保方策

妊娠期の相談実績等から利用を見込み、的確な対応を図ります。

(19)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

■見込み量

(単位:年延人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	-	360	360	360	360
供給量	-	360	360	360	360

■計画期間の確保方策

令和8年度から本格実施となるため、未就園児の人数から利用ニーズを把握して利用を見込み、提供体制を確保します。

(20)産後ケア事業【新規】

■現状

出産直後からの母体の回復や心身の安定を図るケアと同時に、授乳や沐浴(もくよく)などの指導、育児が不安で困った場合の相談などを行い、乳児の健やかな発育と育児を支援しています。これまでは町独自事業として実施し、年間3～5人の利用がありました。

(単位:年延人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	宿泊	2	2	0	1	2
	日帰り	3	1	2	0	0

■見込み量

(単位:年延人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	5	5	3	3	3
供給量	5	5	3	3	3

■計画期間の確保方策

今後は地域子ども・子育て支援事業として実施し、年間延3～5人日を見込み、必要に応じて利用できるように提供体制を確保します。



3 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号関係】

(1) 認定こども園等の普及に係る基本的考え方

平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供（認定こども園化）を推進していく方向性が示されており、認定こども園等の普及が進んできました。

本町においても、就労形態が多様化しており、保育ニーズの推移を見極めつつ、こども園化への移行等の課題を整理しながら保育・教育施設の体制の確保を図ります。

(2) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進

0歳から就学前の乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、教育・保育については、基本的な生活習慣や豊かな情操教育の場として重要な役割を果たしています。

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するためには、こどもの育ちを支援する保育教諭等の専門性や経験が必要であり、保育人材の育成・確保も重要となっています。教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、保育教諭等の研修の開催等を促進します。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業者及び学校等との連携の推進

地域型保育事業は2歳で卒園となるため、3歳以降の保育先となる教育・保育施設（連携施設）を確保する必要があります。また、教育・保育施設から小学校等へも円滑に進級できるように、提供体制の確保及び子育て支援に関わる機関の密接な連携を推進します。また、保・幼・小の交流や連携を推進することで、幼児期の教育・保育の充実や小学校への円滑な接続を図ります。



4 総合的な施策の推進

以下の内容については、次世代育成支援行動計画から継続して取り組んでいるものが含まれており、計画に具体的に盛り込んでいきます。

(1) 育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援

産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて特定教育・保育施設等を利用できるよう、産前・産後休業や育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、計画的な教育・保育施設の提供体制の確保に努めます。

(2) こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等を図ります。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

働きやすい職場環境の整備、育児休業等制度の周知、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発などを実施します。

(4) こどもの居場所づくりの推進

こどもの居場所づくりに関する指針を踏まえ、放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的な推進や学校施設の活用、居場所づくりなどを促進します。

(5) 児童虐待防止対策の推進

児童福祉法の改正をふまえ、支援を必要とするこどもや妊婦の早期把握、要保護児童対策地域協議会の取組の強化に努めます。

(6) 幼児教育・保育の質の向上

幼児期の教育・保育の質の向上に向けて、教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーの確保に努めます。

第5章 矢吹町の未来を担うこども応援計画

1 基本方針

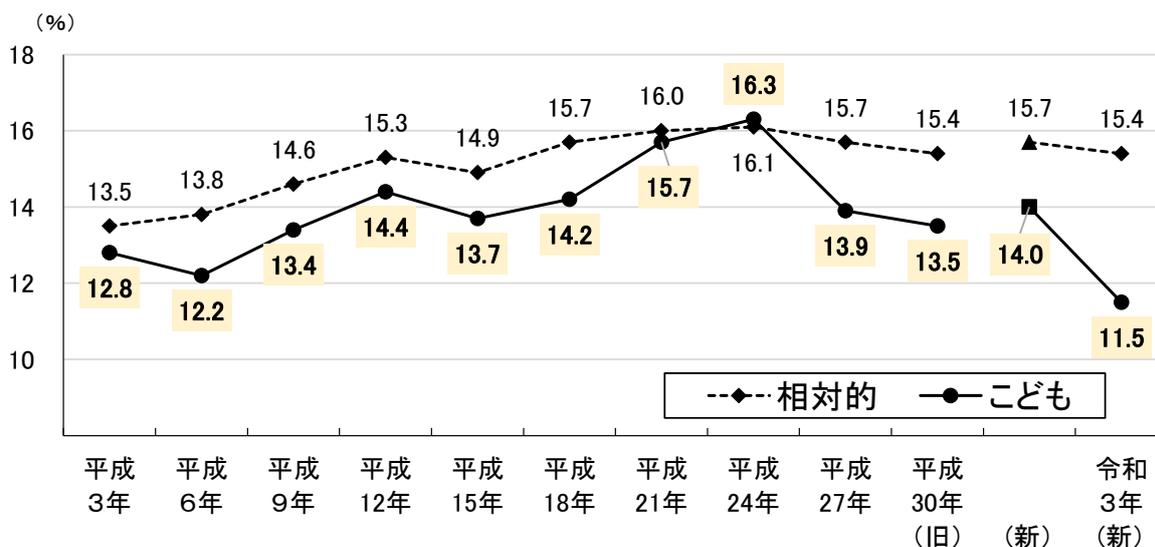
(1) 計画策定の趣旨

貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの決意の下、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。令和元年6月に法律が一部改正され、こどもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けてもこどもの貧困対策を総合的に推進することが明記され、これを受け、同年11月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が示され、各種取組が進められて、こどもの相対的貧困率は令和3年に11.5%となりました。そして、令和6年には「こどもの貧困解消対策の推進に関する法律」に改称されています。

本町では、こどもの貧困問題は表面的にわかりにくく、様々な面で課題が重なりあうという特徴をふまえた上で、貧困状態に陥ることで生じる様々な影響が大きいこどもと家庭を把握・支援していくため、こどもの貧困解消対策を総合的に推進する指針として平成28年度に「矢吹町の未来を担う子ども応援計画」を策定し、令和3年度に「第2期矢吹町の未来を担う子ども応援計画」を策定して各種施策を推進してきました。

こどもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向け、本町の未来を担うこどもの成長を応援し、こどもの貧困対策を総合的に推進するため、こども計画に含めて推進します。

図5-1 わが国の相対的貧困率の推移



※平成30年(新)は、2015年に改訂されたOECDの所得定義の新たな基準で、可処分所得から「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」「企業年金の掛金」「仕送り額」を差し引いて算出した割合。

資料：厚生労働省国民生活基礎調査

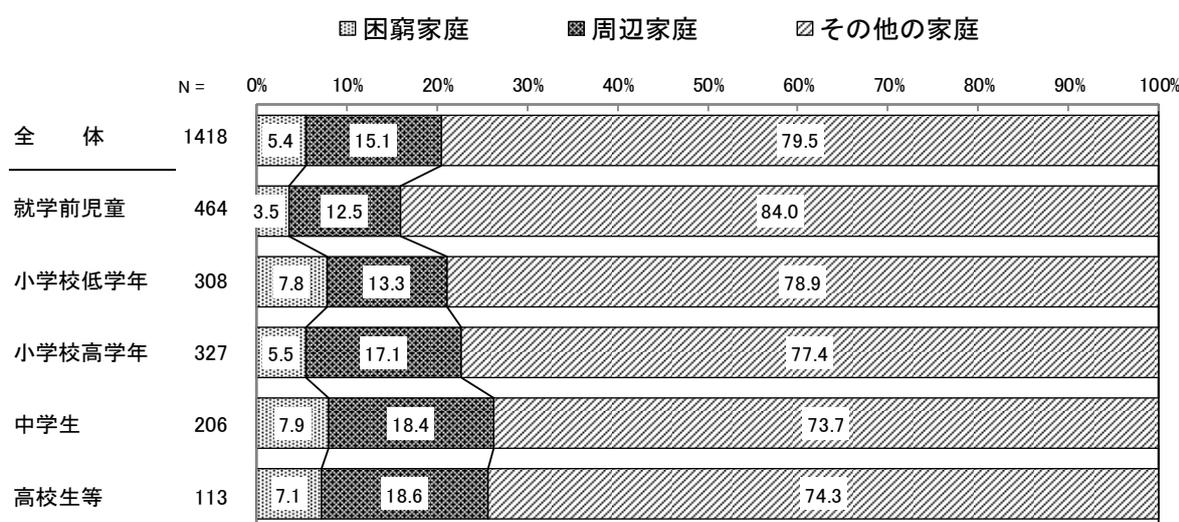
(2)こどもの家庭の貧困状況

①アンケートでみた困窮リスク

「A 低所得」「B 家計の逼迫」「C こどもの体験や所有物の欠如」の3つの要素に関する調査項目の回答状況により、家庭区分を「困窮家庭」「周辺家庭」「その他の家庭」としました。A・B・Cで2つ以上に該当している場合は「困窮家庭」、どれか1つに該当している場合は「周辺家庭」、どれにも該当しない場合は「一般家庭」となっています。

回答者全体に占める生活困難度区分を整理すると、困窮家庭は5.4%、周辺家庭は15.1%をあわせて20.5%となります。

図5-2 生活困難度区分



令和2年度に実施したアンケートは学年を限定するとともに、児童扶養手当受給世帯を含めて調査をしていますが、回答者全体に占める生活困難状況は、困窮家庭は10.9%、周辺家庭は17.8%をあわせて28.7%と今回よりも高い結果でした。

今回調査で小学校高学年以上に聞いた自己肯定感の各項目の回答は、全体的に困窮家庭・周辺家庭のこどもは思うという回答がやや低調となっていることがわかります。

こどもの貧困問題は、こどもが経済的に困窮している世帯に属している現在の側面と、貧困が世代を超えて連鎖するという将来の側面からのモニタリングが重要です。貧困の状態に陥ることで生じる影響の原因は様々であり、一つひとつの影響によるリスクを低減するため、継続的・横断的・効果的な取組を進めることが課題です。複数の課題を抱え支援や関わりが必要なこども・世帯の状況、支援や関わりが必要な状態に陥る原因を多面的に把握して、様々な支援につなげる体制の強化が課題です。

こどもの貧困問題について、状況や背景が見えにくいことから、町をはじめ地域、関係機関等における共通理解が不足しており、様々な課題を抱えるこどもを総合的に支援する体制づくりが重要です。

このため、学びの機会の確保、教育と保健福祉の連携、生活環境、保護者の安定的な就労機会、経済的な支援など総合的な支援体制の充実を図ります。

(3)取組方針

①基本とする考え

こどもの貧困問題を経済面だけでとらえるのではなく、こども期という成長過程に沿って、こどもの健康、孤立などこどもの育つ環境全般にわたる複合的な課題ととらえます。そして、課題の解決、貧困リスクの低減に取り組みます。

こどもは、矢吹町の未来を担う宝であるという理念にたち、矢吹町の全てのこどもが生まれ育つ環境に左右されることなく、将来に夢や希望をもって成長できる地域の実現を目指します。

こどもの健やかな成長のため、こどもと子育て家庭に様々な主体が関わり、連携しながら支援できるよう、支援ネットワーク及びコーディネート機能の構築を目指します。

②基本視点

貧困の問題は潜在的であり、その状況と影響の見えにくさを十分理解し、貧困問題を含め様々な課題と生活のしづらさを抱えるこども・家庭を包括的に支援する視点を基本とします。

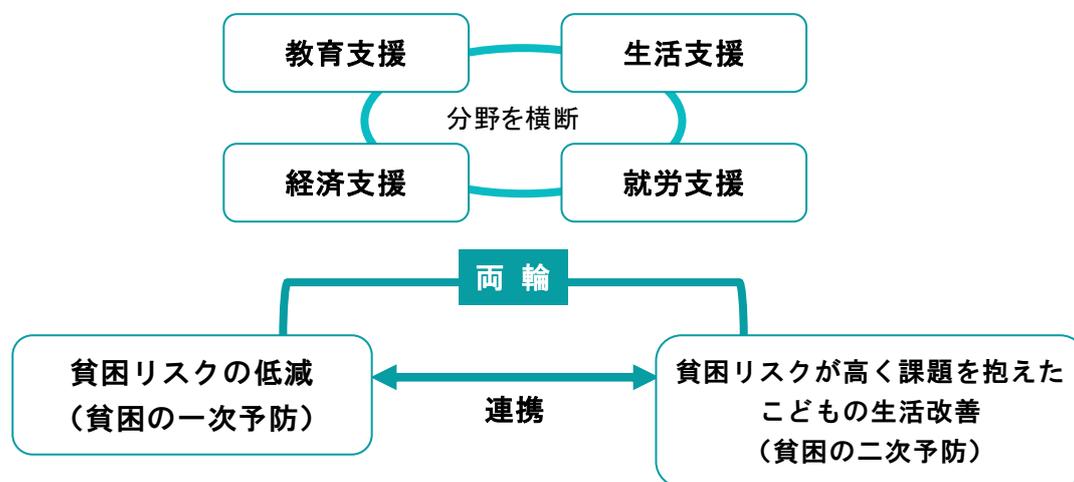
こどもの成長過程に即し、切れ目ない総合的な支援を図ります。

未来の矢吹町を担う人づくりを目指して、庁内の関係課との連携強化、教育・保育施設、学校、地域団体、関係機関等と連携・協働して地域全体で取り組みます。

③施策の展開方向

貧困解消対策全般を基本に、所得水準、仕事、健康、住まいなどの全体的な貧困リスクの低減を図ることと、貧困リスクが高く重複した課題と生活のしづらさを抱えるこども・家庭の生活改善の支援を目標とし、相互に連携させながら貧困対策の両輪として矢吹町の未来を担うこどもの育ちを応援していきます。

図5-3 施策の展開方向



2 施策の展開

(1) 学び育つ環境づくり

家庭環境や経済状況に左右されず、こどもたちが個性と可能性を伸ばして成長できるように、学習環境の支援に努め、こどもたちの学ぶ意識の向上を図ります。

そのため、学びの環境整備とこどもたちの居場所づくりなどに取り組み、居場所を活用した情報や体験機会の提供を図ります。

① 乳幼児の教育・保育の確保

事業名	取組・施策内容
保育士就職準備金貸付事業	※5-1-7参照
障がい児保育事業(幼稚園・保育園・認定こども園への障がい児の受け入れ)	2-2-2参照
幼稚園での預かり保育事業	5-1-2参照
保育園での延長保育事業	5-1-1参照
病児保育事業(しらかわ病児保育室)	5-2-14参照
ひとり親世帯等の保育料負担軽減事業	5-4-5参照

※第5・6章表内の取組・施策内容は第3章のこども施策の推進の参照先を示している。(以下同様)

例5-1-7:基本目標5の5-1の施策の7番目

② 就学前教育・保育と小学校との連携

事業名	取組・施策内容
矢吹っ子の健康を考える連絡会の充実	4-2-1参照
小学校との連携	5-1-5参照

③ 学校教育の推進

事業名	取組・施策内容
学力向上対策事業	3-1-1参照
外国語指導助手活用事業	3-1-10参照
特別支援教育	2-2-3参照
小学6年生夏期講習会	3-1-2参照
英検・漢検・数検の受験費補助	3-1-6参照

④ 子ども読書活動の推進

事業名	取組・施策内容
矢吹子ども読書100選パンフレット配布	3-1-7参照
ブック・スタート	5-2-5参照
定例おはなし会	3-3-5参照
移動図書館車の巡回貸出	3-3-6参照

⑤学校をプラットフォームとした連携して支援する学び育つ環境づくりの推進

事業名	取組・施策内容
コミュニティ・スクール推進事業	3-1-11参照
学校教育ボランティア	3-1-12参照
教育ボランティア活用事業	3-1-13参照

⑥就学前教育・保育や学校での食育の推進

事業名	取組・施策内容
歯科食育出前講座(むし歯予防出前講座)	4-1-10参照
学校給食を活用した「食育」の推進	4-2-2参照
幼稚園における「食育」の推進	4-2-3参照

⑦社会性を育む教育活動の推進

事業名	取組・施策内容
中学生ボランティア活動	3-3-19参照
幼稚園教育講演会	3-4-1参照
幼稚園の保護者交流の推進	5-1-3参照
幼稚園の地域への開放	5-1-4参照
地域学校協働活動(コミュニティ・スクール推進事業・教育ボランティア活用事業)	3-1-11、13参照
思春期セミナー	4-3-1参照

⑧課題解決と不登校対策の推進

事業名	取組・施策内容
スクールソーシャルワーカー派遣事業	3-1-14参照
スクールカウンセラーの活用事業	3-1-4参照
児童生徒サポート連絡会議	3-1-8参照
適応指導教室	3-1-5参照
青少年児童サポート事業	3-1-9参照

⑨学習環境の向上

事業名	取組・施策内容
要保護・準要保護児童生徒就学援助事業(児童生徒就学援助)	5-4-2参照
奨学金の貸付事業	5-4-6参照
奨学金返還支援事業	5-4-12参照

⑩こどもの居場所づくりの推進

事業名	取組・施策内容
放課後児童クラブ	3-2-1参照
放課後子ども教室	3-2-2参照
学習支援事業(小学6年生夏期講習会・地域の教育力を活用した教育支援事業)	3-1-2、3参照
地域学校協働活動(コミュニティ・スクール推進事業)	3-1-11参照
地域子育て支援センター	5-2-9参照
こどもの居場所・相談の場づくり(こども家庭センター・子ども食堂等)	1-4-1、2-3-2、5-3-1参照

⑪地域での多様な体験・学び・遊びの場の創出

事業名	取組・施策内容
生涯学習情報提供事業進	3-3-21参照
町民講座開設事業(こども囲碁教室 こども書道教室)	3-3-22参照
中畑清旗争奪ソフトボール大会	3-3-18参照
総合型地域スポーツクラブ	3-3-20参照
体育協会支援事業	3-3-17参照
スポーツ少年団育成事業	3-3-23参照
日本三大開拓地交流事業	3-3-11参照
三鷹交流会事業	3-3-2参照
屋内外運動場(未来くるやぶき)	5-2-6参照
演劇鑑賞教室(幼・保・小学校低学年)	3-3-14参照
キッズシアター	3-3-16参照
公園施設の整備、安全確保	2-5-3参照

⑫職業体験・キャリア教育の推進

事業名	取組・施策内容
子ども議会開催事業	1-3-1参照
地域学校協働活動(コミュニティ・スクール推進事業・教育ボランティア活用事業)	3-1-11、13参照
職場体験学習の受け入れ	3-3-4参照

⑬地域での多様な体験・学び・遊びの場の創出

事業名	取組・施策内容
子ども会育成会支援事業	3-3-3参照
青少年地域活動事業(矢吹ジュニアクラブ・シニアリーダー)	3-3-1参照
「おかあさんといっしょ」のおはなし会	5-2-3参照
夏休み手作り絵本教室・夏休み出張おはなし会	3-3-12参照
芸術文化活動	3-3-13参照
絵画教室・陶芸教室	3-3-15参照
おやこあそびのひろば	4-1-14参照

(2)健康と暮らしの支援

こどもが生き抜く力を身につけるためには、最低限の経済基盤が確保されたなかで、正しい生活習慣を身につけ、安定して生活できるようにすることが大切です。そのため、こどもの成長段階に応じて切れ目なく支援する施策を推進し、社会的な自立ができるように支援します。

①母子保健事業・地域子育て支援施策の推進

事業名	取組・施策内容
地域子育て支援センター	5-2-9参照
こども家庭センター事業(利用者支援事業)	2-3-2、5-3-1参照
養育支援訪問指導	4-1-3参照
おやこあそびのひろば	4-1-14参照
妊娠届・母子健康手帳交付	4-1-1参照
妊婦健康診査	4-1-2参照
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	4-1-3参照
乳幼児健康診査	4-1-4参照
幼児健康相談	4-1-5参照
訪問指導	4-1-6参照
新生児・未熟児訪問指導	4-1-7参照
養育支援訪問指導	4-1-8参照
歯科強化事業	4-1-9参照
予防接種事業	4-1-11参照
健康相談・育児相談	4-1-12参照
育児支援教室	5-2-1参照
すくすく教室	4-1-13参照
矢吹町子育て支援情報誌の作成配布	5-2-2参照
子育てホームページ及びアプリの活用	5-2-7参照
子育てサークル活動支援補助金	5-2-8参照
こどもに関する各種手当制度のPR	5-4-1参照

②子育て家庭の生活支援

事業名	取組・施策内容
給食費補助事業	5-4-11参照
出産祝品(第一子)及び出産祝金(第二子以降)	5-2-4参照
ファミリーサポートセンター	5-2-10参照
家庭訪問型子育て支援事業(ホームスタート)	5-2-13参照
こども医療費助成	4-4-1参照
養育医療給付	4-1-15参照
ひとり親家庭医療費助成	5-4-4参照
児童手当	5-4-7参照
児童扶養手当	5-4-8参照
ひとり親世帯等の保育料負担軽減事業	5-4-5参照
ひとり親家庭の自立支援に向けた制度の周知	5-4-3参照
町営住宅のひとり親家庭の優先入居措置	5-4-9参照
町営住宅入居待機者家賃補助	5-4-10参照

③児童虐待や障がい等で課題を抱える子育て家庭の支援

事業名	取組・施策内容
矢吹町要保護児童対策地域協議会	2-3-1参照
障がい児福祉サービス等(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児相談支援等)	2-2-6参照
特別児童扶養手当・育成医療等の給付	2-2-4参照

④未来を担う子ども支援のための方策の検討

事業名	取組・施策内容
矢吹町の未来を担うこども応援計画	2-1-1参照
支援の推進方策の検討(こども計画推進検討部会)	5-2-12参照

(3)支援ネットワーク体制の構築

こどもと親子の育ちを支援して、こどもたちの生き抜く力を育むため、こどもと子育て家庭の困難や課題に気づき・支援をつなぎ・見守る体制の構築を目指します。

そのため、こどもと子育て家庭の貧困リスクのシグナルに気づき、早い段階から寄り添い、必要な支援がこどもに着実に届くように相談機能や関連団体・機関も含めたネットワークの強化を図ります。そして、庁内、地域、企業などへの啓発を行いながら、まちぐるみで取り組んでいきます。

①支援体制・連携体制の充実

事業名	取組・施策内容
矢吹町の未来を担う子ども応援計画	2-1-1参照
子ども・子育て会議	5-2-11参照
こども計画推進検討部会	5-2-12参照
矢吹町要保護児童対策地域協議会	2-3-1参照

②相談体制の強化・こども家庭センター整備事業の推進

事業名	取組・施策内容
こども家庭センター事業	2-3-2、5-3-1参照

第6章 子ども・若者計画

1 基本方針

こどもや若者を取り巻く状況や、子ども・若者育成支援推進法の目的や理念を踏まえながら、全てのこども・若者の健やかな育成と困りごとを抱えるこども・若者と家庭の支援を推進します。

2 施策の展開

(1)社会全体の課題に向けた取組

こどもや若者の自殺などの生命・安全の危機や、孤独・孤立の顕在化、低いウェルビーイング、格差社会への懸念などが社会全体の若者を取り巻く課題となっており、多様性と包摂性のある社会づくり等が求められています。こども・若者が誰ひとり取り残されることなく、地域の中で安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍できるよう支援に取り組みます。

①いじめ、こどもの自殺など、生命・安全の危機を防ぐ取組の推進

事業名	取組・施策内容
教育支援委員会	2-2-1参照
矢吹町要保護児童対策地域協議会	2-3-1参照
子ども見守り隊活動	2-4-1参照
社会を明るくする運動	2-4-2参照
学校安全教育の推進	2-4-3参照
子ども110番の家事業	2-4-4参照
合同防犯パトロール	2-4-5参照
交通安全教室	2-5-9参照
青少年健全育成推進協議会活動の活性化	2-5-10参照
スクールカウンセラーの活用事業	3-1-4参照
適応指導教室	3-1-5参照
スクールソーシャルワーカー派遣事業	3-1-14参照
各種相談窓口での情報提供・相談支援	5-3-2参照

②生きる力を養うための教育・体験・就業等の機会の確保

事業名	取組・施策内容
矢吹子ども読書100選パンフレット配布	3-1-7参照
青少年地域活動事業(矢吹ジュニアクラブ・シニアリーダー)	3-3-1参照
三鷹交流会事業	3-3-2参照
子ども会育成会支援事業	3-3-3参照
職場体験学習の受け入れ	3-3-4参照
定例おはなし会	3-3-5参照
移動図書館車の巡回貸出	3-3-6参照
としょかんまつりの開催	3-3-7参照
図書館だよりの発行	3-3-8参照
ブックリストの配布	3-3-9参照
大滝清雄氏顕彰「さわやか詩集」表彰事業	3-3-10参照
日本三大開拓地交流事業	3-3-11参照
夏休み手作り絵本教室・夏休み出張おはなし会	3-3-12参照
芸術文化活動	3-3-13参照
演劇鑑賞教室(幼・保・小学低学年)	3-3-14参照
絵画教室・陶芸教室	3-3-15参照
キッズシアター	3-3-16参照
体育協会支援事業	3-3-17参照
中畑清旗争奪ソフトボール大会	3-3-18参照
中学生ボランティア活動	3-3-19参照
総合型地域スポーツクラブ	3-3-20参照
生涯学習情報提供事業	3-3-21参照
町民講座開設事業(こども囲碁教室 こども書道教室)	3-3-22参照
スポーツ少年団育成事業	3-3-23参照
田んぼの学校	3-3-24参照
祖父母参観	3-3-25参照

③情報化や社会変化への対応力の育成支援

事業名	取組・施策内容
社会を明るくする運動	2-4-2参照
スクールカウンセラーの活用事業	3-1-4参照
スクールソーシャルワーカー派遣事業	3-1-14参照
各種相談窓口での情報提供・相談支援	5-3-2参照

(2)生活課題の解決に向けた取組

世帯構造や家族観の変化、児童生徒の多様化や生徒指導の課題の深刻化、つながりの希薄化や地域活動の担い手の高齢化・固定化、インターネット利用の弊害、長期間就業していない若者の存在等が課題となっています。

困りごとを抱えるこども・若者とその家庭が、課題を解決して困難な状況を軽減・コントロールしながら成長・活躍できるよう、家族を含めて誰ひとり取り残さず、また途切れることなく支援に取り組みます。

ヤングケアラー支援の基本方針を示す条例を制定して支援に取り組みます。

①家庭内における困りごと、情報通信環境への対応

事業名	取組・施策内容
矢吹町要保護児童対策地域協議会	2-3-1参照
こども家庭センターの相談機能の強化	2-3-2参照
ヤングケアラーへの支援	2-3-3参照

②学校生活・社会生活における課題の対応

事業名	取組・施策内容
スクールカウンセラーの活用事業	3-1-4参照
スクールソーシャルワーカー派遣事業	3-1-14参照
各種相談窓口での情報提供・相談支援	5-3-2参照

③就学・就業の支援

事業名	取組・施策内容
奨学金の貸付事業	5-4-6参照



第7章 計画の推進

1 推進方策

(1) 町民・団体等への周知と協働体制の確立

計画の推進にあたっては町民の理解を深め、主体的・積極的な参加が不可欠であるため、町ホームページや広報誌への掲載などを通じて計画の周知に努めます。

また、「矢吹町子ども・子育て会議」を通じて、地域住民、関係団体、ボランティア等が参画し、子育てに関わる全ての人や団体と緊密な連携を図りながら、住民・関係団体等との協働による計画の推進に取り組みます。

(2) 庁内計画推進組織の設置

本計画を着実に推進していくためには、引き続き全庁的な取組が必要であることから、庁内計画推進組織を設置し、計画の進捗状況を把握し、必要に応じ計画内容の見直しなどを含めた検討を行います。

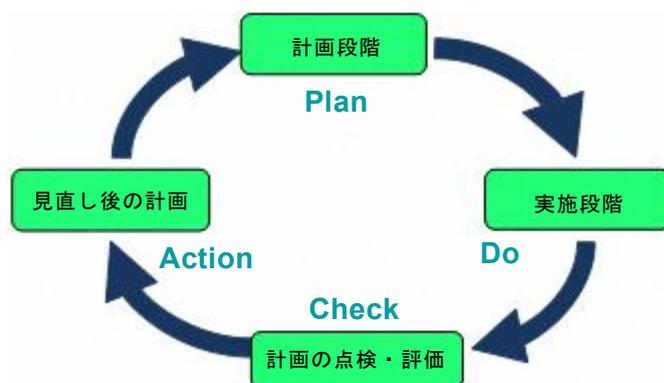
2 進捗管理体制

(1) 計画の実施状況の公表

本計画に定めた各種事業は、毎年度その進捗状況を点検・評価します。点検・評価にあたっては、「矢吹町子ども・子育て会議」がその中心を担い、結果は町民へ公表します。

(2) 町民からの意見の把握

計画の実施状況を踏まえて、「矢吹町子ども・子育て会議」をはじめ、ニーズ調査やパブリックコメント等で広く町民の皆さんから意見・要望を聴取し、今後の取組に生かしていきます。



(3)進捗管理指標

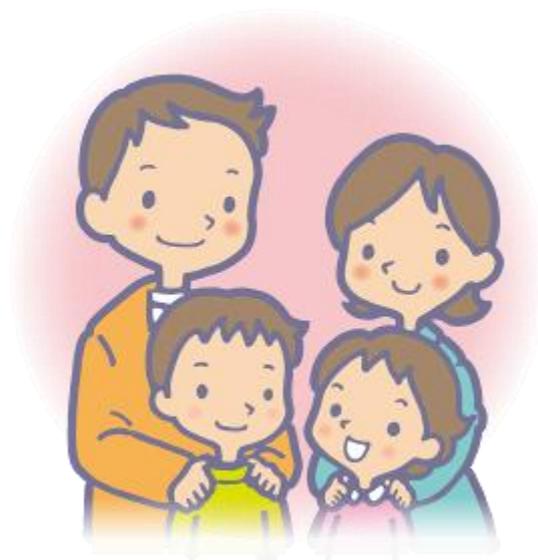
こども施策を着実に推進するため、進捗を管理する指標を設定し、施策の点検とあわせて管理指標を点検しながら推進します。

管理指標①こども基本法(こどもの権利等)を知っているこどもの割合

管理指標②こどもの意見を取り入れた取組・事業の増加

管理指標③「自分と周囲の人の意見や考えを大切だと思える」と思うこどもの割合の増加

管理指標④矢吹町の町づくりに貢献したいと思うこどもの割合の増加



1 アンケート調査結果

(1) こどもとご家族の状況

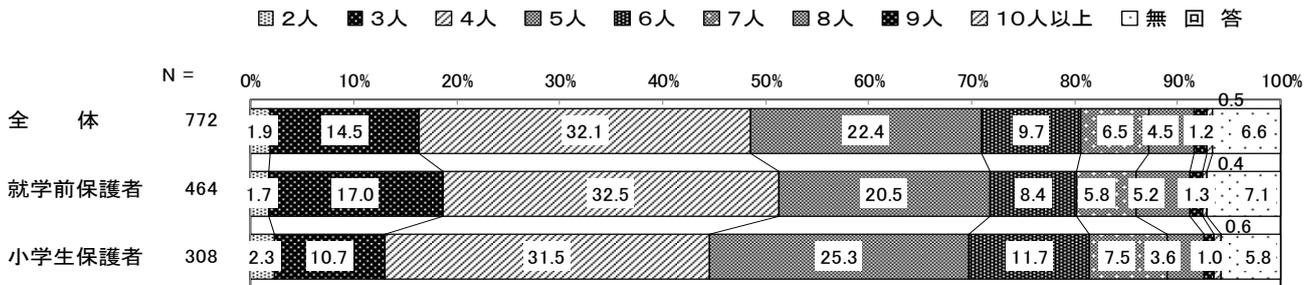
問5 お子さんと同居し、生計を同一にしているご家族の構成と人数をお答えください。単身赴任中の方や学業のために世帯を離れているお子さんがいらっしゃる場合には、ご家族の人数に含めて教えてください。

【世帯人数】

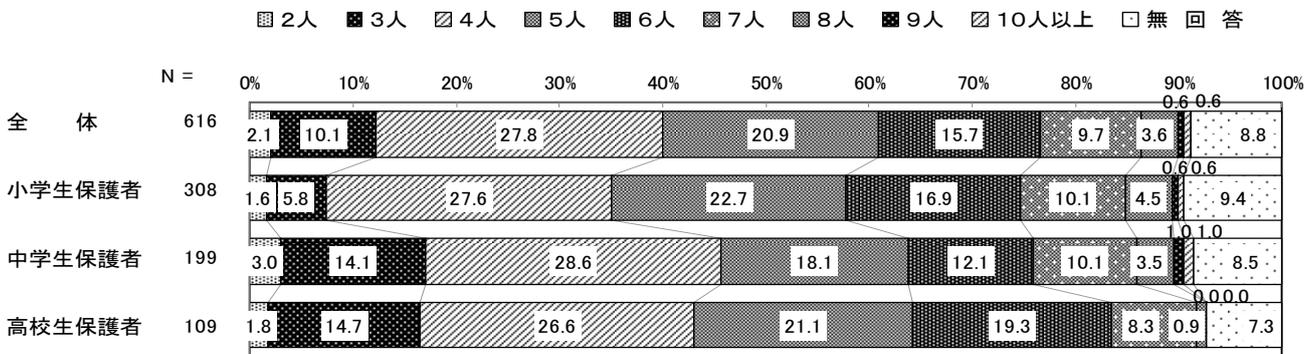
就学前児童、小学生（低）保護者では、「4人」が32.1%、「5人」が22.4%、「3人」が14.5%である。

小（高）、中・高生等保護者では、「4人」が27.8%、「5人」が20.9%、「6人」が15.7%である。

問5同居家族人数h)合計[%]



問5同居家族人数h)合計[%]

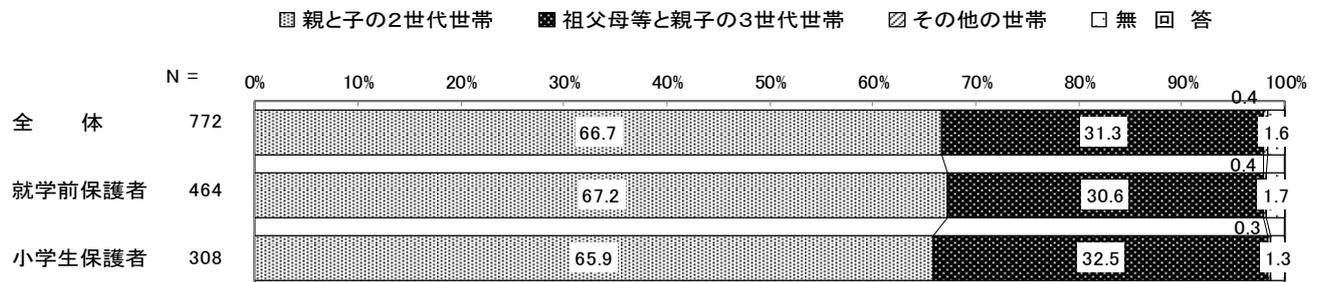


【世帯構成】

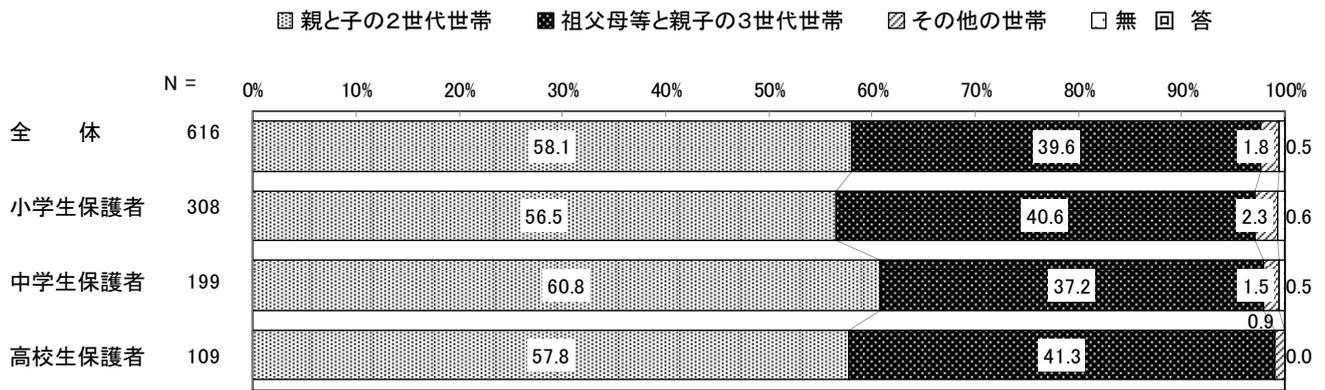
就学前児童、小学生（低）保護者では、「親と子の2世代世帯」が66.7%と多く、「祖父母等と親子の3世代世帯」が31.3%となっている。

小（高）、中・高生等保護者では、「親と子の2世代世帯」が58.1%と多く、「祖父母等と親子の3世代世帯」が39.6%となっている。

問5世帯構成[%]



問5世帯構成[%]



(2) 保護者の就労状況・職場の両立支援

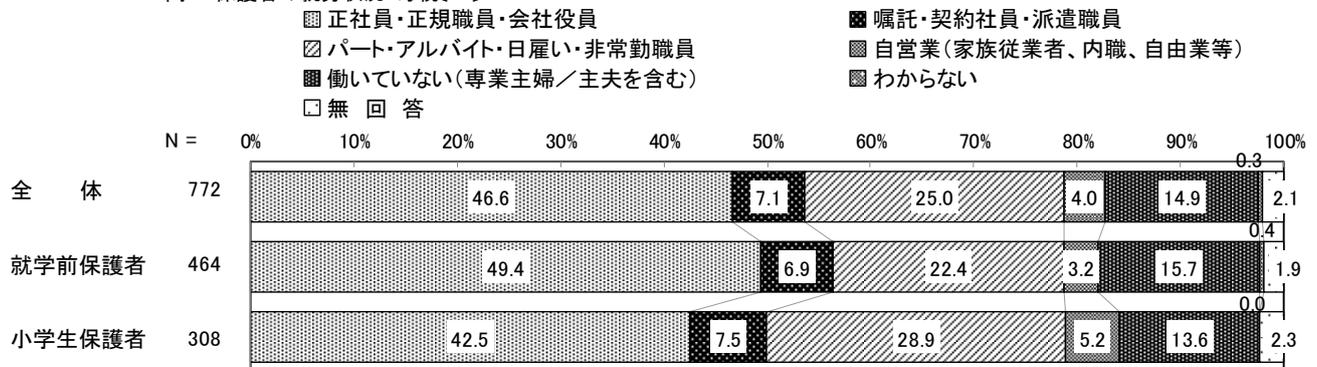
問11 お子さんの保護者の方の就労状況について、あてはまるものを回答してください。

【母親】

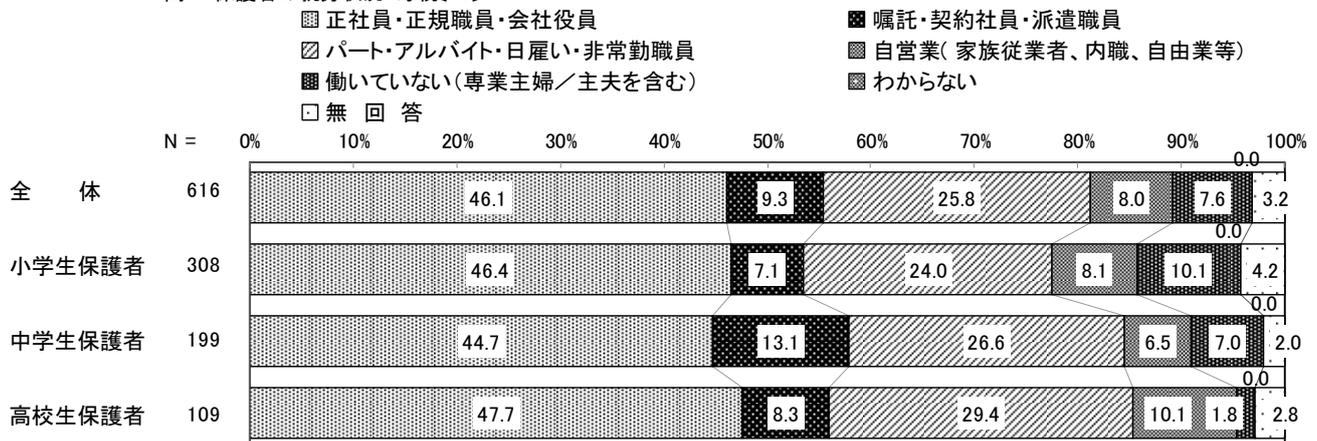
就学前児童、小学生（低）保護者では、「正社員・正規職員・会社役員」が46.6%と多く、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が25.0%、「働いていない（専業主婦／主夫を含む）」が14.9%である。

小（高）、中・高生等保護者では、「正社員・正規職員・会社役員」が46.1%と多く、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が25.8%、「嘱託・契約社員・派遣職員」が9.3%である。

問11保護者の就労状況・母親[%]



問11保護者の就労状況・母親[%]

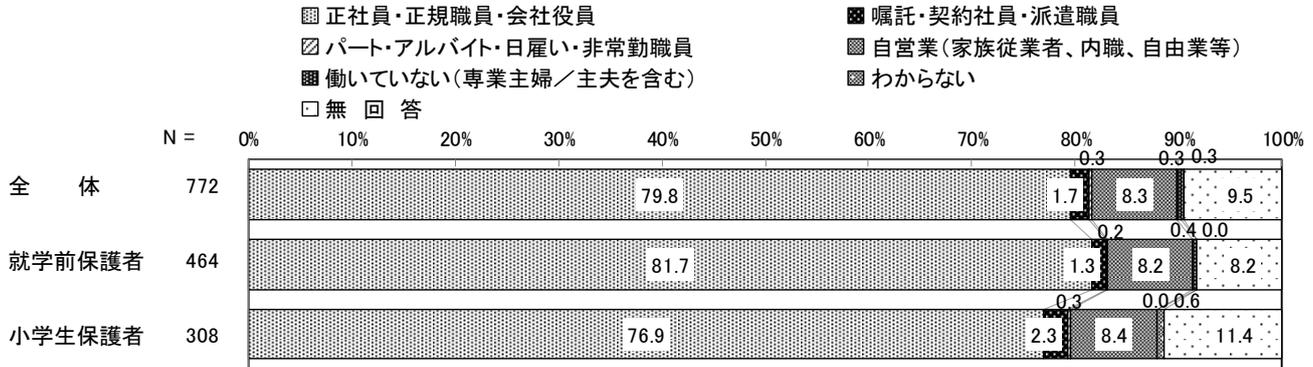


【父親】

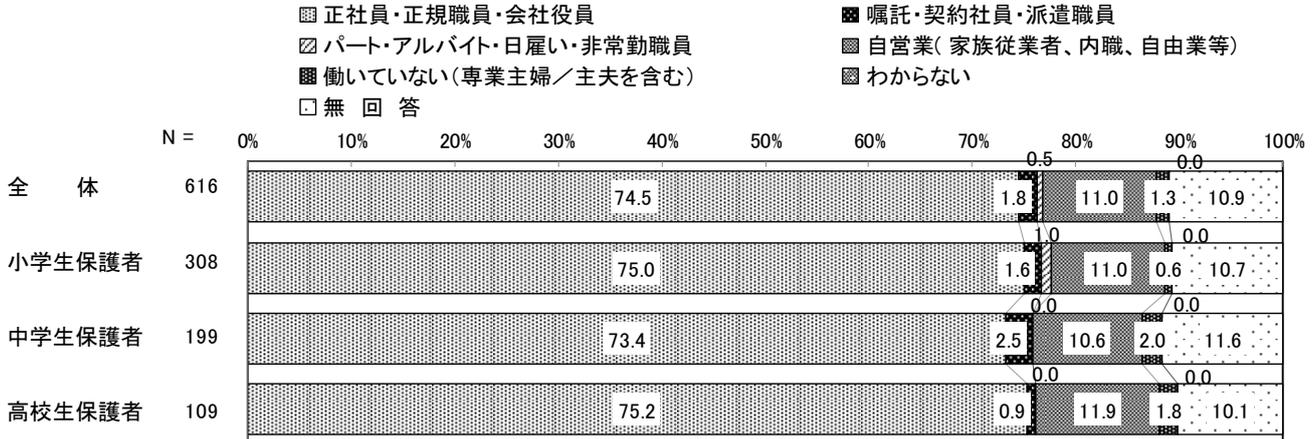
就学前児童、小学生（低）保護者では、「正社員・正規職員・会社役員」が79.8%と8割近くを占め、「自営業（家族従業者、内職、自由業等）」が8.3%となっている。

小（高）、中・高生等保護者では、「正社員・正規職員・会社役員」が74.5%と多く、「自営業（家族従業者、内職、自由業等）」が11.0%となっている。

問11保護者の就労状況・父親[%]



問11保護者の就労状況・父親[%]



問14 お子さんが生まれたとき、育児休業を取得しましたか。[就学前児童・小学生保護者]

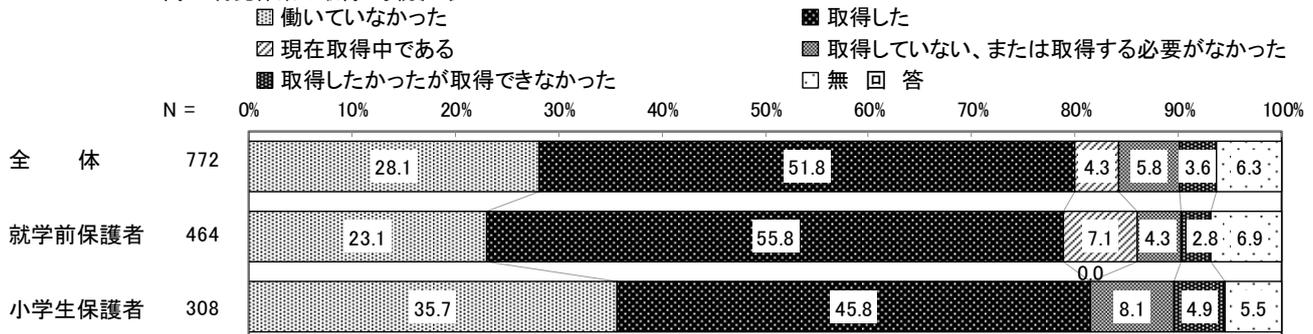
【母親】

就学前児童、小学生（低）保護者では、「取得した」が51.8%と多く、「働いていなかった」が28.1%である。

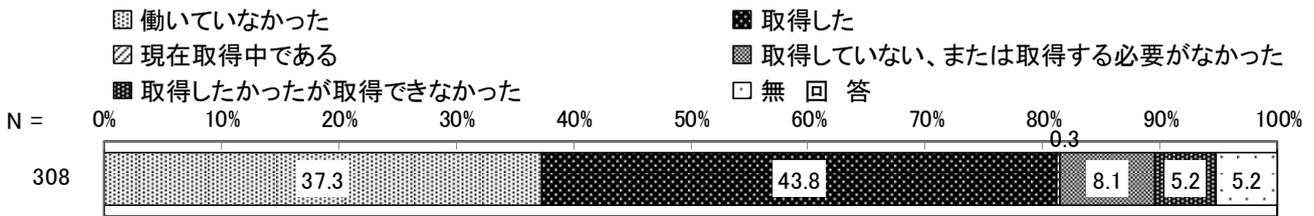
小学生保護者で「取得した」が45.8%と少なく、「働いていなかった」が35.7%と多い。

小学生（高）保護者では、「取得した」が43.8%と多く、「働いていなかった」が37.3%である。

問14育児休業の取得・母親[%]



問14育児休業の取得・母親[%]



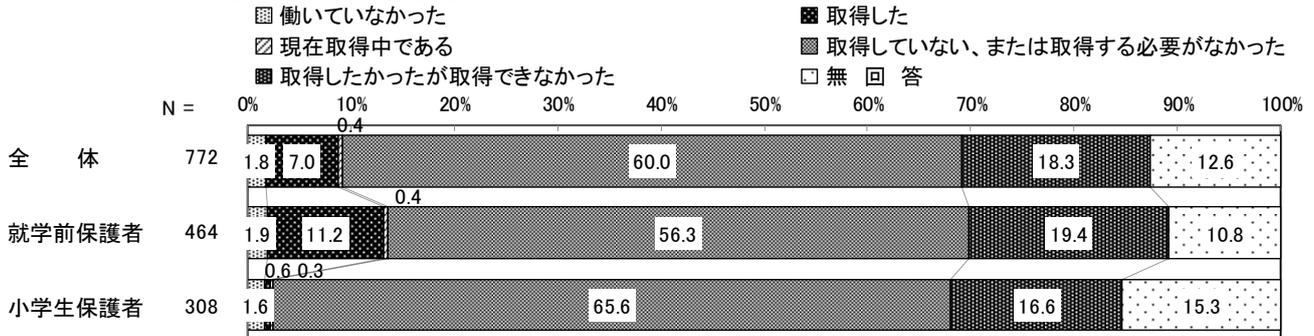
【父親】

就学前児童、小学生（低）保護者では、「取得していない、または取得する必要がなかった」が60.0%と多く、「取得したかったが取得できなかった」が18.3%で、「取得した」は7.0%である。

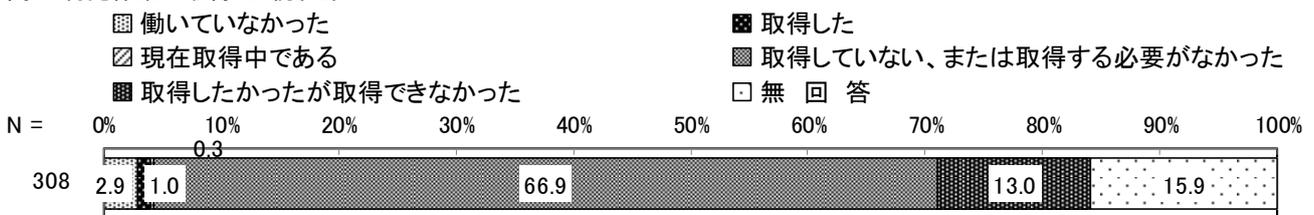
「取得した」は就学前児童保護者で11.2%と小学生保護者の0.6%より多い。

小学生（高）保護者では、「取得していない、または取得する必要がなかった」が66.9%と多く、「取得したかったが取得できなかった」が13.0%で、「取得した」は1.0%である。

問14育児休業の取得・父親[%]



問14育児休業の取得・父親[%]

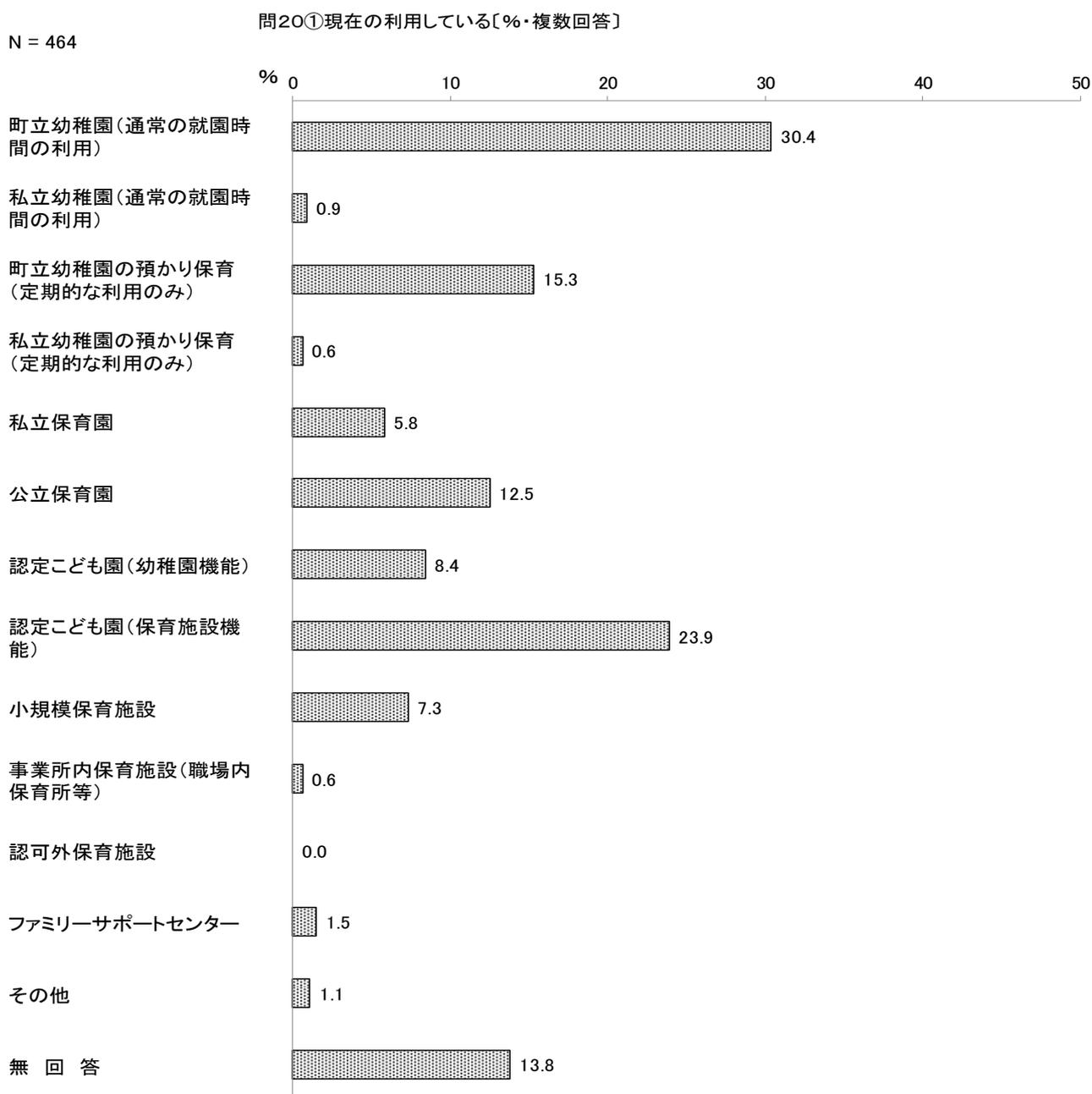


(3) 定期的な教育・保育の利用状況[就学前児童保護者]

問 20 利用している教育・保育施設がある方にうかがいます。お子さんは、①現在「定期的に」以下の事業を利用していますか。また、②今後は「定期的に」利用したいですか。

【現在の利用】

就学前児童保護者では、「町立幼稚園（通常の就園時間の利用）」が30.4%と多く、「認定こども園（保育施設機能）」が23.9%、「町立幼稚園の預かり保育（定期的な利用のみ）」が15.3%である。



【今後の利用希望】

平日は「町立幼稚園（通常の就園時間の利用）」が31.3%と多く、「認定こども園（保育施設機能）」が22.6%、「町立幼稚園の預かり保育（定期的な利用のみ）」が18.8%である。

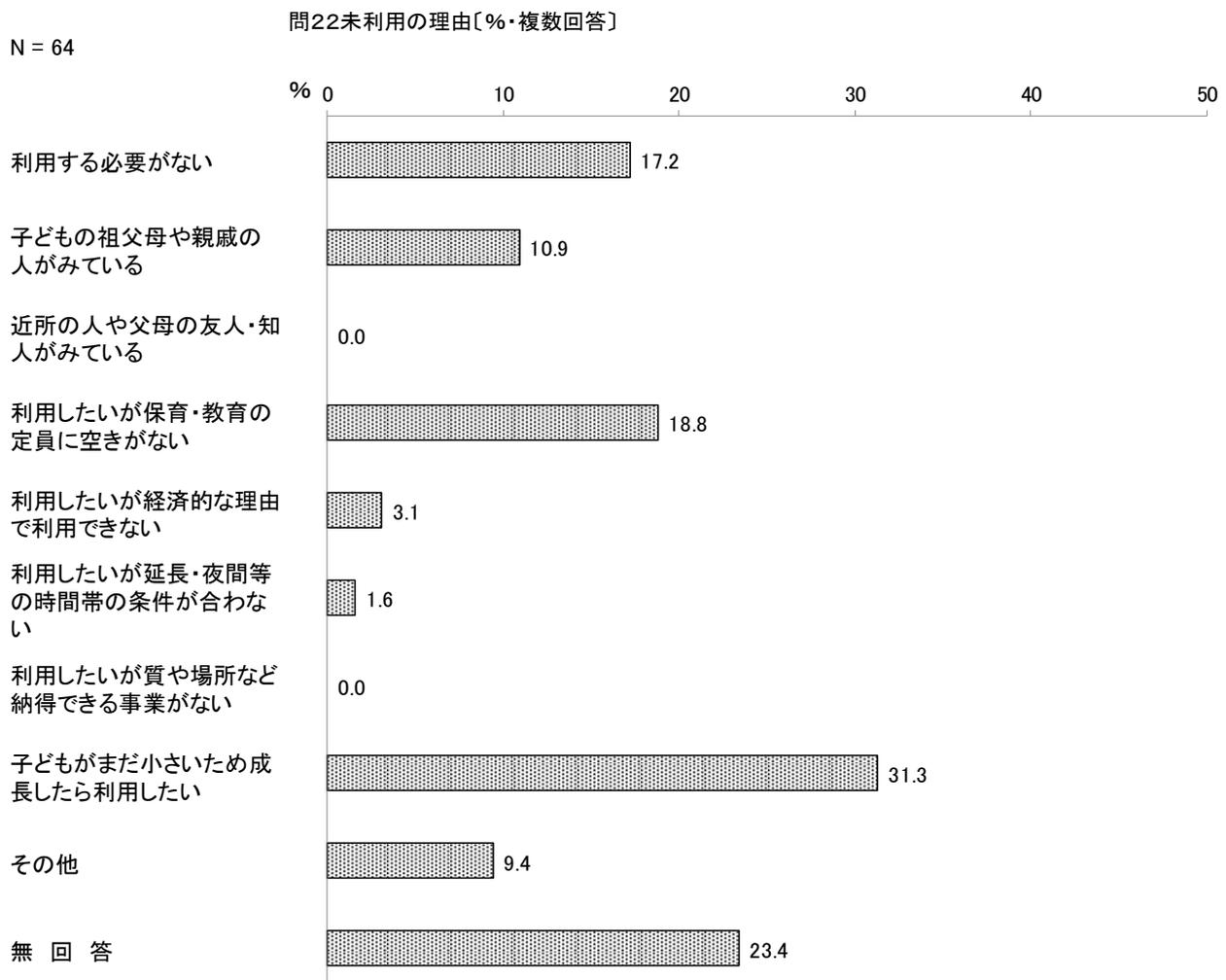
長期休暇期間中は、「町立幼稚園の預かり保育（定期的な利用のみ）」が13.4%、「町立幼稚園（通常の就園時間の利用）」が12.9%である。

土曜日は、「認定こども園（保育施設機能）」が5.0%、「町立幼稚園（通常の就園時間の利用）」と「町立幼稚園の預かり保育（定期的な利用のみ）」がともに3.9%である。

日曜・祝日は、「ファミリーサポートセンター」が1.5%、「その他」が1.1%とほとんど利用の希望がない。

問 22 【問 20 で現在利用している教育・保育事業がない方】教育・保育事業を利用していない理由は何ですか。

就学前児童保護者では、「子どもがまだ小さいため成長したら利用したい」が31.3%（前回43.6%）と多く、「利用したいが、保育・教育の定員に空きがない」が18.8%（前回6.4%）、「利用する必要がない」が17.2%（前回24.5%）である。前回調査に比べて、「子どもがまだ小さいため成長したら利用したい」が12.3ポイント減り、「利用したいが、保育・教育の定員に空きがない」が12.4ポイント増えている。

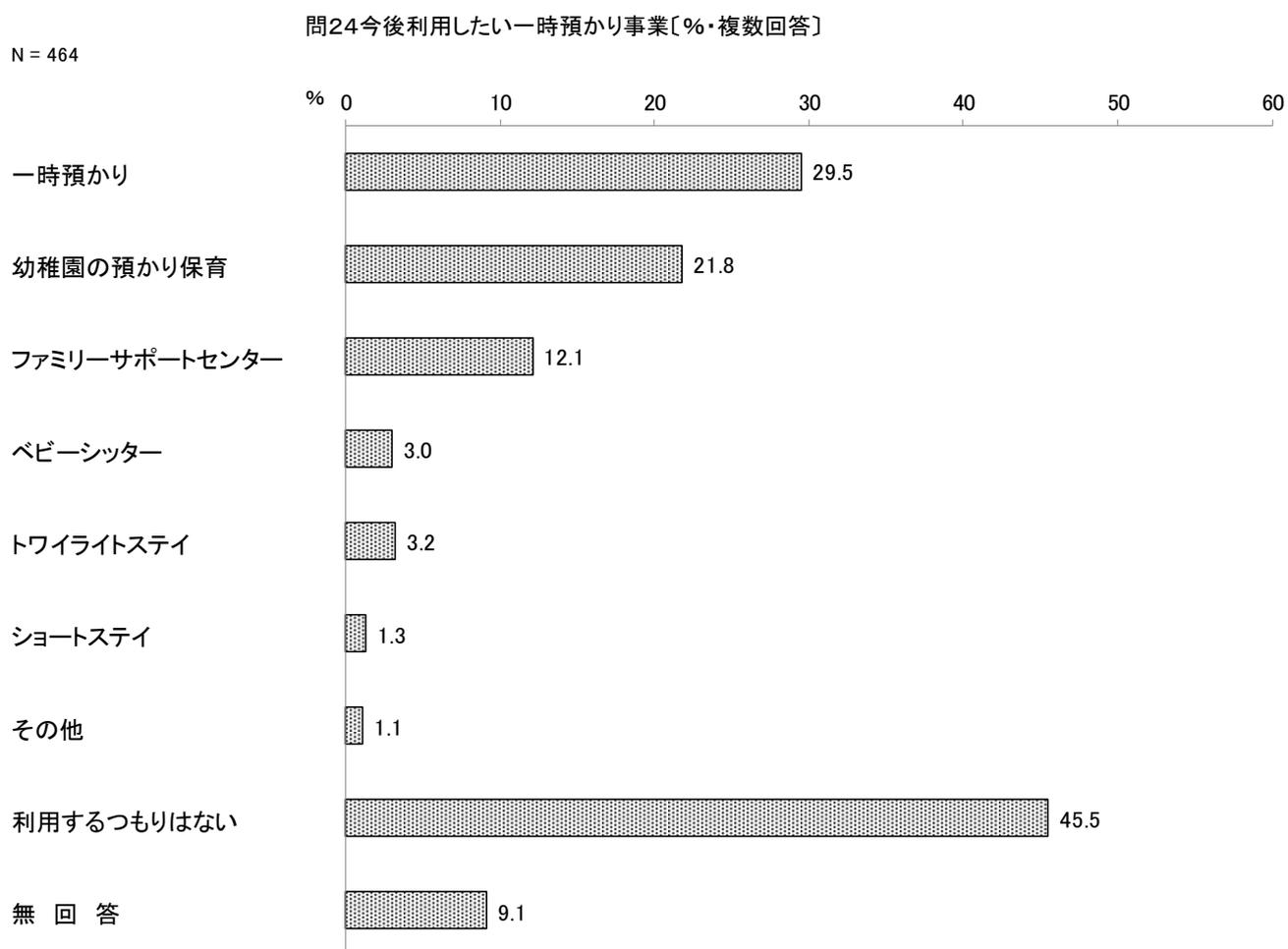


(4) 不規則な教育・保育の利用状況[就学前児童・小学生保護者]

問 24 お子さんについて、今後「不規則に」利用したい一時預かり事業はありますか。

【就学前児童保護者】

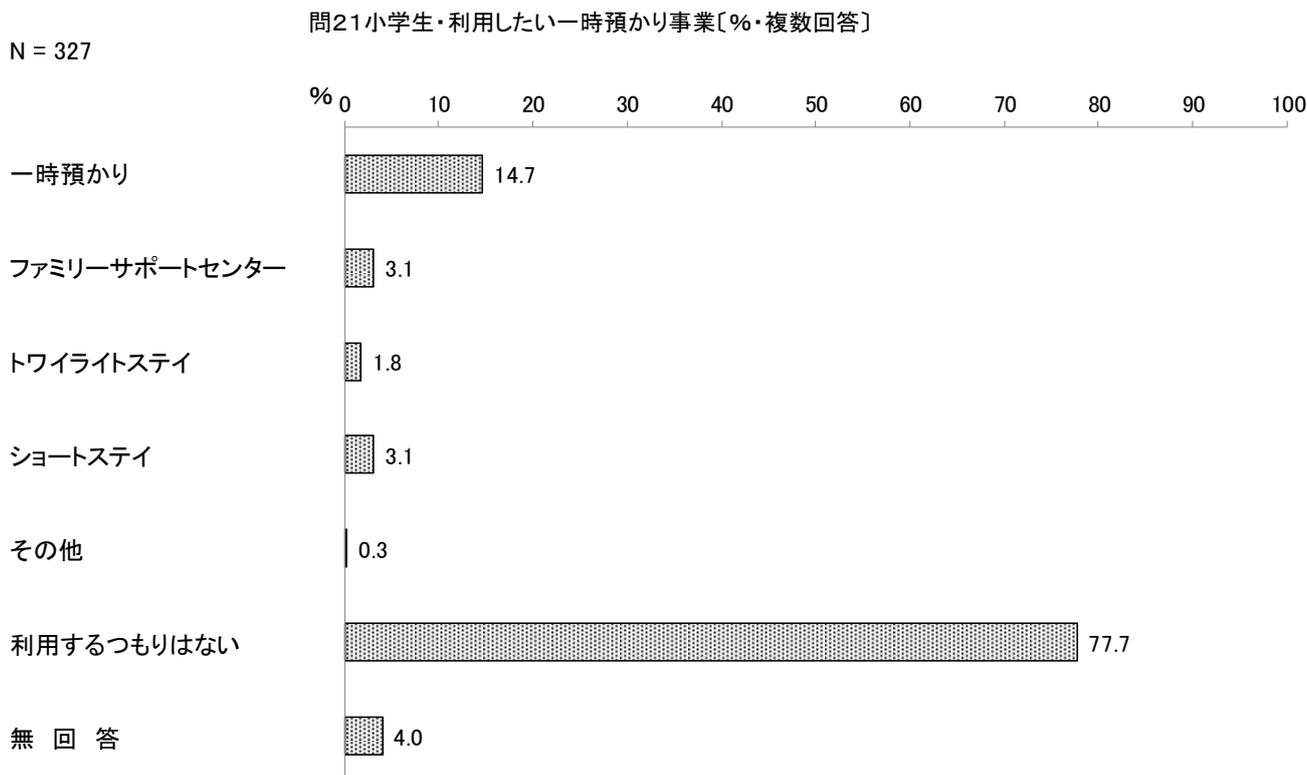
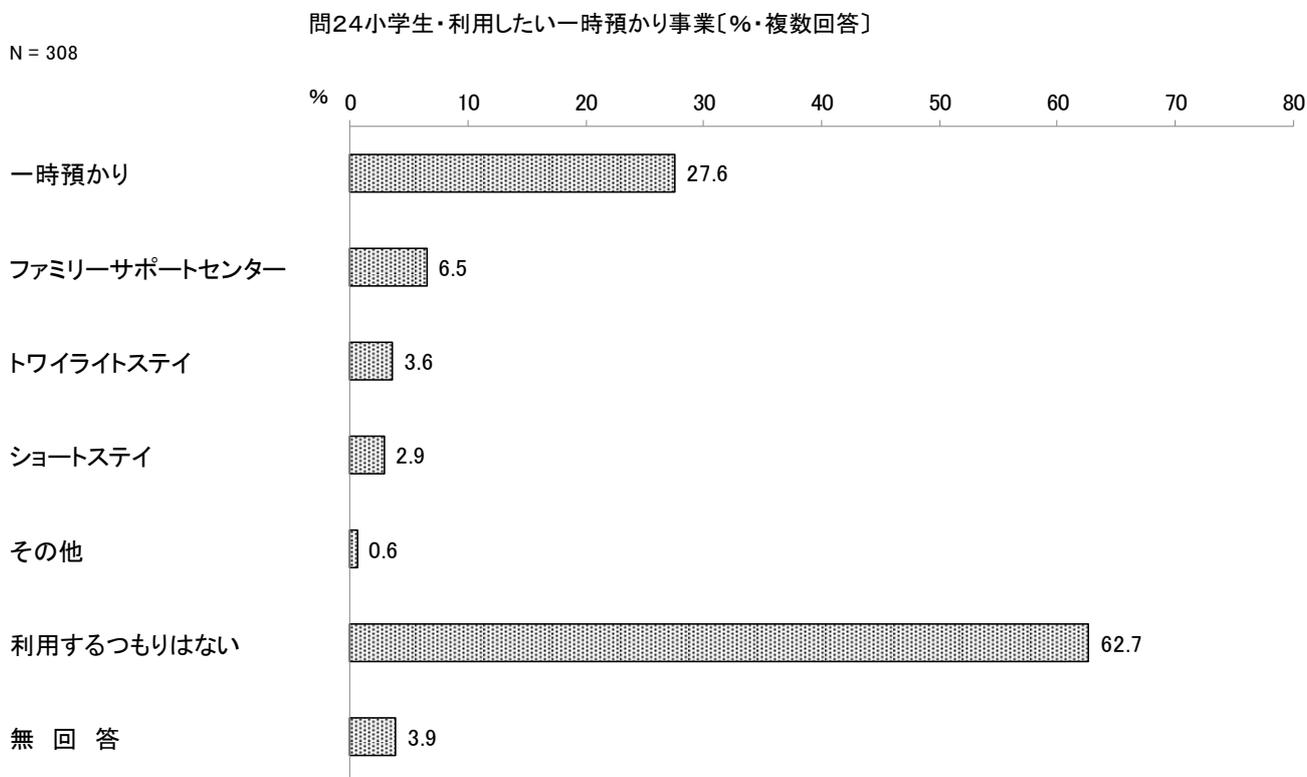
「利用するつもりはない」が45.5%と多く、「一時預かり」が29.5%、「幼稚園の預かり保育」が21.8%である。



【小学生保護者】

小学生（低）保護者では、「利用するつもりはない」が62.7%と多く、「一時預かり」が27.6%である。

小学生（高）保護者では、「利用するつもりはない」が77.7%と多く、「一時預かり」が14.7%である。



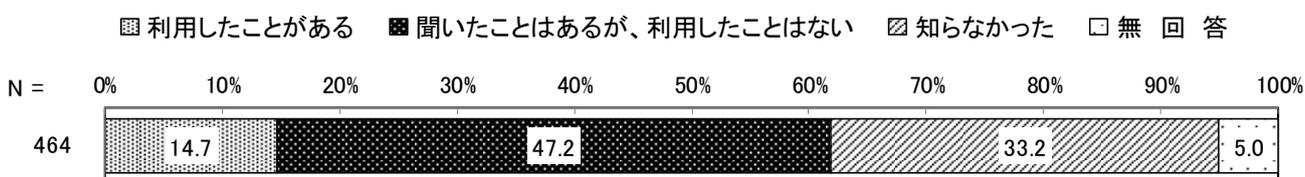
(5)地域子育て支援拠点事業の利用状況[就学前児童保護者]

問 27 現在、町では子育て支援事業を行っています。これらの取組を知っていましたか。また、利用したことがありますか。

【家庭訪問（ホームスタート訪問活動）】

就学前児童保護者では、「聞いたことはあるが、利用したことはない」が47.2%と多く、「知らなかった」が33.2%、「利用したことがある」が14.7%である。

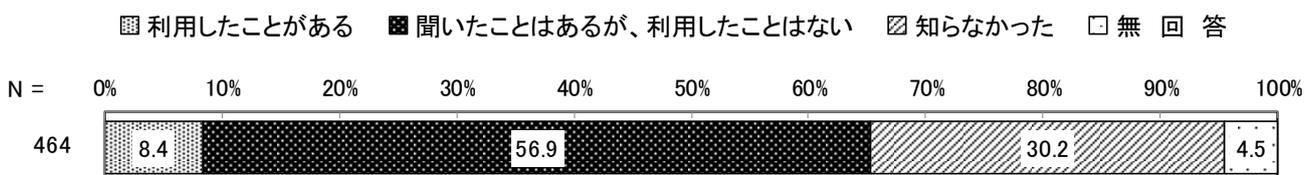
問27子育て支援事業・ホームスタート訪問活動[%]



【ファミリーサポートセンター】

就学前児童保護者では、「聞いたことはあるが、利用したことはない」が56.9%と多く、「知らなかった」が30.2%、「利用したことがある」が8.4%である。

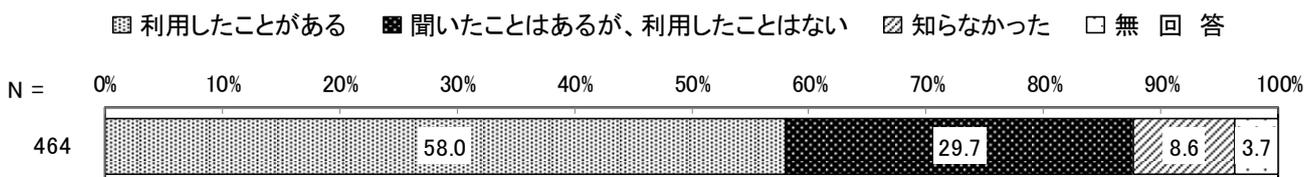
問27子育て支援事業・ファミリーサポートセンター[%]



【にこにこひろば（未来くるやぶき2階）】

就学前児童保護者では、「利用したことがある」が58.0%と多く、「聞いたことはあるが、利用したことはない」が29.7%、「知らなかった」が8.6%である。

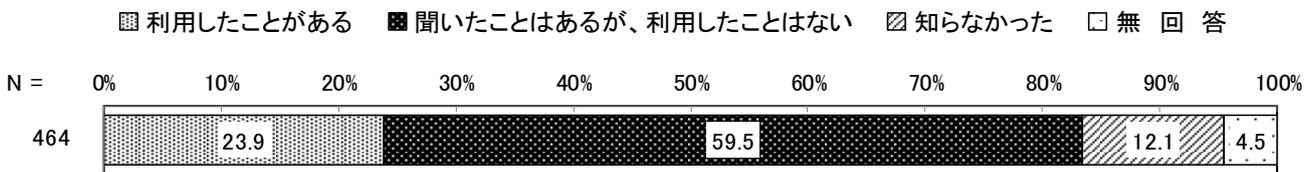
問27子育て支援事業・にこにこひろば[%]



【一時預かり保育・幼稚園の預かり保育】

就学前児童保護者では、「聞いたことはあるが、利用したことはない」が59.5%と多く、「利用したことがある」が23.9%、「知らなかった」が12.1%である。

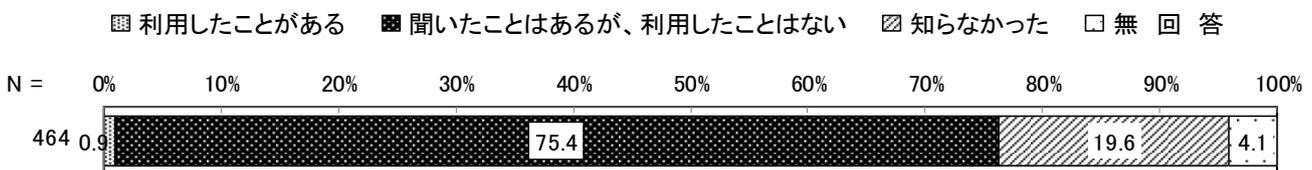
問27子育て支援事業・一時預かり保育・幼稚園預かり保育[%]



【病児保育】

就学前児童保護者では、「聞いたことはあるが、利用したことはない」が75.4%と多く、「知らなかった」が19.6%、「利用したことがある」が0.9%である。

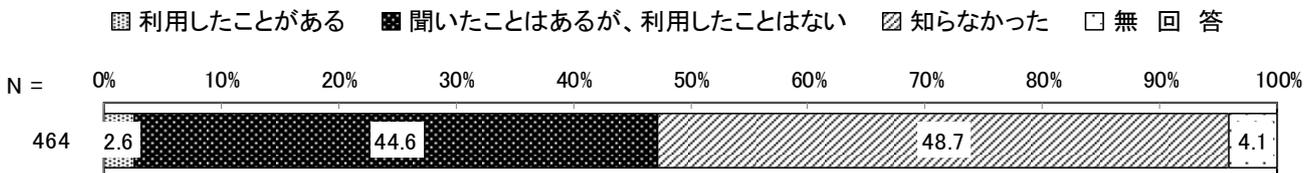
問27子育て支援事業・病児保育[%]



【子育て包括支援センター】

就学前児童保護者では、「知らなかった」が48.7%、「聞いたことはあるが、利用したことはない」が44.6%と多く、「利用したことがある」が2.6%である。

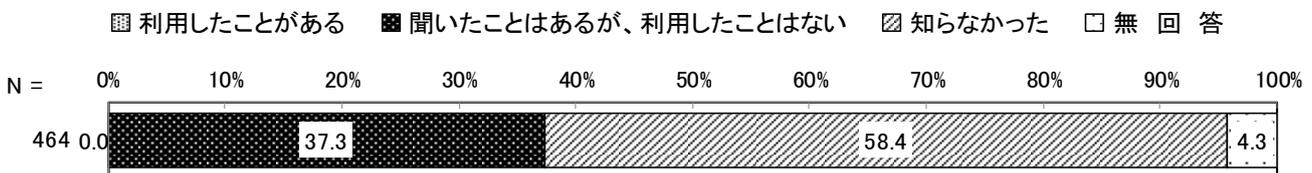
問27子育て支援事業・子育て包括支援センター[%]



【子育て短期支援事業（ショートステイ）】

就学前児童保護者では、「知らなかった」が58.4%と多く、「聞いたことはあるが、利用したことはない」が37.3%である。

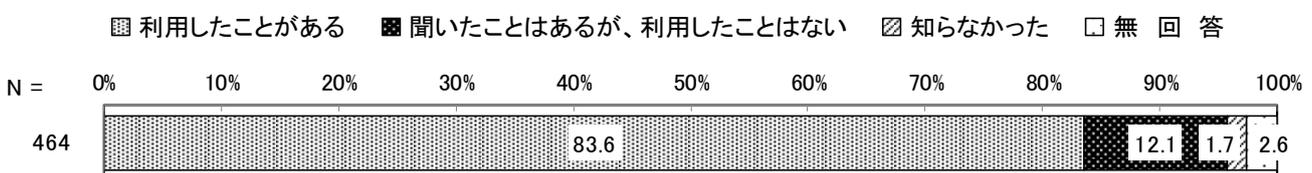
問27子育て支援事業・子育て短期支援事業[%]



【未来くるやぶき】

就学前児童保護者では、「利用したことがある」が83.6%と多く、「聞いたことはあるが、利用したことはない」が12.1%、「知らなかった」が1.7%である。

問27子育て支援事業・未来くるやぶき[%]



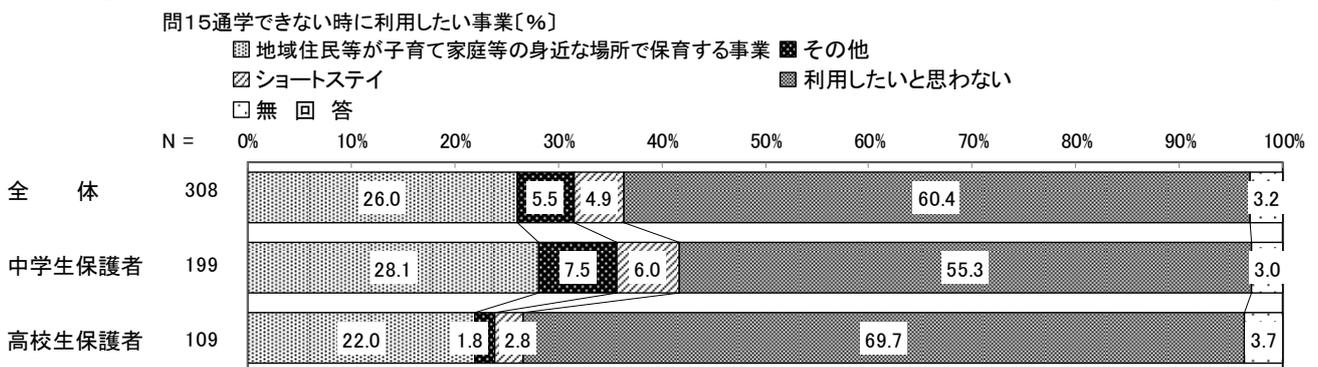
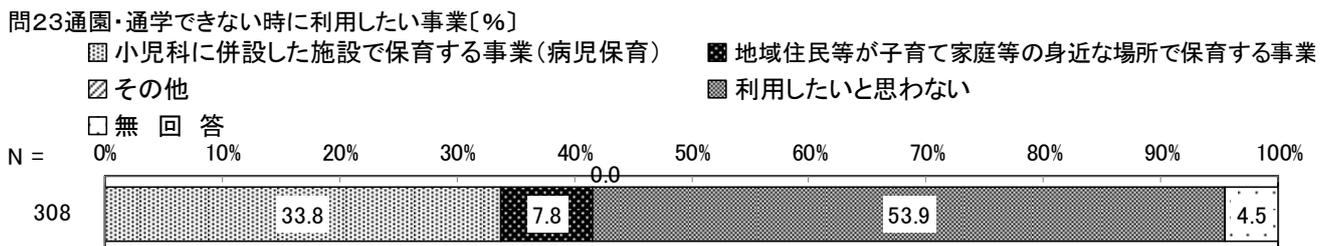
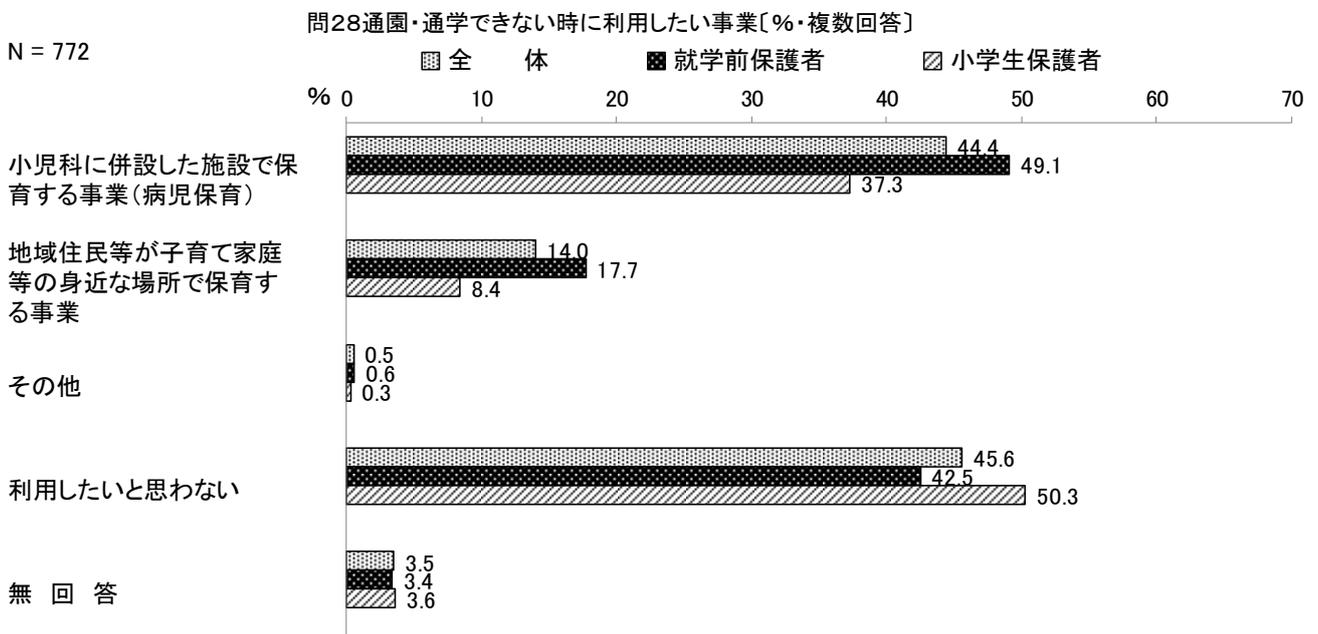
(6) 病気の際の対応

問 28 お子さんが病気やけがで通園できない[就学前のみ]／教育・保育事業を利用できない[小学生・中学生のみ]／教育事業を利用できない場合に、どのような事業を利用したいと思いますか。

就学前児童、小学生（低）保護者では、「利用したいと思わない」が45.6%、「小児科に併設した施設で保育する事業（病児保育）」が44.4%と多く、「地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業」が14.0%である。

小学生（高）保護者では、「利用したいと思わない」が53.9%と多く、「小児科に併設した施設で保育する事業（病児保育）」が33.8%、「地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業」が7.8%である。

中・高生等保護者では、「利用したいと思わない」が60.4%と多く、「地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業」が26.0%である。

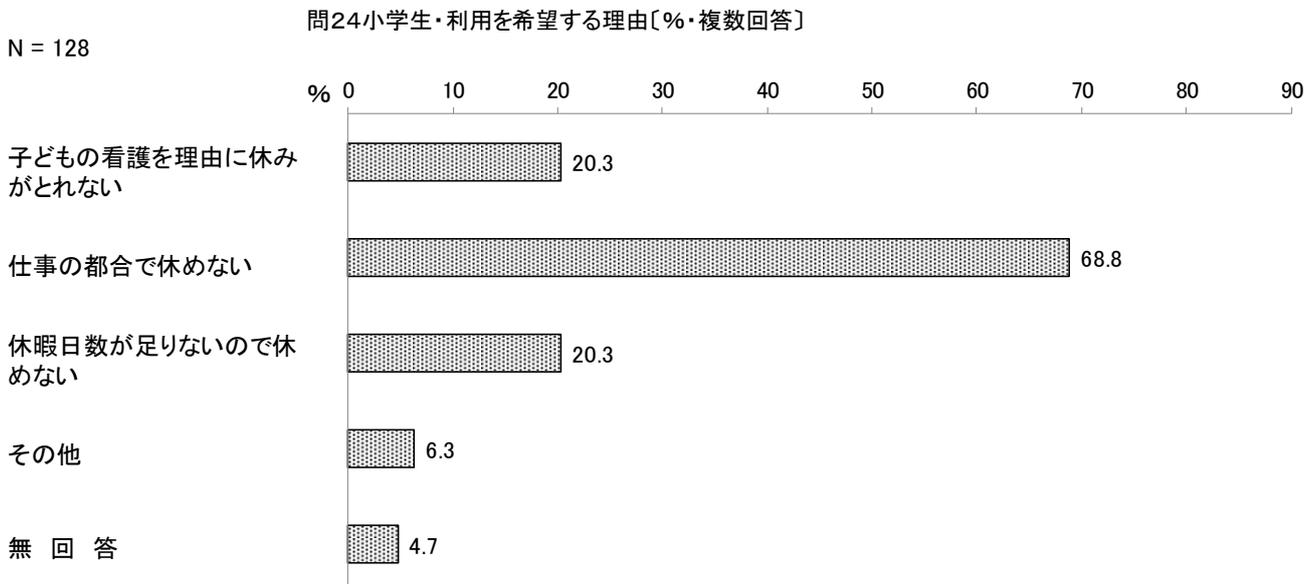
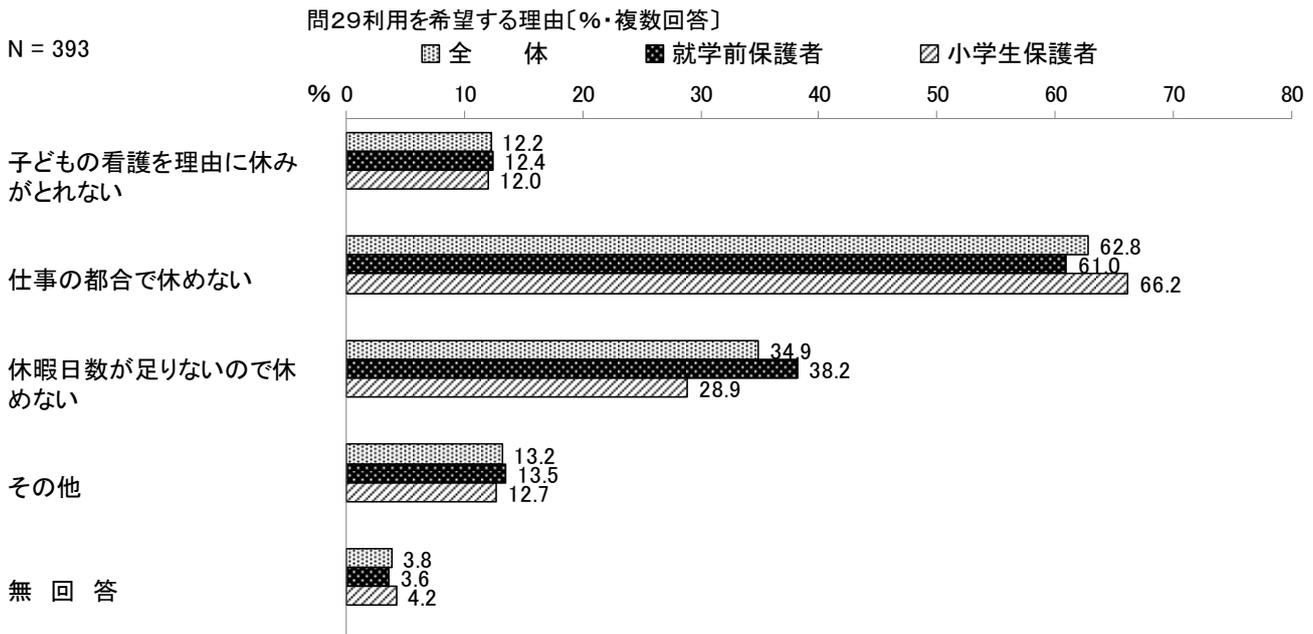


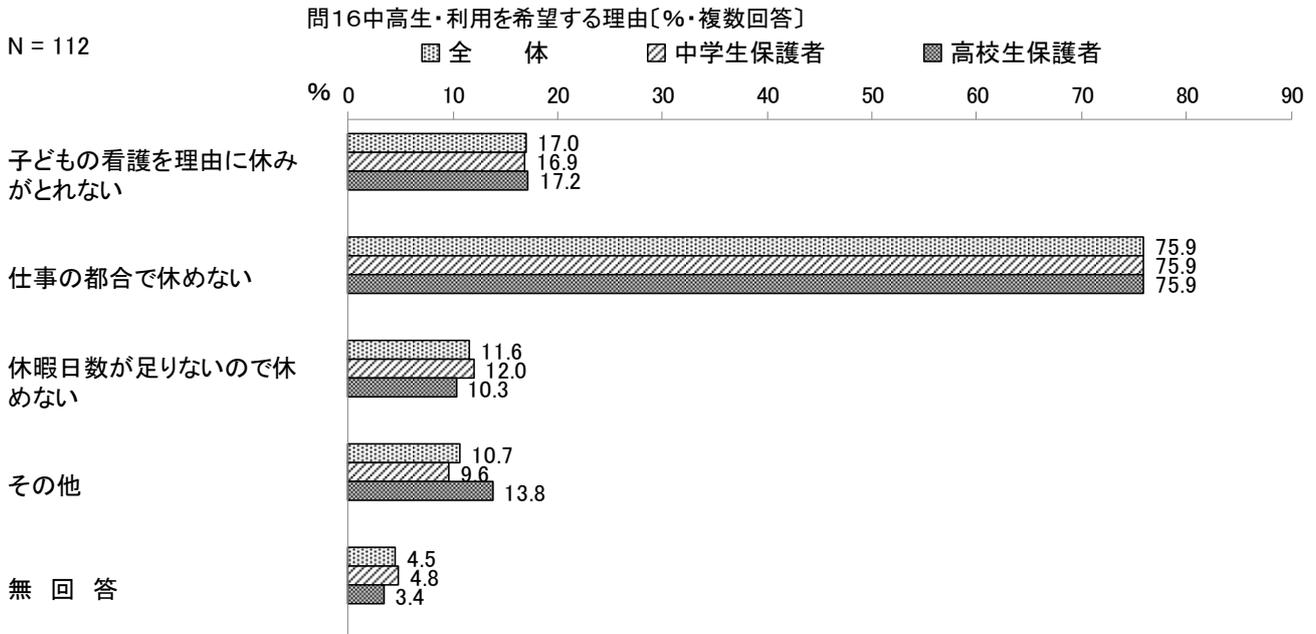
問 29 【問 28 で「1～3」を選んだ方】事業の利用を希望する理由は何ですか。

就学前児童、小学生（低）保護者では、「仕事の都合で休めない」が62.8%と多く、「休暇日数が足りないので休めない」が34.9%、「その他」が13.2%である。

小学生（高）保護者では、「仕事の都合で休めない」が68.8%と多く、「子どもの看護を理由に休みがとれない」と「休暇日数が足りないので休めない」がともに20.3%である。

中・高生等保護者では、「仕事の都合で休めない」が75.9%と多く、「子どもの看護を理由に休みがとれない」が17.0%、「休暇日数が足りないので休めない」が11.6%である。



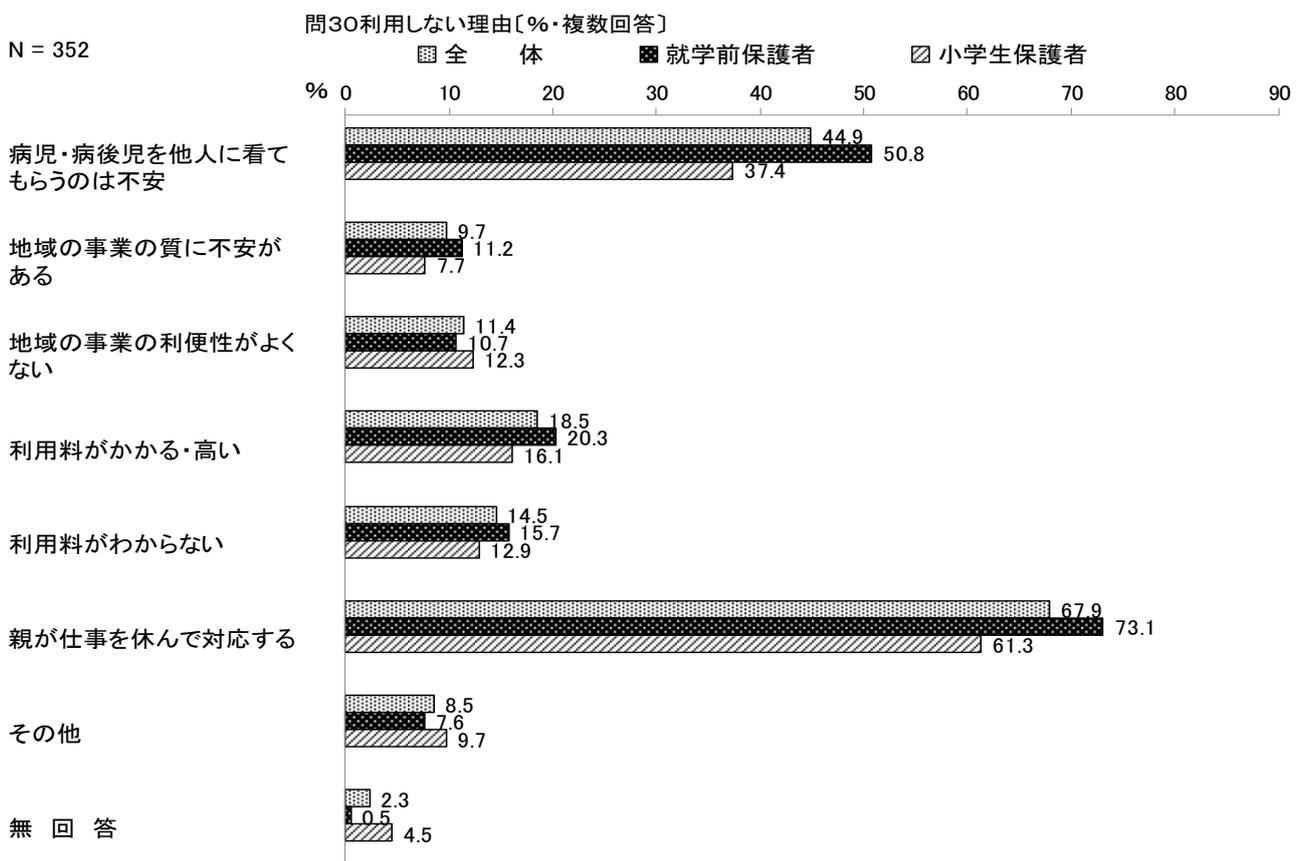


問 30 【問 28 で「4. 利用したいと思わない」を選んだ方】利用したいと思わない理由は何ですか。

就学前児童、小学生（低）保護者では、「親が仕事を休んで対応する」が67.9%と多く、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が44.9%、「利用料がかかる・高い」が18.5%である。

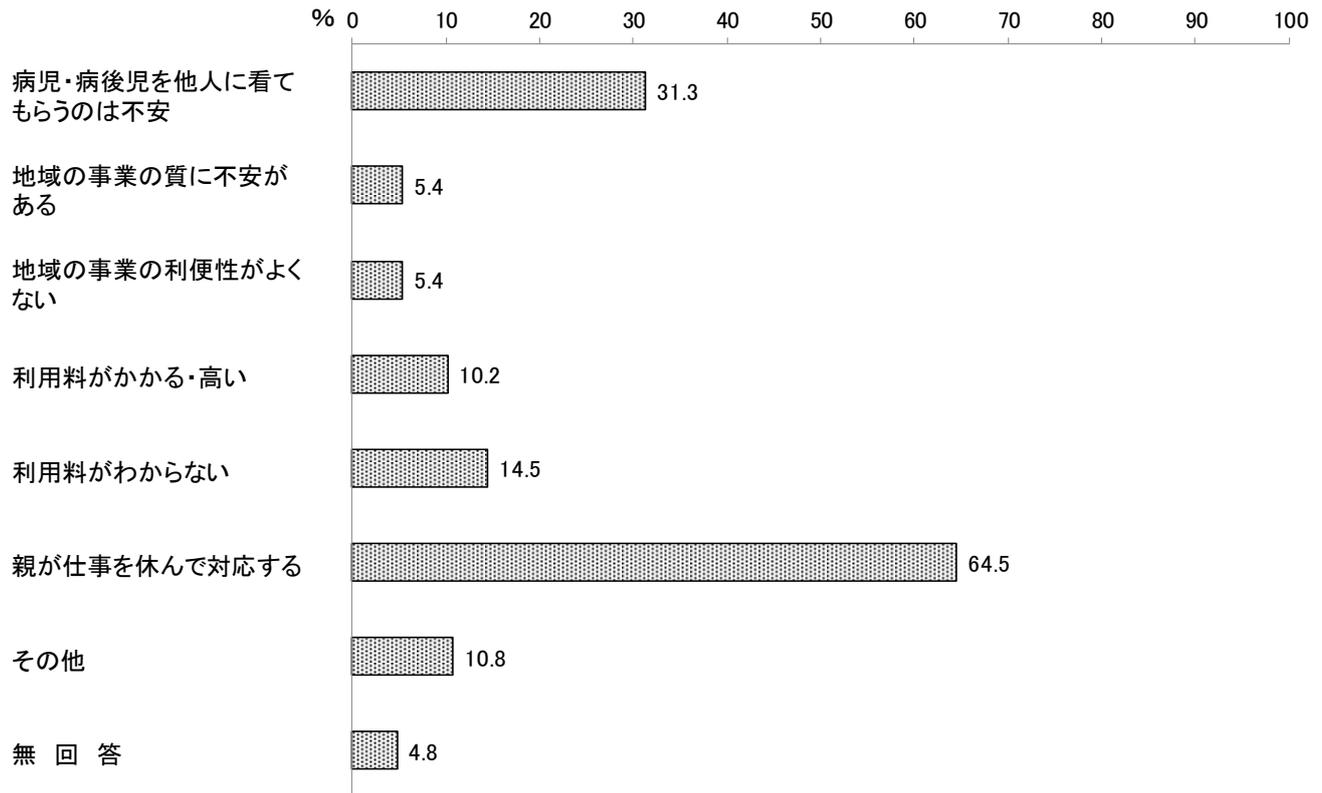
小学生（高）保護者では、「親が仕事を休んで対応する」が64.5%と多く、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が31.3%、「その他」が10.8%である。

中・高生等保護者では、「親が仕事を休んで対応する」が68.8%と多く、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が24.2%、「その他」が18.3%である。



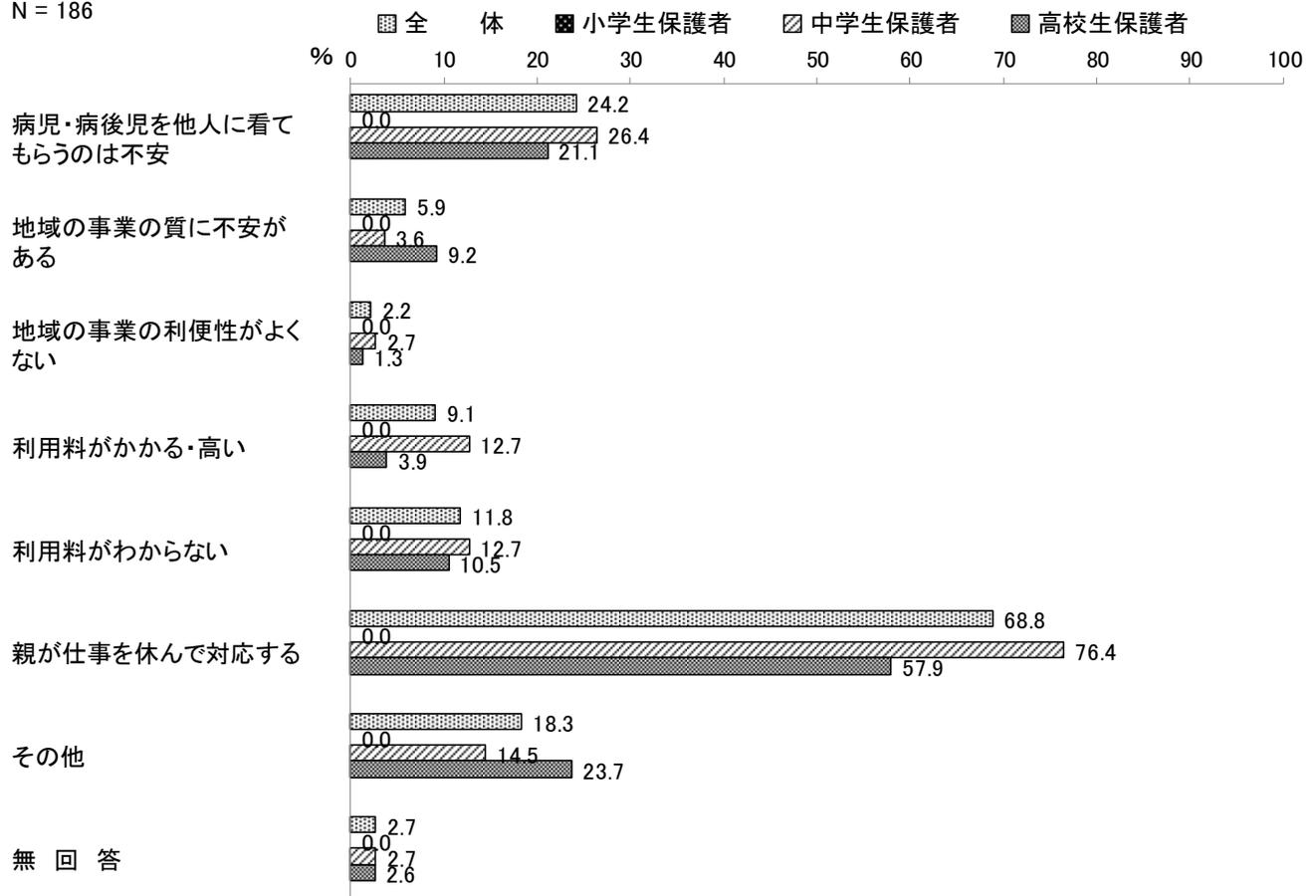
問25小学生・利用しない理由[%・複数回答]

N = 166



問17中学生・利用しない理由[%・複数回答]

N = 186

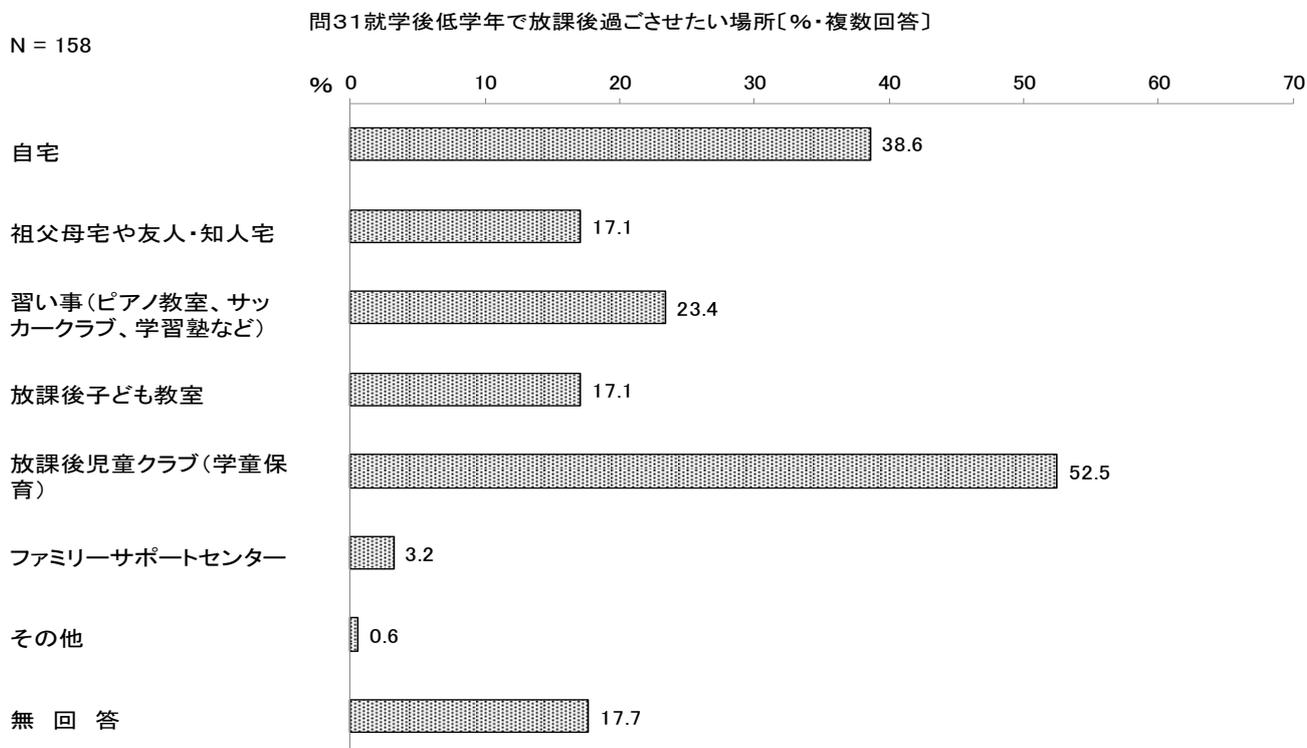


(7) 小学校就学後の放課後の過ごし方[5歳以上就学前児童保護者]

問 31 お子さんについて、小学校低学年(1～3年生)の内は、平日の学校終了後(放課後)や土曜日、日曜・祝日にどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

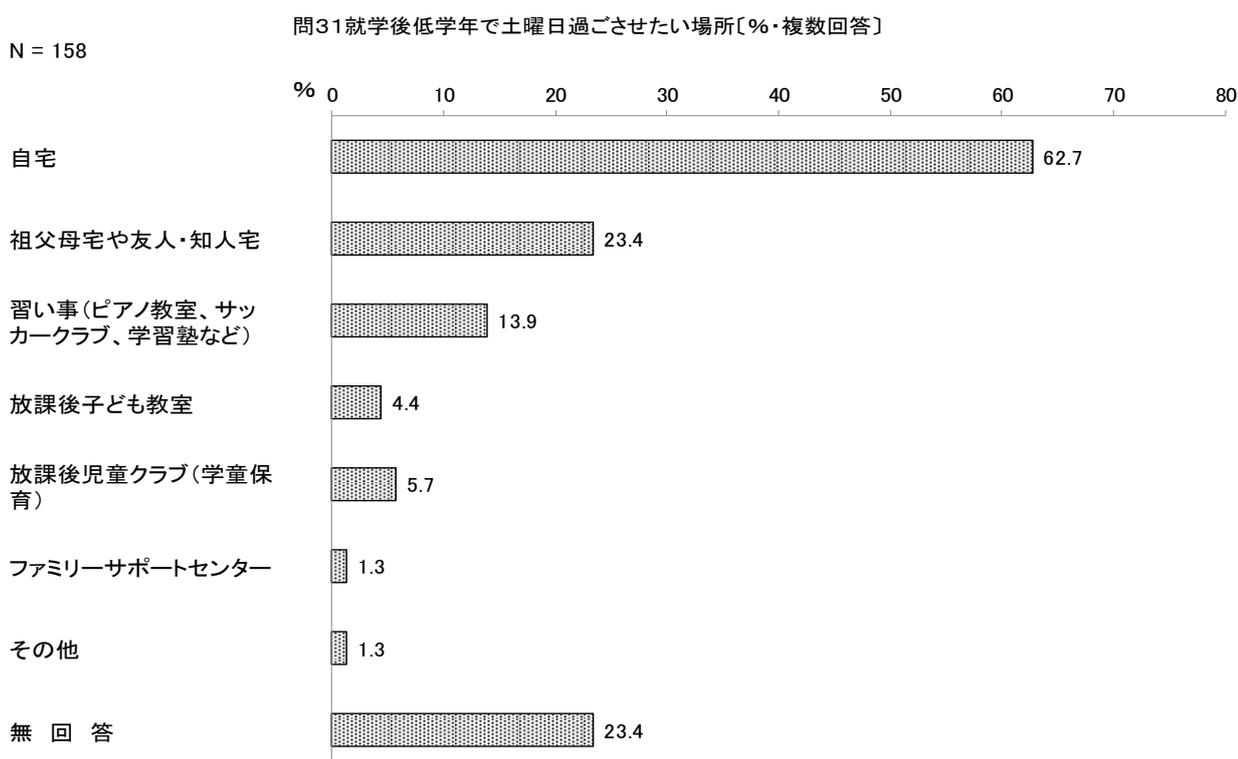
【放課後】

「放課後児童クラブ(学童保育)」が52.5%と半数を超え、「自宅」が38.6%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が23.4%である。



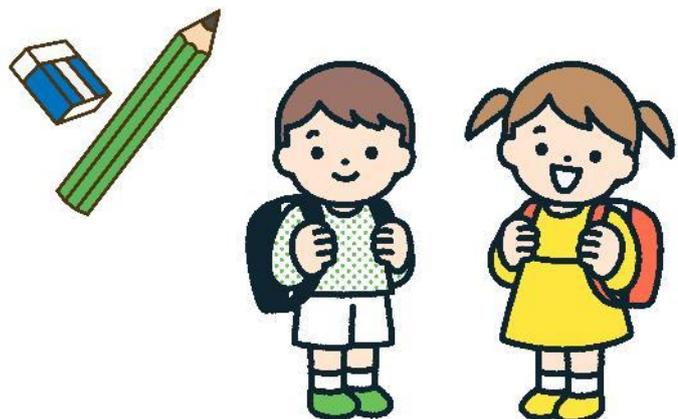
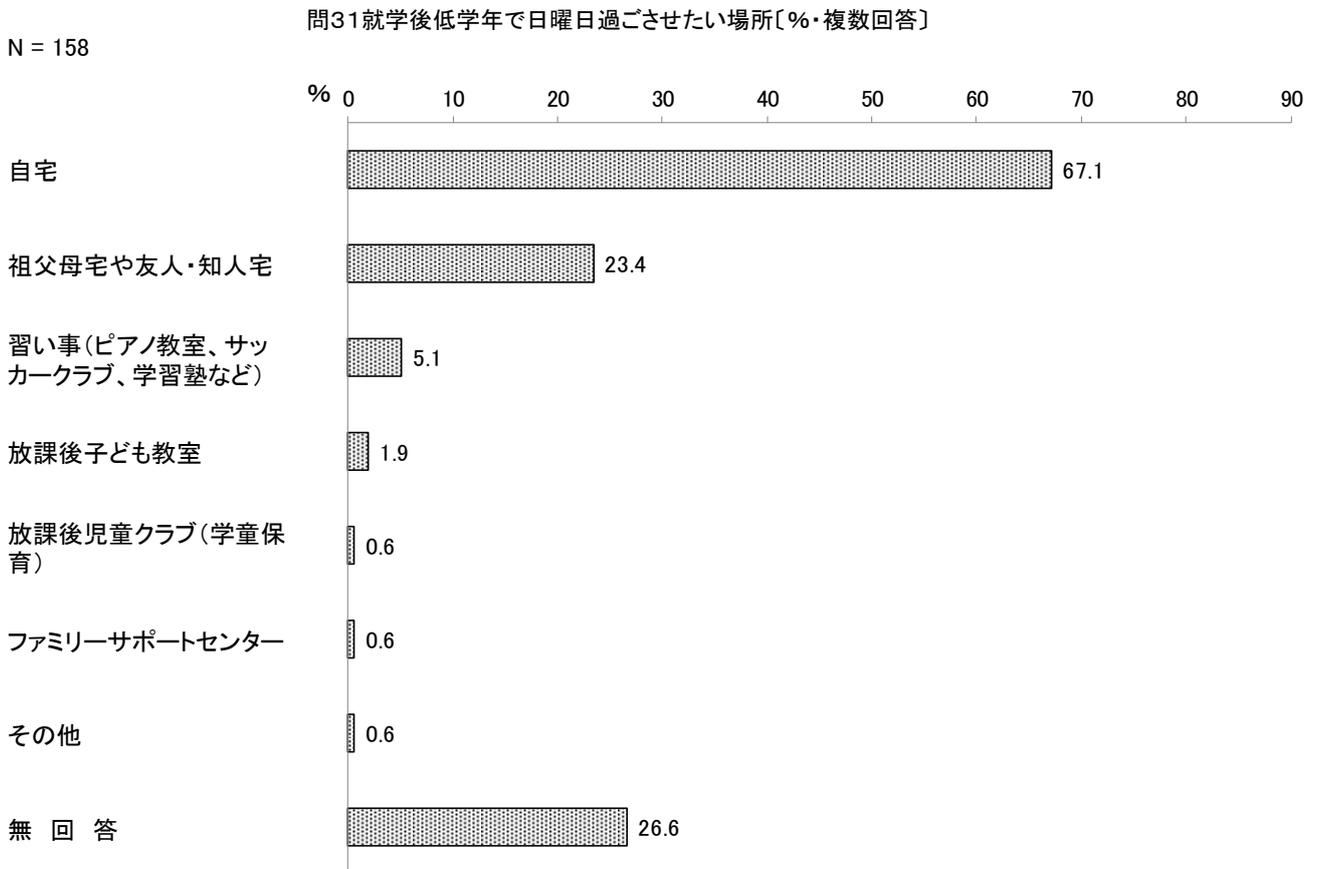
【土曜日】

「自宅」が62.7%と多く、「祖父母宅や友人・知人宅」が23.4%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が13.9%である。



【日曜・祝日】

「自宅」が67.1%と多く、「祖父母宅や友人・知人宅」が23.4%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が5.1%である。



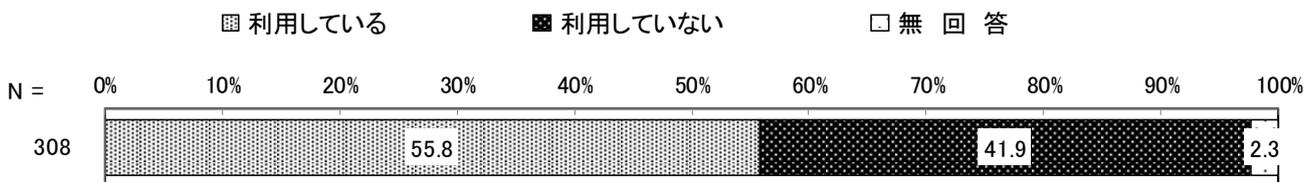
(8)放課後の過ごし方

問 32 現在、放課後児童クラブを利用していますか。[小学生保護者のみ]

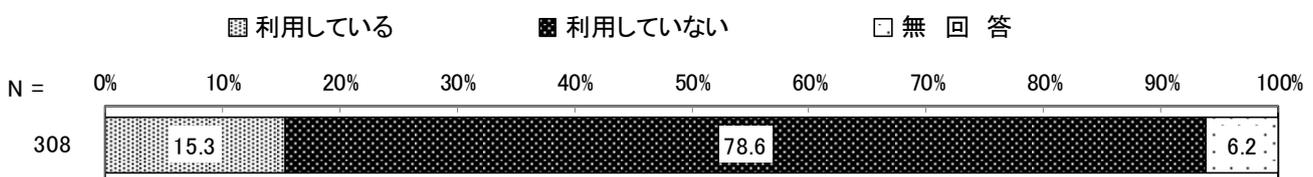
小学生（低）保護者では、「利用している」が55.8%と多く、「利用していない」が41.9%である。

小学生（高）保護者では、「利用していない」が78.6%と8割近くを占め、「利用している」が15.3%である。

問19小学生・放課後児童クラブの利用[%]



問19小学生・放課後児童クラブの利用[%]

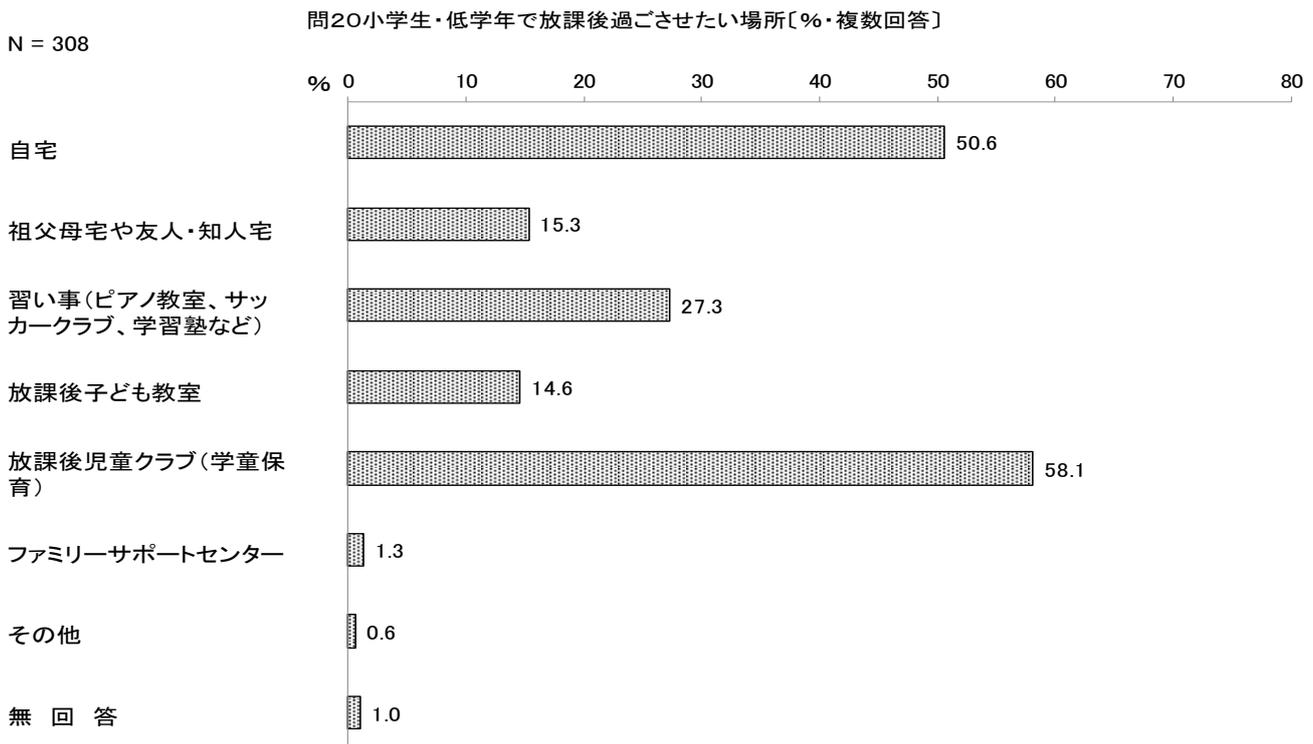


問 33 お子さんの放課後の過ごし方で、小学校低学年(1～3年生)と高学年(4～6年生)では、どのような場所で過ごさせたいと思いますか。[小学生保護者のみ]

【1～3年生】

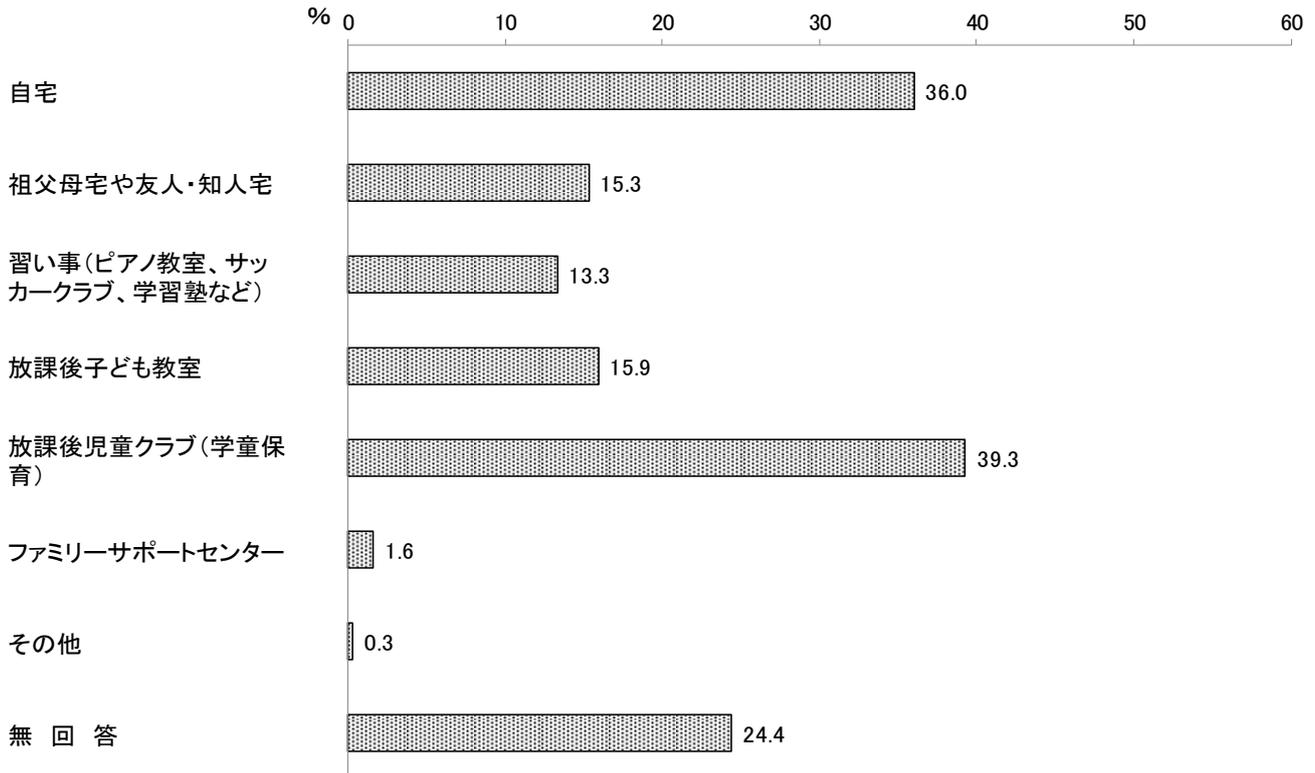
小学生（低）保護者では、「放課後児童クラブ（学童保育）」が58.1%、「自宅」が50.6%と多く、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が27.3%である。

小学生（高）保護者では、「放課後児童クラブ（学童保育）」が39.3%、「自宅」が36.0%と多く、「放課後子ども教室」が15.9%である。



N = 308

問20小学生・低学年で放課後過ごさせたい場所[%・複数回答]



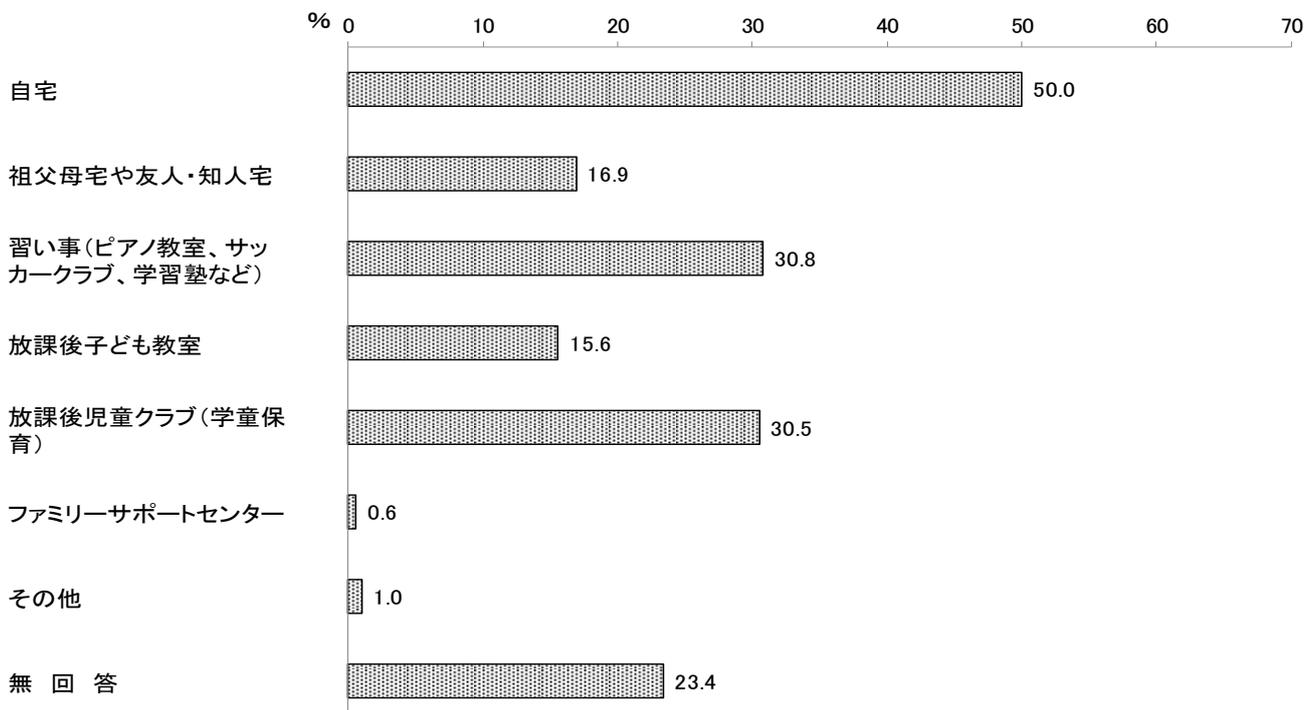
【4～6年生】

小学生(低)保護者では、「自宅」が50.0%と多く、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が30.8%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が30.5%である。

小学生(高)保護者では、「自宅」が69.8%と多く、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が28.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」が21.8%である。

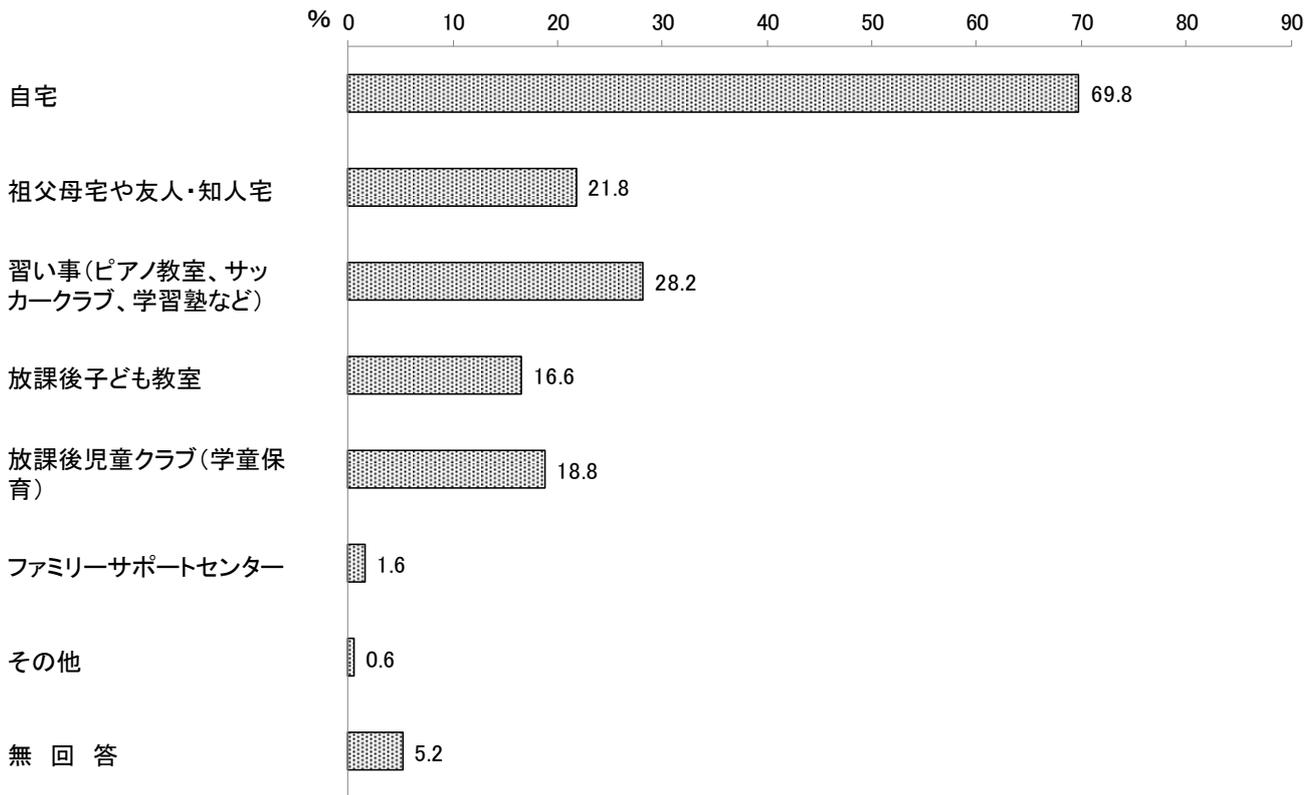
N = 308

問20小学生・高学年で放課後過ごさせたい場所[%・複数回答]



N = 308

問20小学生・高学年で放課後過ごさせたい場所[%・複数回答]



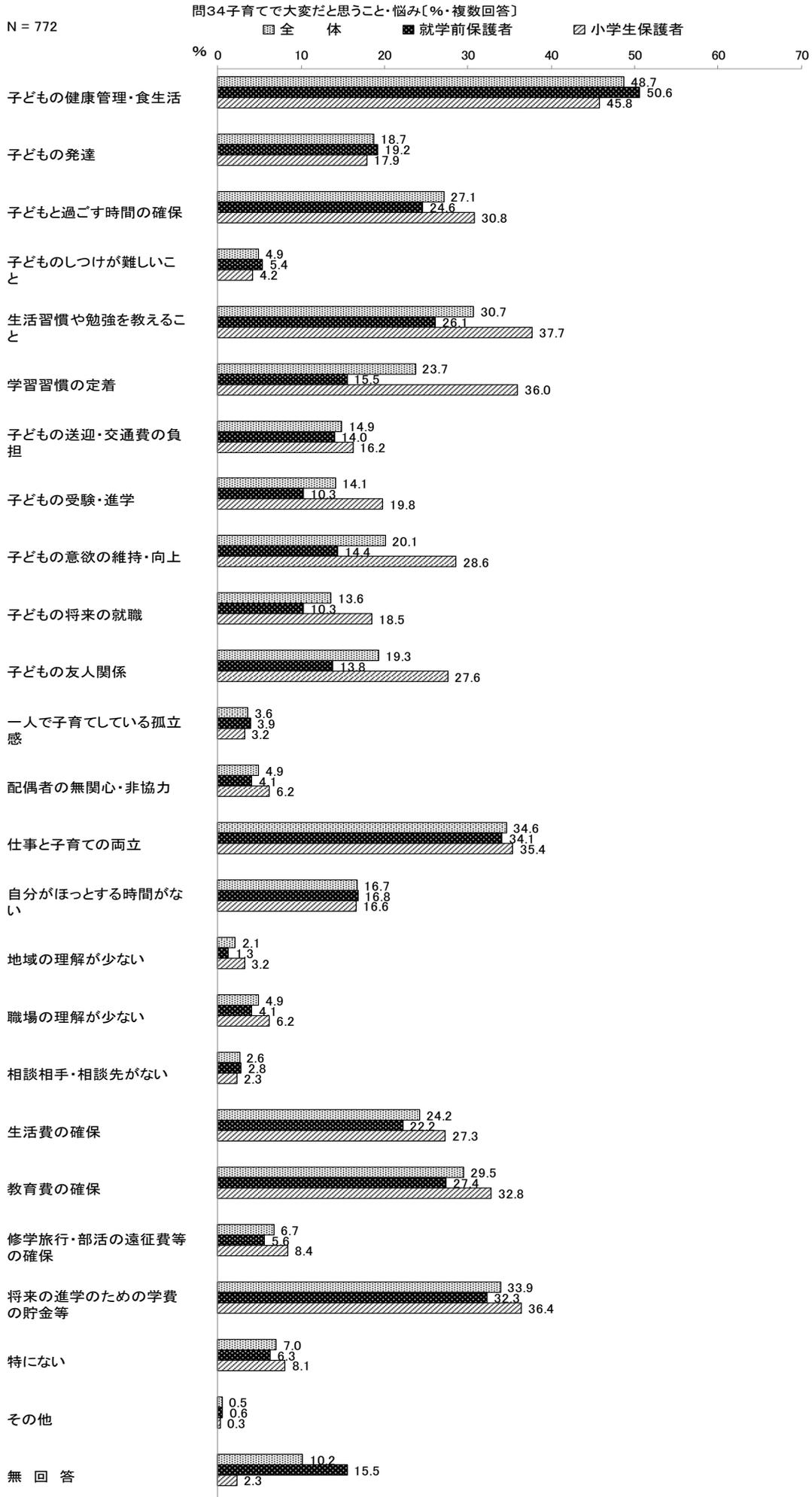
(9)子どもとの関わり方・家庭でのことなど

問 37 子育てをする上で、あなたが大変だと感じていること、悩んでいることを選んでください。

就学前児童、小学生(低)保護者では、「子どもの健康管理・食生活」が48.7%、「仕事と子育ての両立」が34.6%、「将来の進学のための学費の貯金等」が33.9%、「生活習慣や勉強を教えること」が30.7%、「教育費の確保」が29.5%である。小学生保護者で「生活習慣や勉強を教えること」が37.7%、「学習習慣の定着」が36.0%と多い。

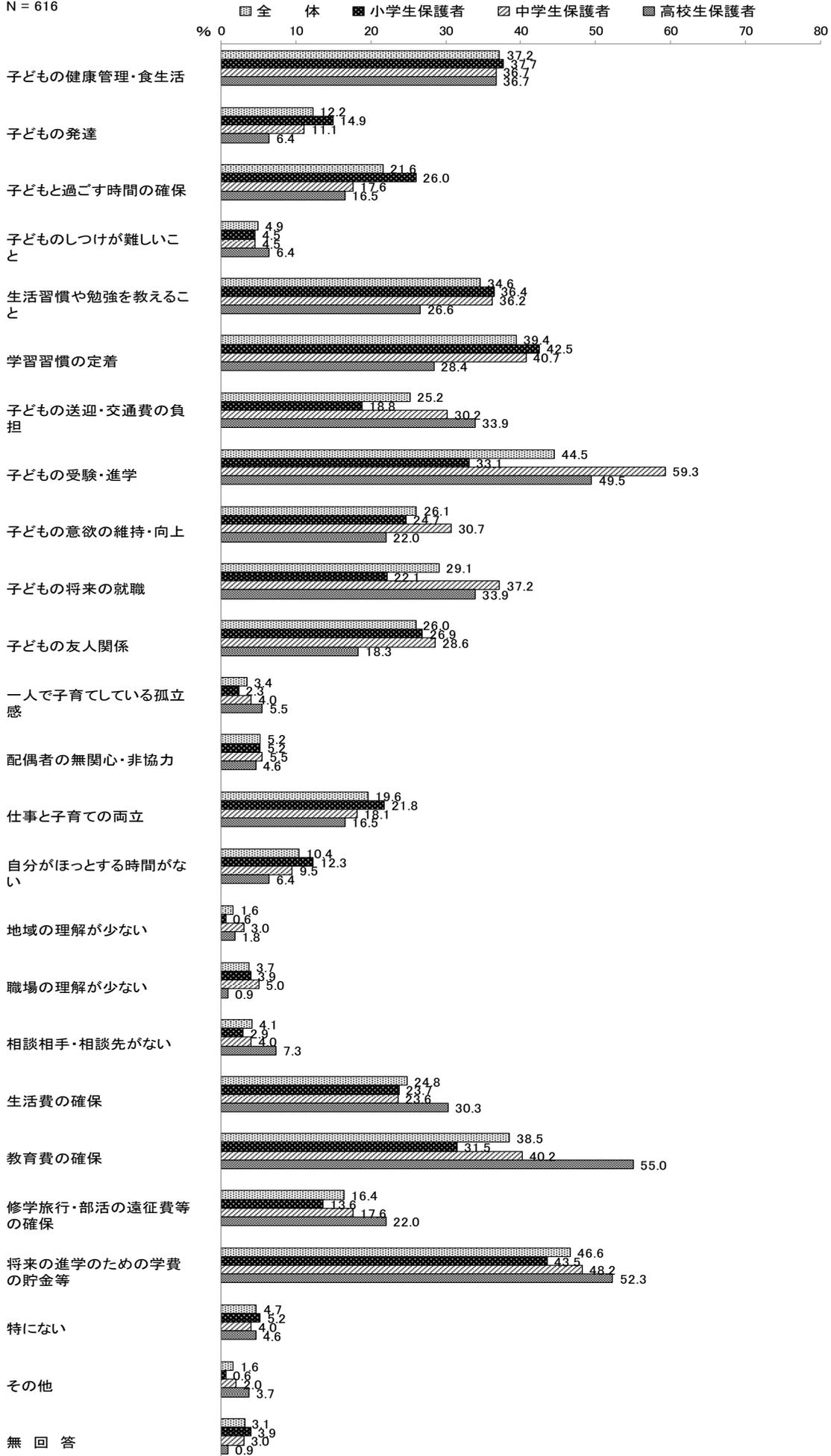
小(高)、中・高生等保護者では、「将来の進学のための学費の貯金等」が46.6%、「子どもの受験・進学」が44.5%、「学習習慣の定着」が39.4%、「教育費の確保」が38.5%、「子どもの健康管理・食生活」が37.2%、「生活習慣や勉強を教えること」が34.6%である。

中学生保護者で「子どもの受験・進学」が59.3%、高校生等保護者で「教育費の確保」が55.0%、「将来の進学のための学費の貯金等」が52.3%と多い。



N = 616

問20子育てで大変だと思うこと・悩み[%・複数回答]



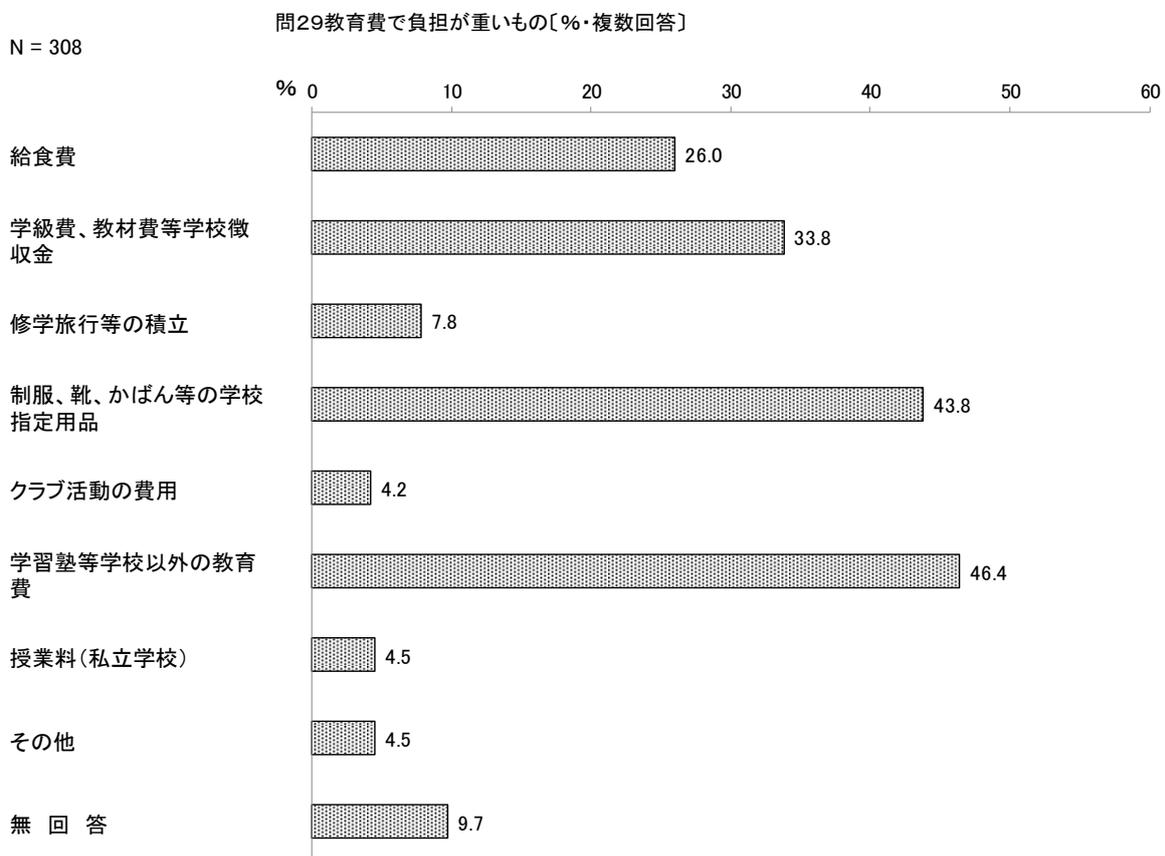
問 38 お子さんの教育費のうち負担が重いものは何ですか。[就学前以外]

小学生（低）保護者では、「学習塾等学校以外の教育費」が46.4%、「制服、靴、かばん等の学校指定用品」が43.8%と多く、「学級費、教材費等学校徴収金」が33.8%、「給食費」が26.0%である。

小学生（高）保護者では、「制服、靴、かばん等の学校指定用品」が47.1%、「学習塾等学校以外の教育費」が40.3%と多く、「給食費」が30.2%、「学級費、教材費等学校徴収金」が26.9%である。

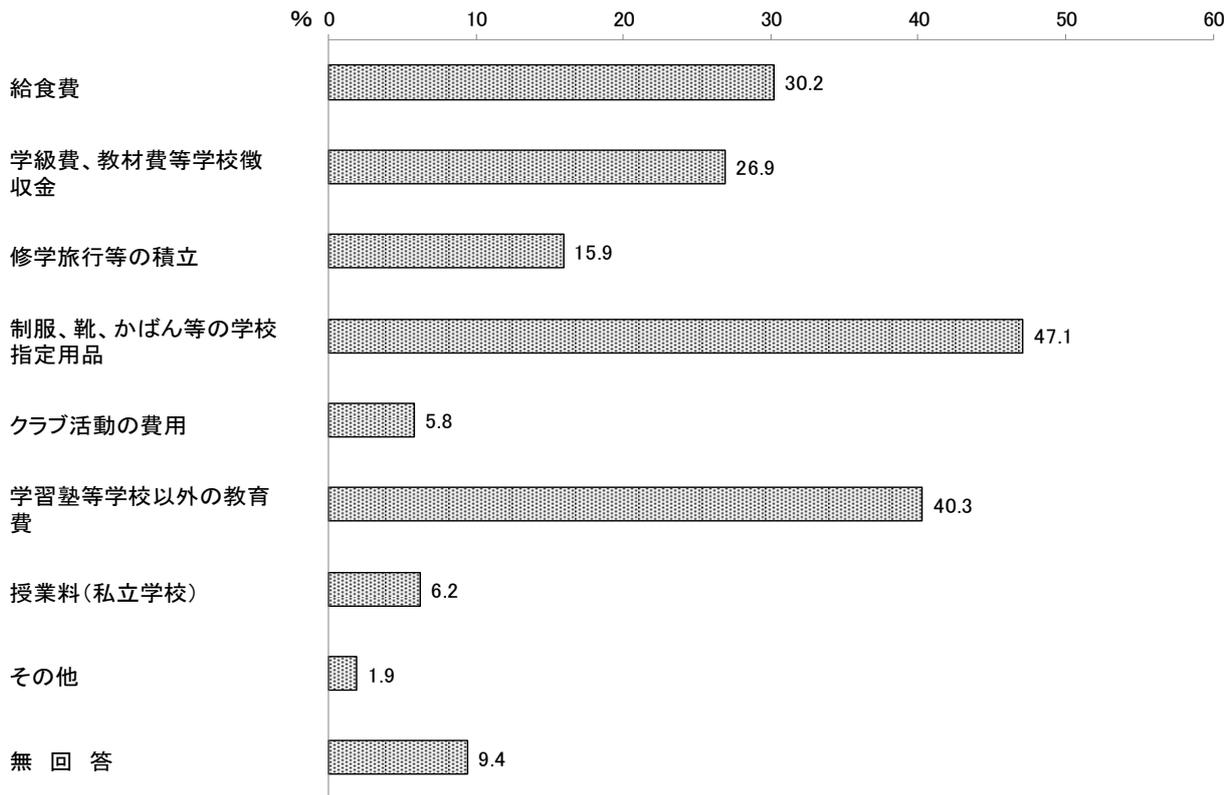
中・高生等保護者では、「制服、靴、かばん等の学校指定用品」が44.5%、「学習塾等学校以外の教育費」が39.3%と多く、「学級費、教材費等学校徴収金」が23.7%、「修学旅行等の積立」が23.1%である。

中学生保護者で「制服、靴、かばん等の学校指定用品」が50.8%、「学習塾等学校以外の教育費」が48.7%、高校生保護者で「学級費、教材費等学校徴収金」と「修学旅行等の積立」がともに30.3%と多い。



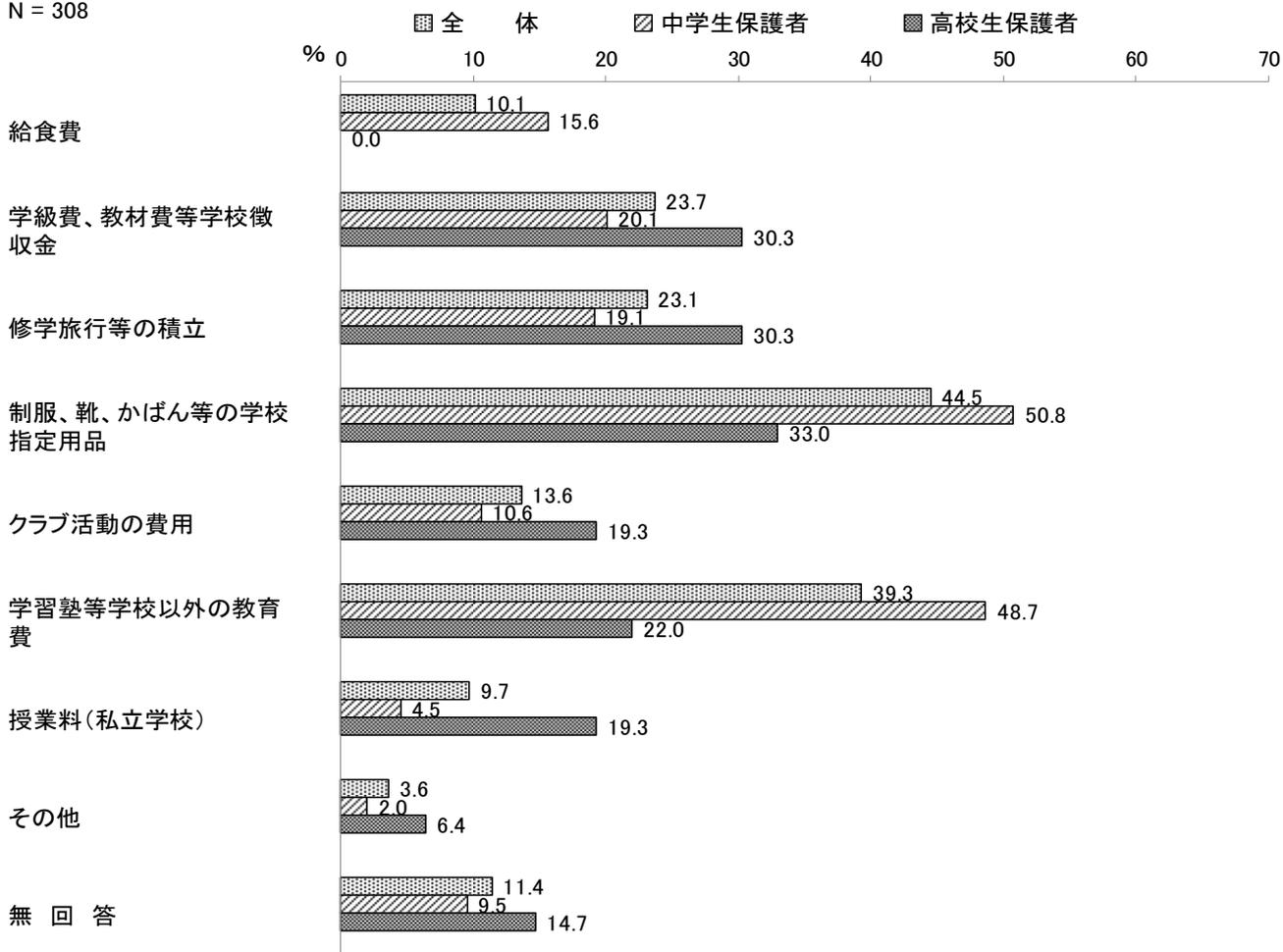
N = 308

問29教育費で負担が重いもの[%・複数回答]



N = 308

問30教育費で負担が重いもの[%・複数回答]



問 40 お子さんを将来、どの学校まで進学させたい[就学前のみ]／進学すると思いますか。

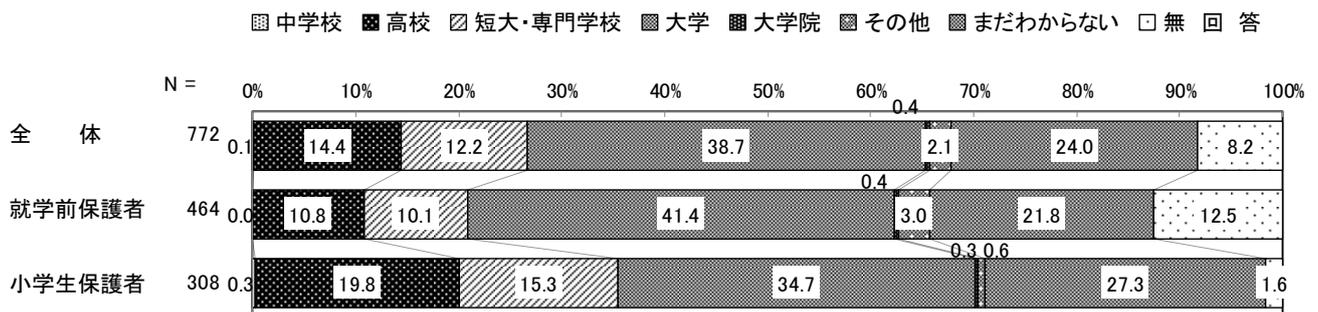
就学前児童、小学生（低）保護者では、「大学」が38.7%と多く、「まだわからない」が24.0%、「高校」が14.4%である。

小学生保護者で「高校」が19.8%と多い。

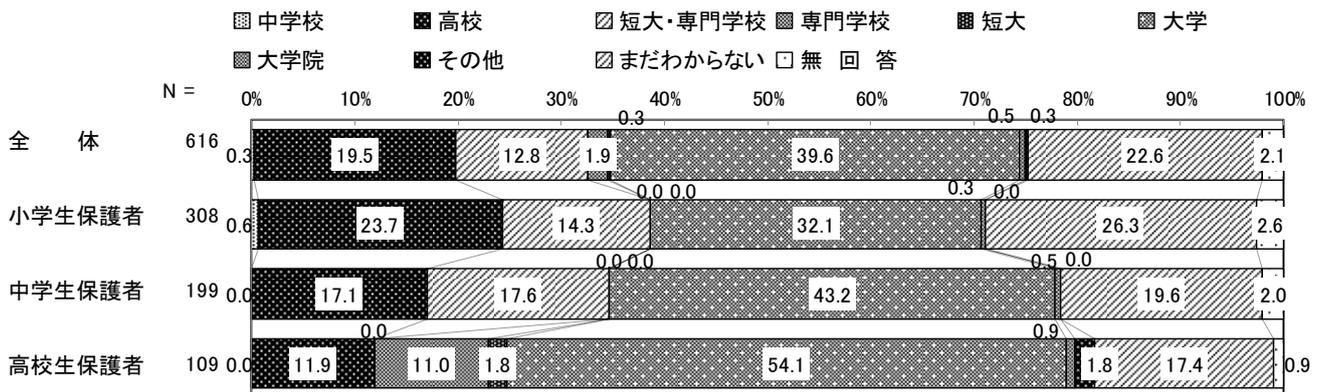
小（高）、中・高生等保護者では、「大学」が39.6%と多く、「まだわからない」が22.6%、「高校」が19.5%である。

「大学」は小学生保護者で32.1%と少なく、子どもの学年が上がるにつれ多くなり、高校生保護者で54.1%である。

問36子どもの将来の進学先[%]



問22子どもの将来の進学先[%]



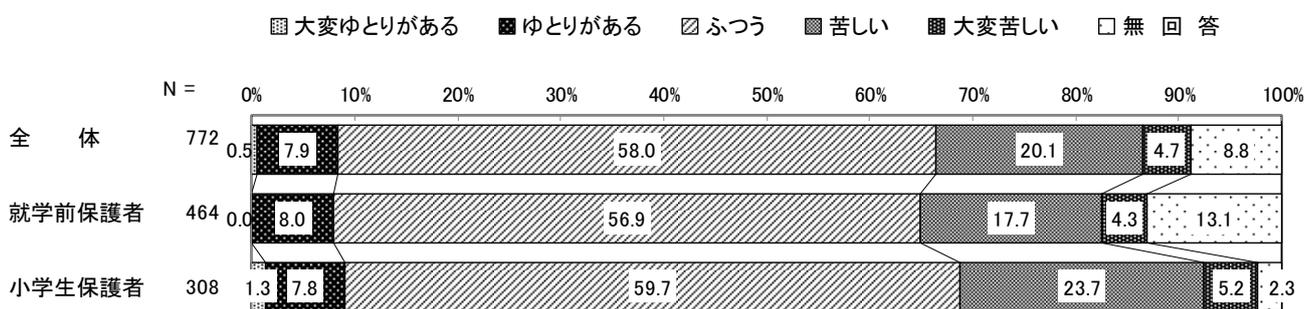
問 42 あなたは、現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。

就学前児童、小学生（低）保護者では、「ふつう」が58.0%と多く、「苦しい」が20.1%である。

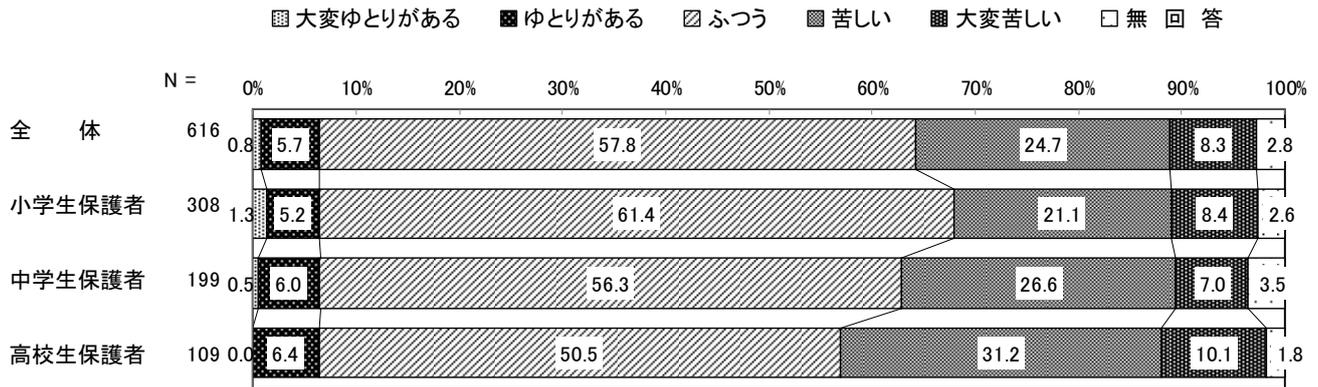
小（高）、中・高生等保護者では、「ふつう」が57.8%と多く、「苦しい」が24.7%である。

高校生保護者で「苦しい」が31.2%と多い。

問38現在の暮らしの状況[%]



問24現在の暮らしの状況[%]

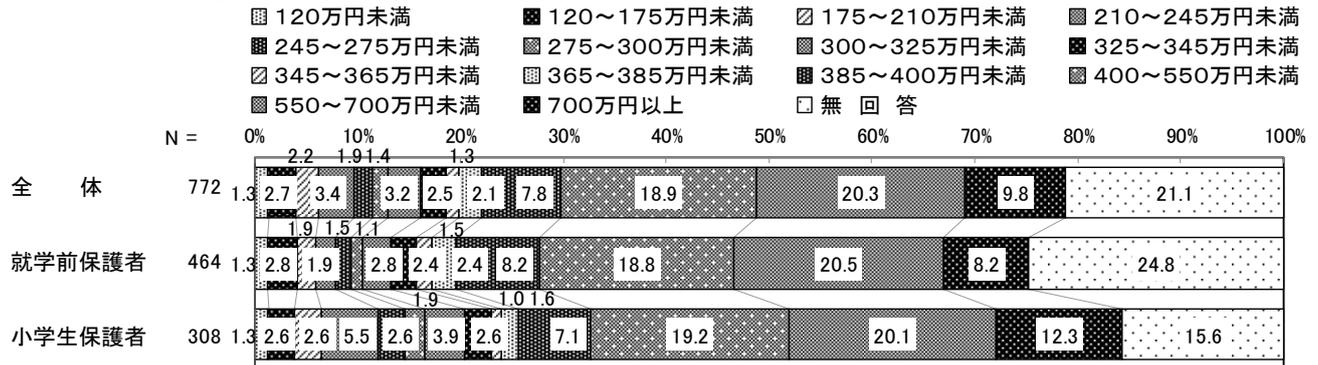


問 43 令和5年(2023年1月~12月)のあなたの世帯全体の可処分所得(手取り)総額は、合計でおよそいくらですか。

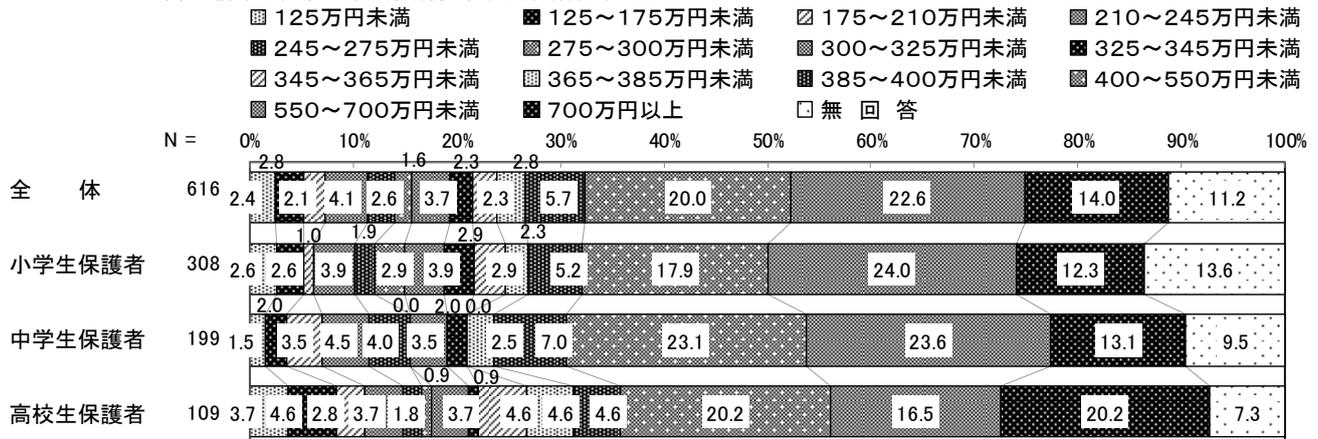
就学前児童、小学生(低)保護者では、「550~700万円未満」が20.3%、「400~550万円未満」が18.9%である。

小(高)、中・高生等保護者では、「550~700万円未満」が22.6%、「400~550万円未満」が20.0%である。

問39前年の世帯の可処分所得(手取り)総額[%]



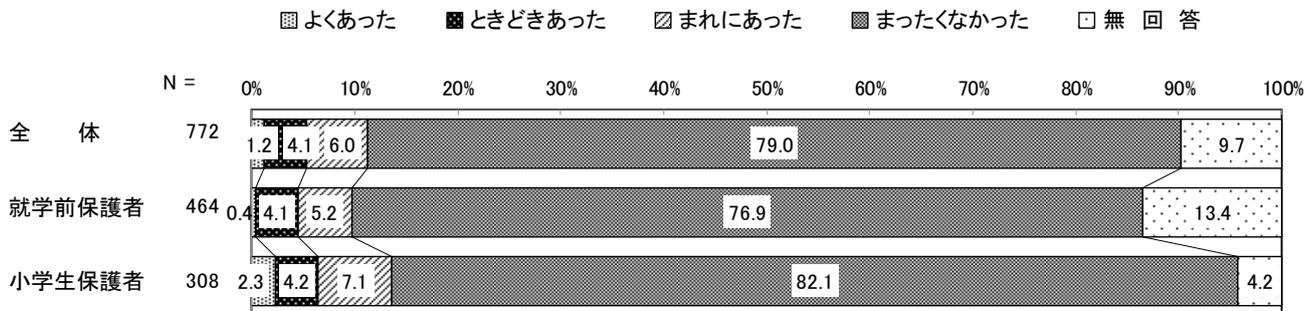
問25前年の世帯の可処分所得(手取り)総額[%]



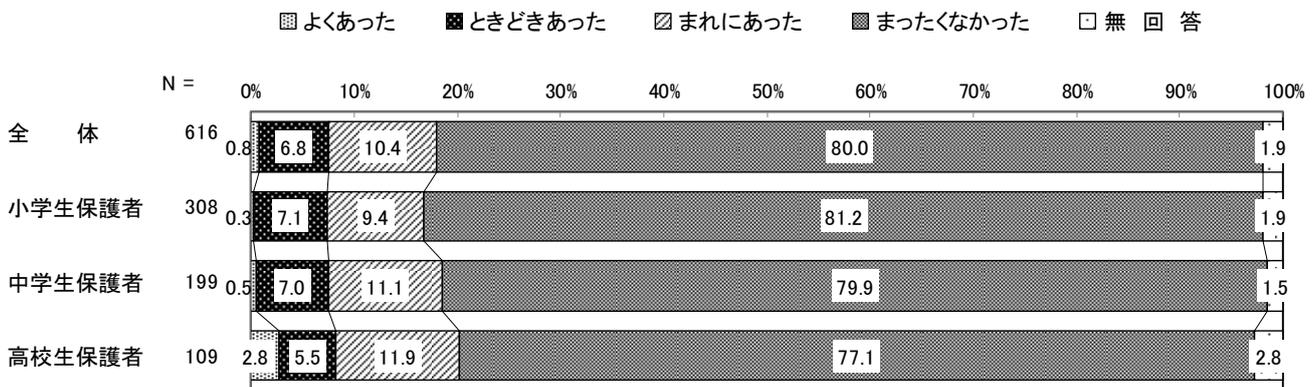
問 44 あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがありましたか。ただし、嗜好品(たばこ・お酒等)は含みません。

就学前児童、小学生(低)保護者では、「まったくなかった」が79.0%である。
小(高)、中・高生等保護者では、「まったくなかった」が80.0%と多いが、「まれにあった」が10.4%みられる。

問40 お金がなくて食料が買えなかったこと[%]



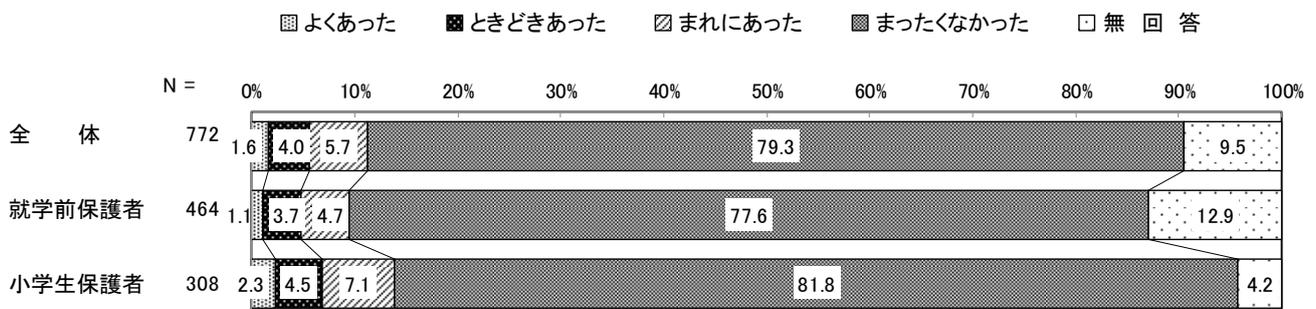
問26 お金がなくて食料が買えなかったこと[%]



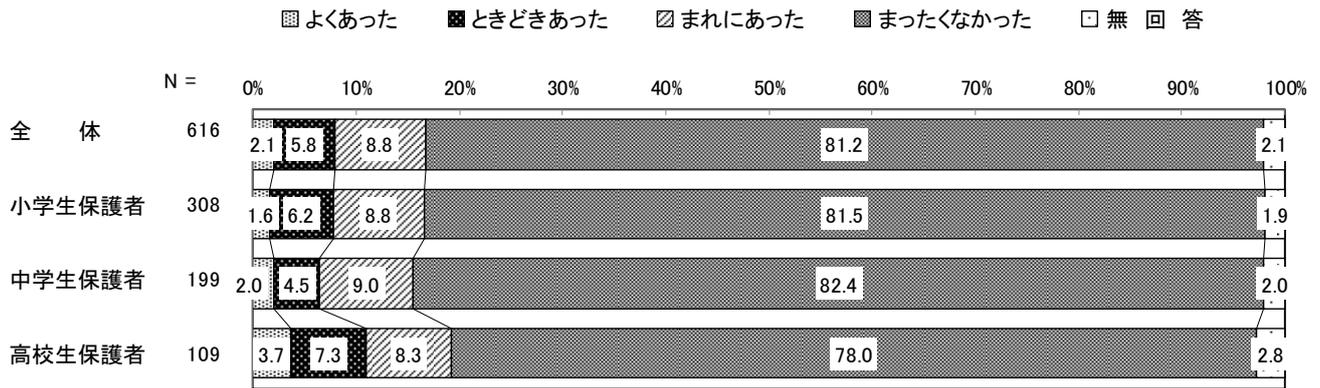
問 45 あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣服が買えないことがありましたか。ただし、高価な衣服や貴金属・宝飾品は含みません。

就学前児童、小学生(低)保護者では、「まったくなかった」が79.3%である。
小(高)、中・高生等保護者では、「まったくなかった」が81.2%と多いが、「まれにあった」が8.8%みられる。

問41 お金がなくて衣服が買えなかったこと[%]



問27 お金がなくて衣服が買えなかったこと[%]

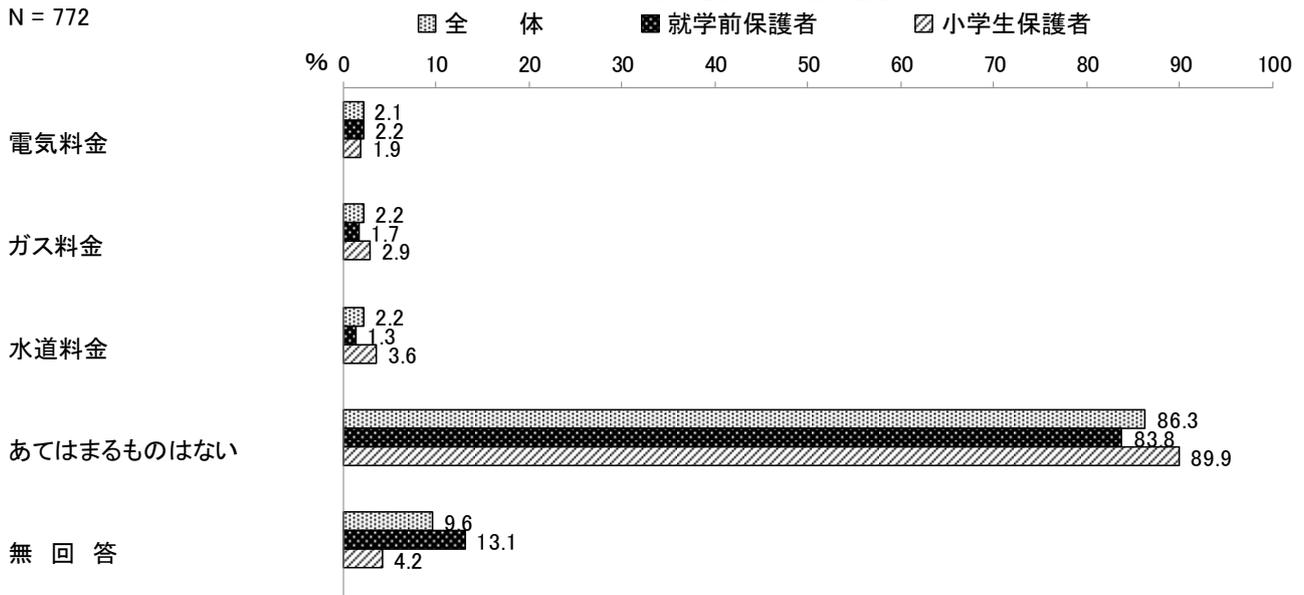


問 46 あなたの世帯では、過去1年の間に、以下の料金について、経済的な理由で未払いになったことがありましたか。

就学前児童、小学生（低）保護者では、「あてはまるものはない」が86.3%である。

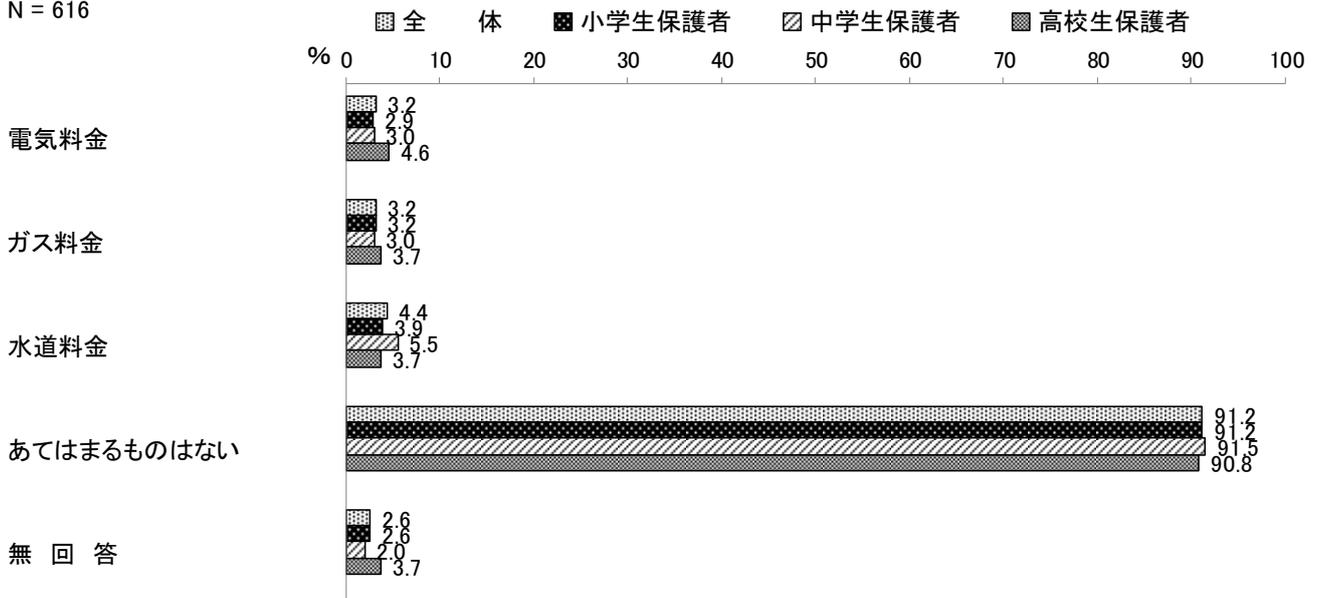
小（高）、中・高生等保護者では、「あてはまるものはない」が91.2%である。

問42 1年で経済的理由で未払いになったもの[%・複数回答]



N = 616

問281年で経済的理由で未払いになったもの[%・複数回答]



問 47 次のもののうち、経済的理由のためにあなたの世帯にないものはありますか。

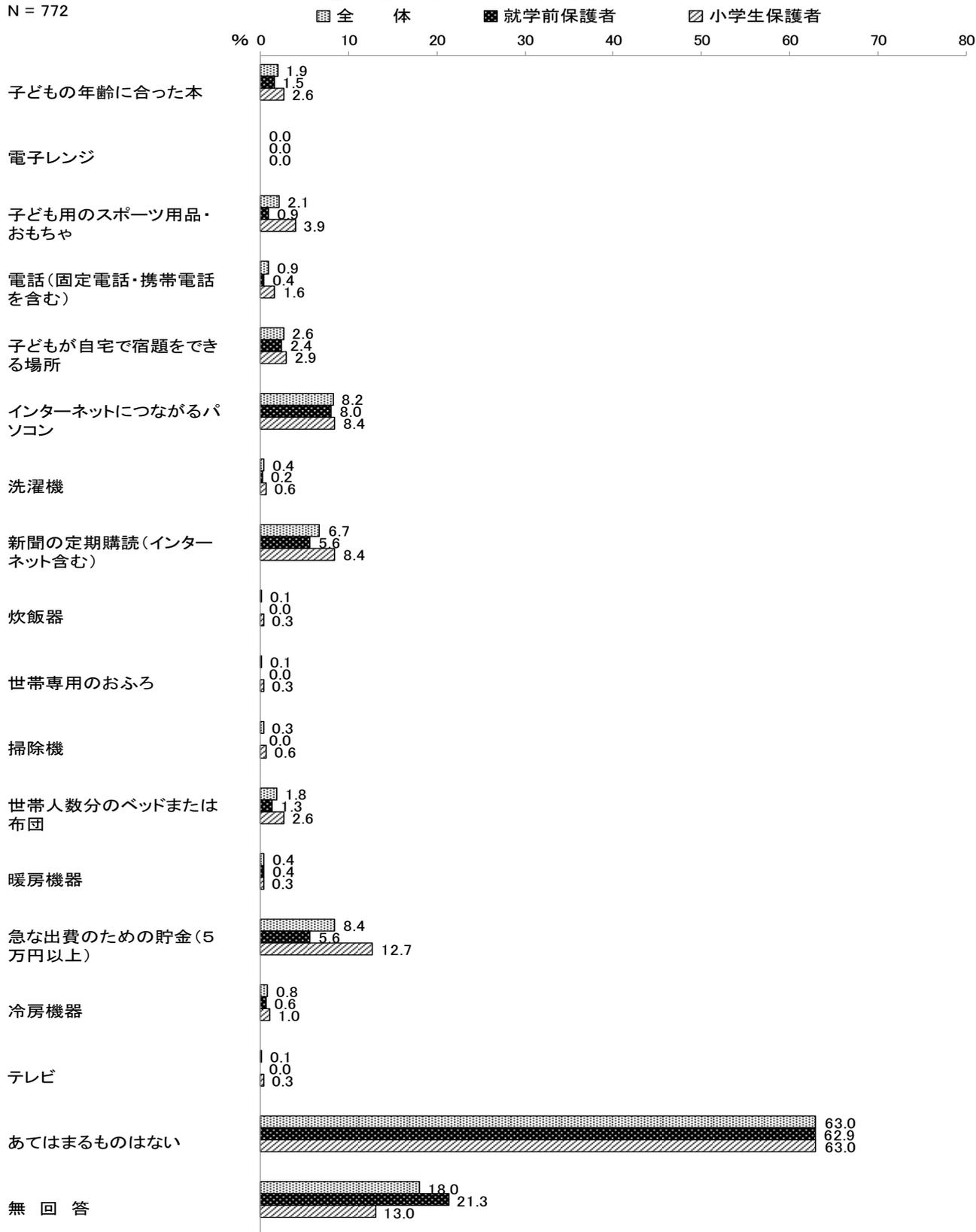
就学前児童、小学生（低）保護者では、「あてはまるものはない」が63.0%で、「急な出費のための貯金（5万円以上）」が8.4%、「インターネットにつながるパソコン」が8.2%である。

小（高）、中・高生等保護者では、「あてはまるものはない」が63.1%で、「急な出費のための貯金（5万円以上）」が14.0%、「インターネットにつながるパソコン」が7.6%である。



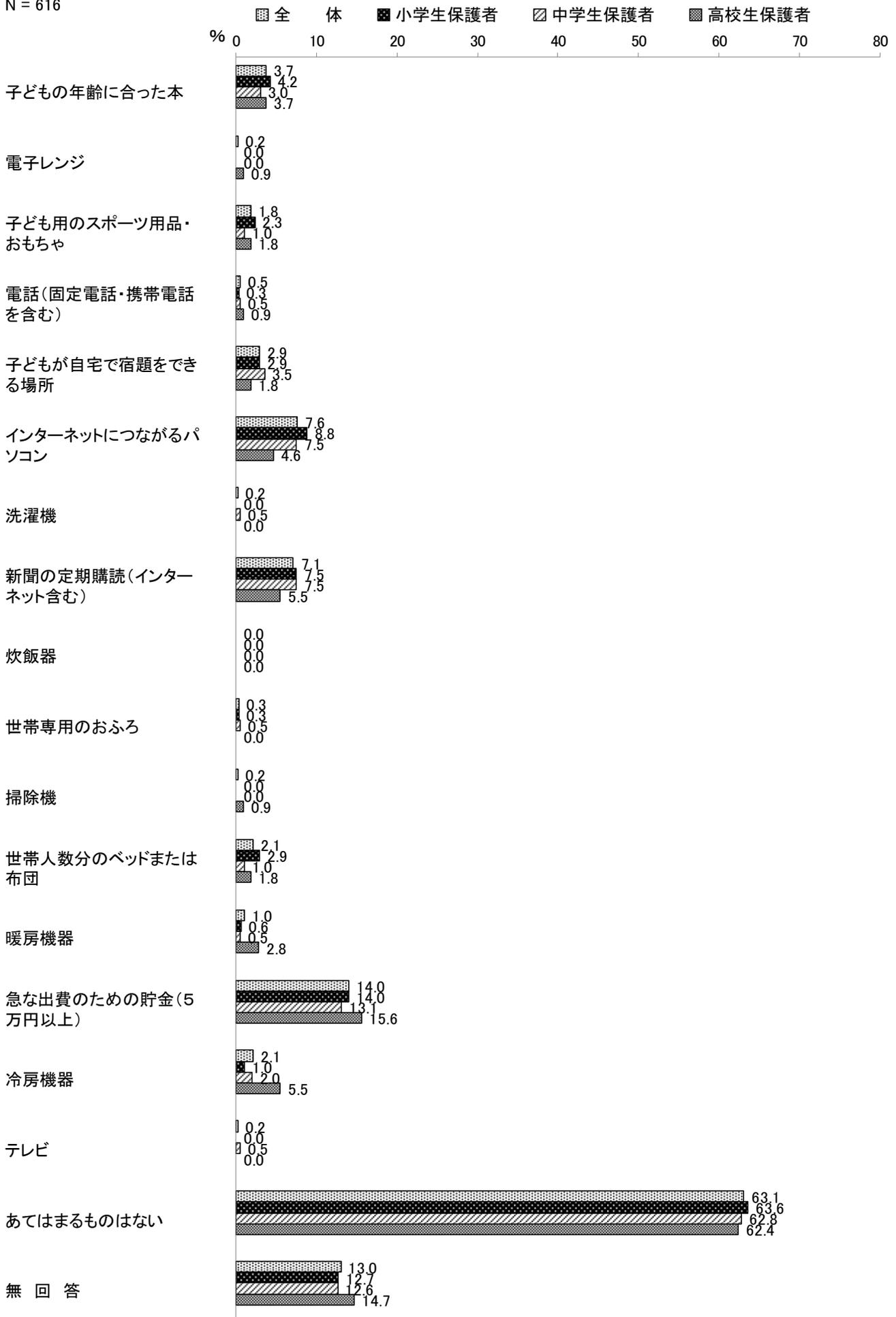
問43経済的理由で世帯にないもの[%・複数回答]

N = 772



問29 経済的理由で世帯にないもの [%・複数回答]

N = 616



問 48 下記項目について、この1か月間のあなたの気持ちはどのようでしたか。

【神経過敏に感じた】

就学前児童、小学生（低）保護者では、「まったく」が42.1%と多く、『あった』（「いつも」「たいてい」「ときどき」「少しだけ」の計、以下同様）は46.9%である。

小学生保護者で『あった』が52.9%と多い。

小（高）、中・高生等保護者では、「まったく」が40.3%と多く、『あった』は56.5%である。

【絶望的だと感じた】

就学前児童、小学生（低）保護者では、「まったく」が65.8%と多く、『あった』は23.2%である。

小学生保護者で『あった』が29.5%と多い。

小（高）、中・高生等保護者では、「まったく」が64.1%と多く、『あった』は32.7%である。

【そわそわ、落ち着かなく感じた】

就学前児童、小学生（低）保護者では、「まったく」が51.7%と多く、『あった』は37.0%である。

小学生保護者で『あった』が42.6%と多い。

小（高）、中・高生等保護者では、「まったく」が51.9%と多く、『あった』は44.9%である。

【気分が沈み込んで、何が起こっても気が晴れないように感じた】

就学前児童、小学生（低）保護者では、「まったく」が51.9%と多く、『あった』は37.5%である。

小学生保護者で『あった』が44.5%と多い。

小（高）、中・高生等保護者では、「まったく」が47.9%と多く、『あった』は49.0%である。

【何をするのも面倒だと感じた】

就学前児童、小学生（低）保護者では、「まったく」が40.0%と多く、『あった』は49.6%である。

小学生保護者で『あった』が57.2%と多い。

小（高）、中・高生等保護者では、「まったく」が33.3%で、『あった』は63.7%である。

【自分は価値のない人間だと感じた】

就学前児童、小学生（低）保護者では、「まったく」が64.2%と多く、『あった』は24.7%である。

小（高）、中・高生等保護者では、「まったく」が60.4%で、『あった』は36.2%である。

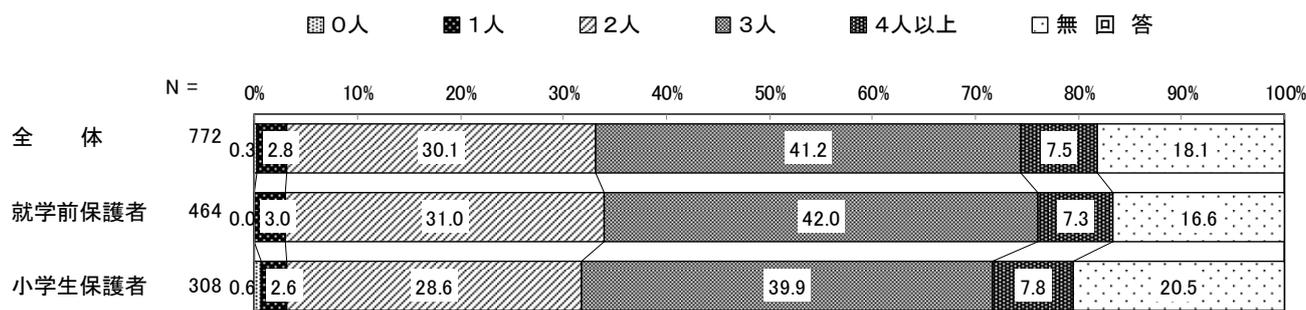
(10)子どもの育ちを取り巻く環境

問 53 理想の子ども数と予定の子ども数は何人ですか。

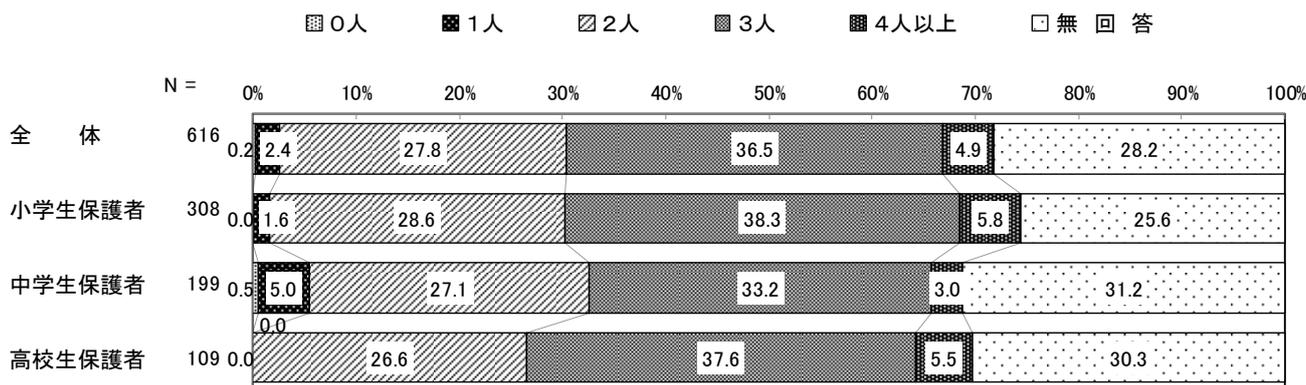
就学前児童、小学生（低）保護者では、理想の子ども数について「3人」が41.2%と多く、「2人」が30.1%である。予定の子ども数は、「2人」が36.4%と多く、「3人」が21.2%である。

小（高）、中・高生等保護者では、理想の子ども数について「3人」が36.5%と多く、「2人」が27.8%である。予定の子ども数は、「2人」が31.7%と多く、「3人」が19.0%である。

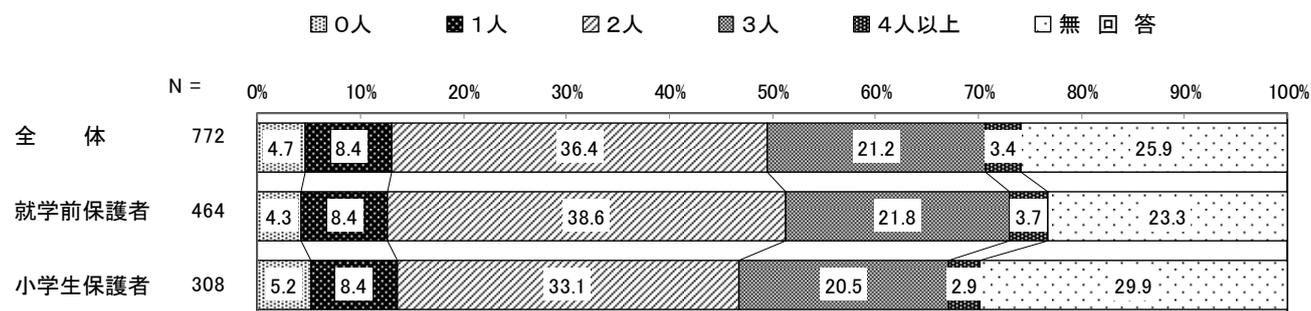
問49理想の子ども数[%]



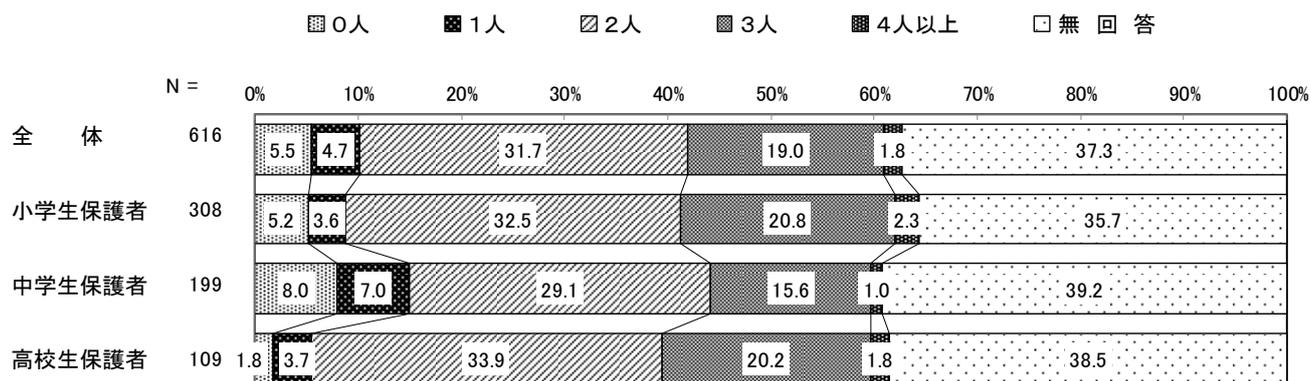
問37理想の子ども数[%]



問49予定の子ども数[%]



問36予定の子ども数[%]

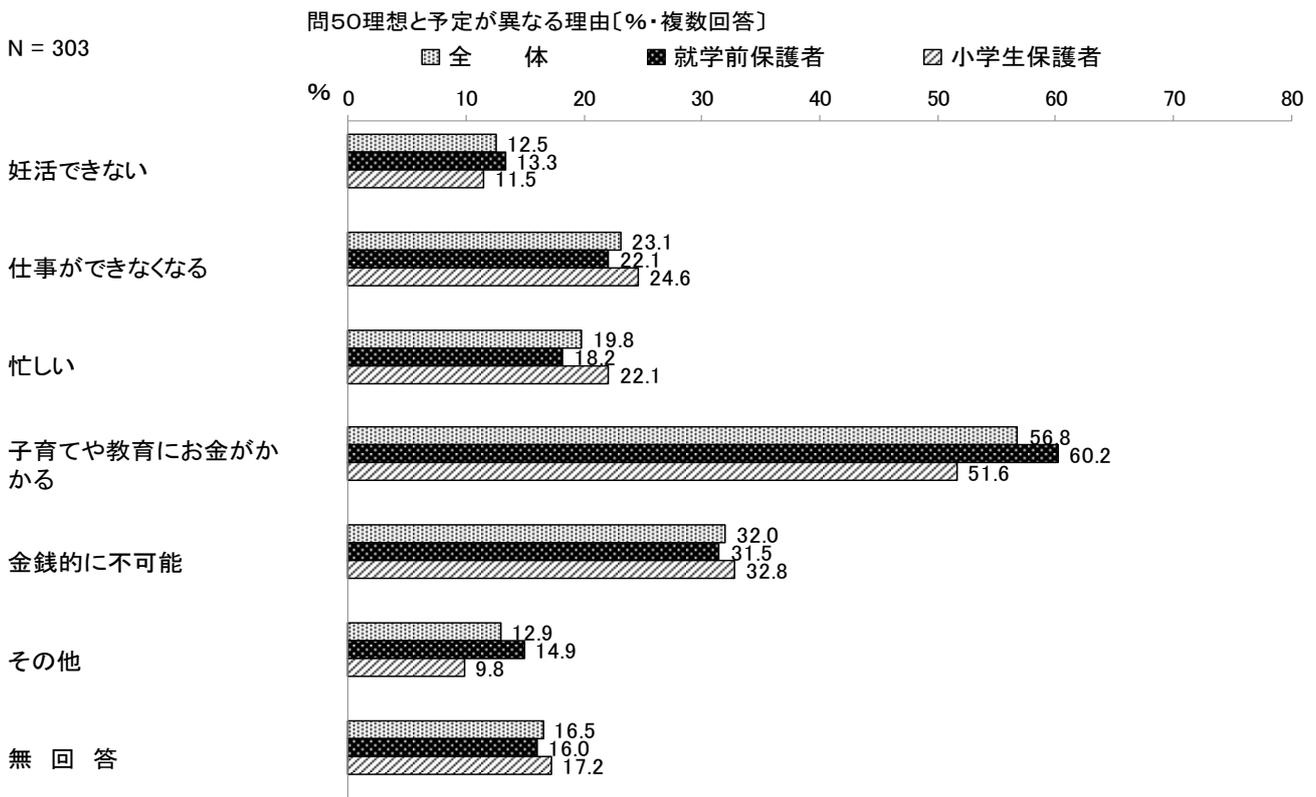


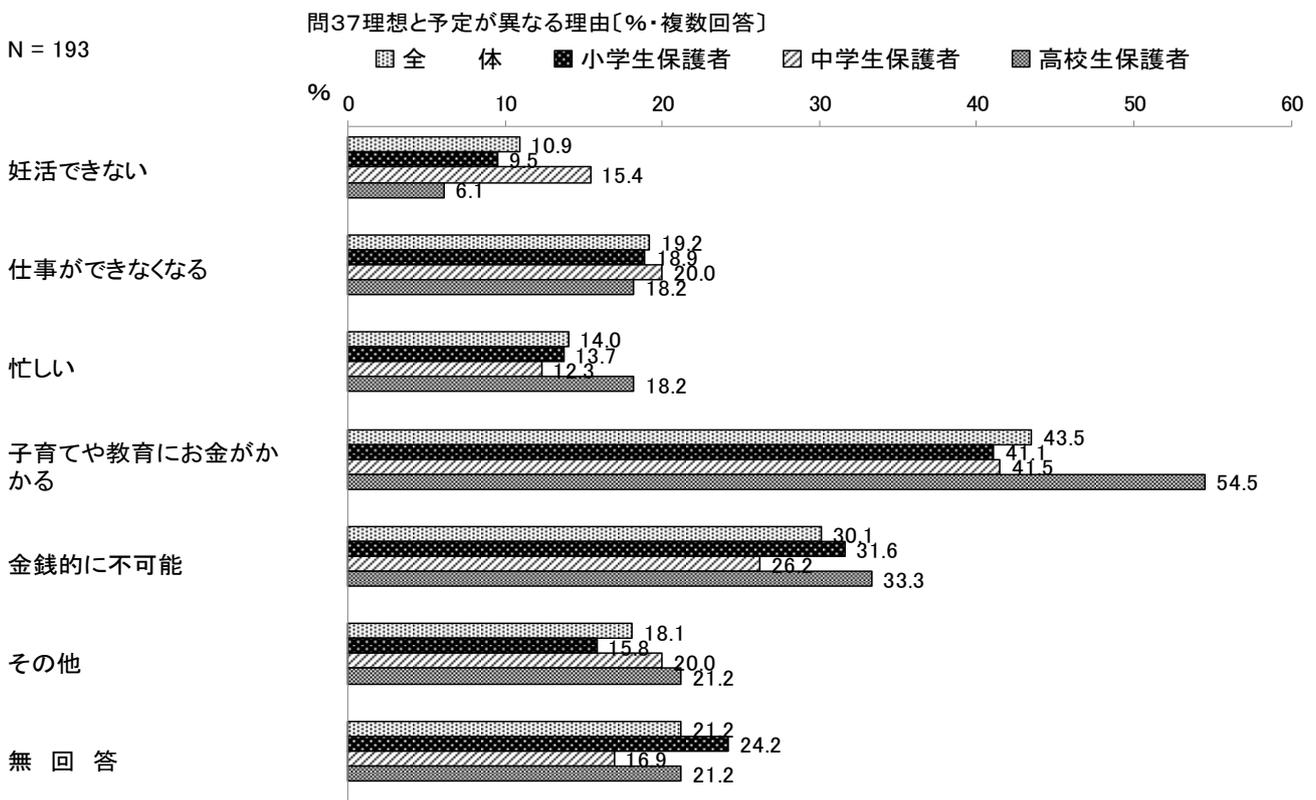
問 54 【問 53 の理想の子ども数と予定の子ども数が異なる方】理想と予定の子ども数が異なる主な理由は何ですか。

就学前児童、小学生（低）保護者では、「子育てや教育にお金がかかる」が56.8%と多く、「金銭的に不可能」が32.0%、「仕事ができなくなる」が23.1%、「忙しい」が19.8%である。

小（高）、中・高生等保護者では、「子育てや教育にお金がかかる」が43.5%と多く、「金銭的に不可能」が30.1%、「仕事ができなくなる」が19.2%、「その他」が18.1%である。

高校生保護者で「子育てや教育にお金がかかる」が54.5%と多い。



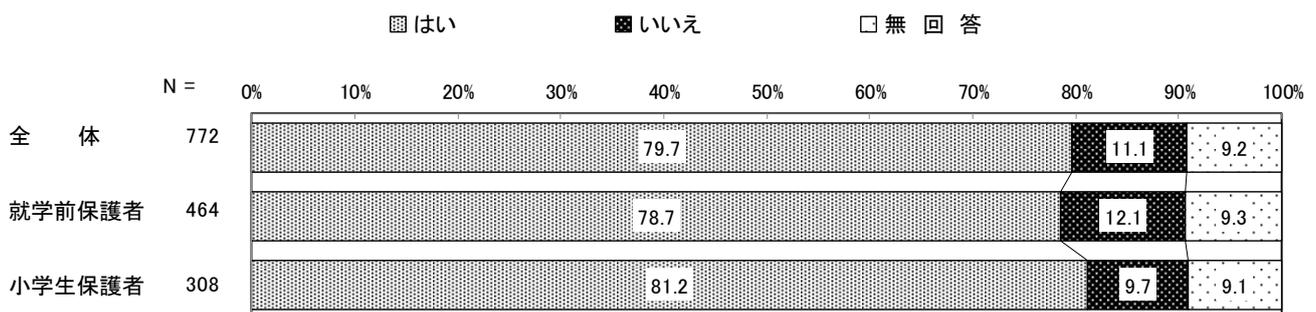


問 55 矢吹町で子育てを続けたいと思いますか。

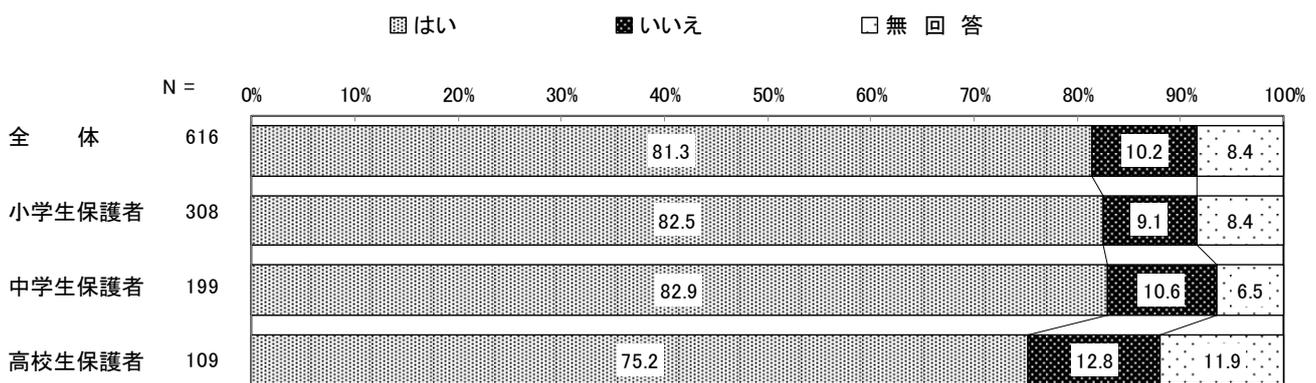
就学前児童、小学生（低）保護者では、「はい」が79.7%と多く、「いいえ」が11.1%である。子育てを続けたいと思わないの理由は、「記入あり」が86.0%である。

小（高）、中・高生等保護者では、「はい」が81.3%と多く、「いいえ」が10.2%である。子育てを続けたいと思わないの理由は、「記入あり」が77.8%である。

問51矢吹町での子育ての継続意向[%]



問38矢吹町での子育ての継続意向[%]

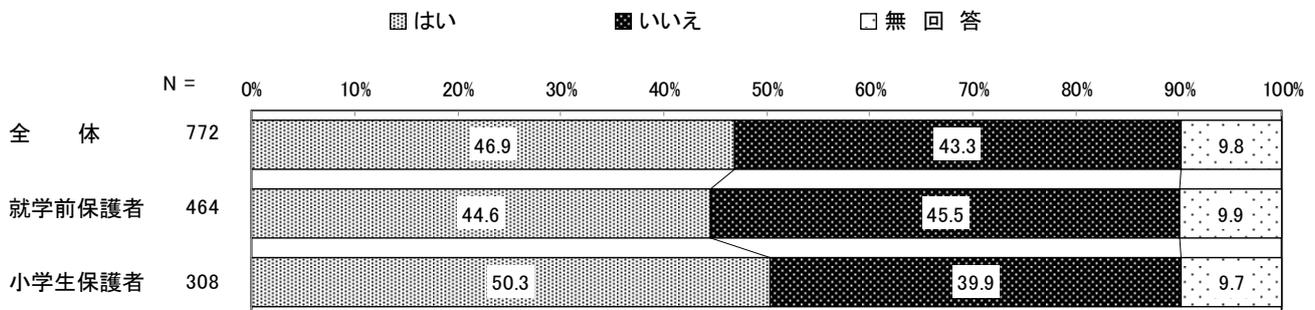


問 56 お子さんにも矢吹町に住んでほしいと思いますか。

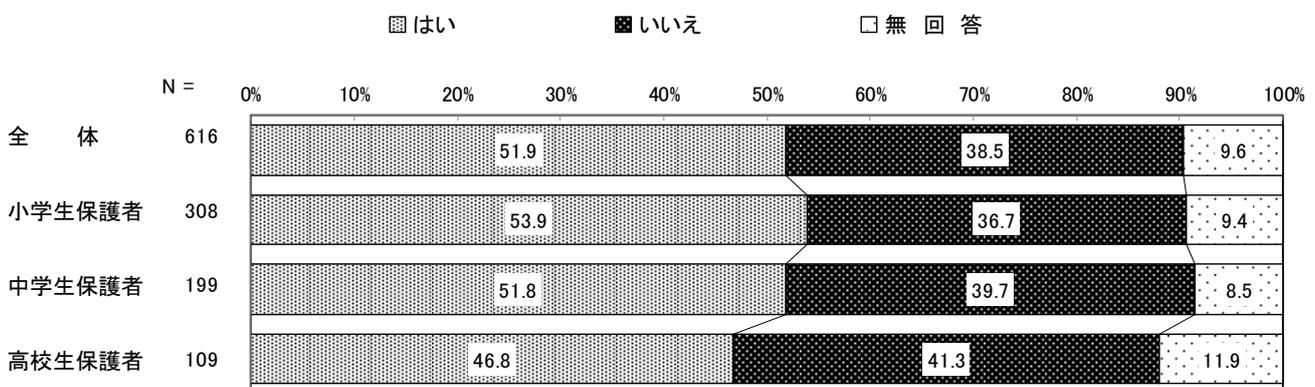
就学前児童、小学生（低）保護者では、「はい」が46.9%、「いいえ」が43.3%と同程度である。住んでほしいと思わないの理由は、「記入あり」が82.0%である。

小（高）、中・高生等保護者では、「はい」が51.9%と多く、「いいえ」が38.5%である。住んでほしいと思わないの理由は、「記入あり」が81.9%である。

問52子どもに矢吹町に住んでほしいと思う[%]



問39子どもに矢吹町に住んでほしいと思う[%]



問 57 今後、充実を希望する子育て支援サービスは何ですか。

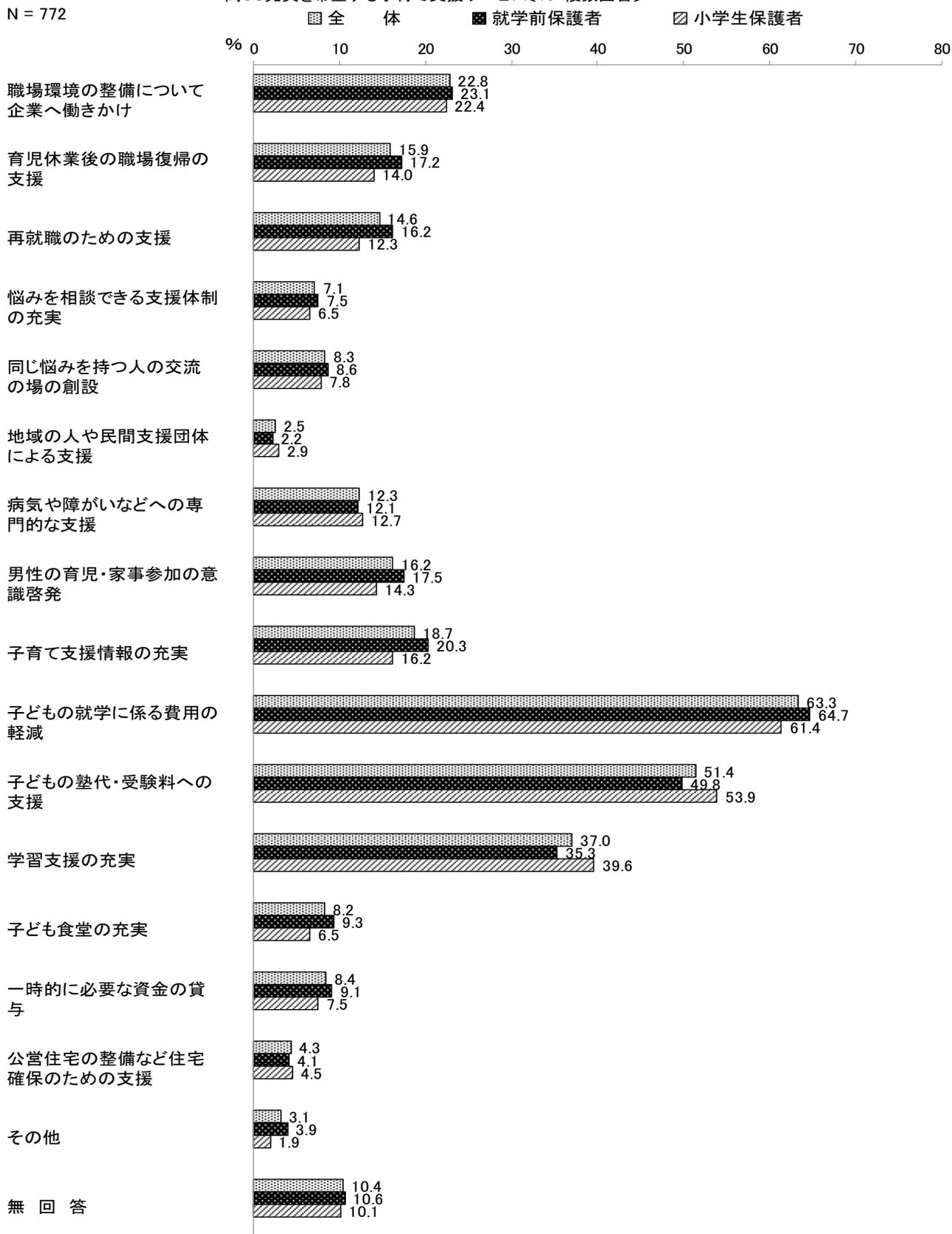
就学前児童、小学生（低）保護者では、「子どもの就学に係る費用の軽減」が63.3%と多く、「子どもの塾代・受験料への支援」が51.4%、「学習支援の充実」が37.0%、「職場環境の整備について企業へ働きかけ」が22.8%である。

小（高）、中・高生等保護者では、「子どもの就学に係る費用の軽減」と「子どもの塾代・受験料への支援」がともに57.0%と多く、「学習支援の充実」が41.1%、「職場環境の整備について企業へ働きかけ」が18.5%である。

高校生保護者で「学習支援の充実」が29.4%と少なく、「子どもの医療費の軽減の充実」が37.6%と多い。

問53充実を希望する子育て支援サービス[%・複数回答]

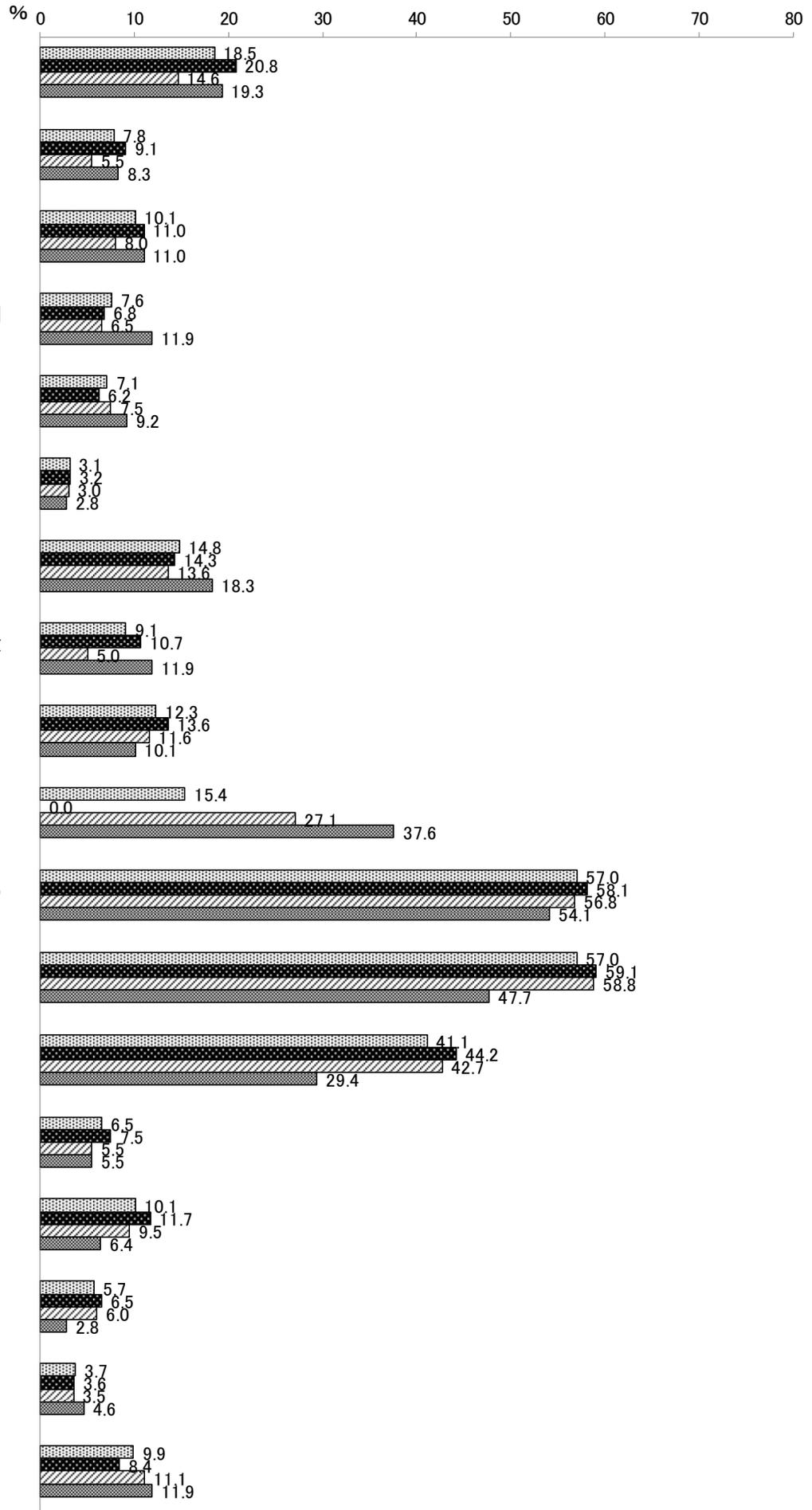
N = 772



問53充実を希望する子育て支援サービス〔%・複数回答〕

N = 616

■ 全 体 ■ 小学生保護者 ■ 中学生保護者 ■ 高校生保護者

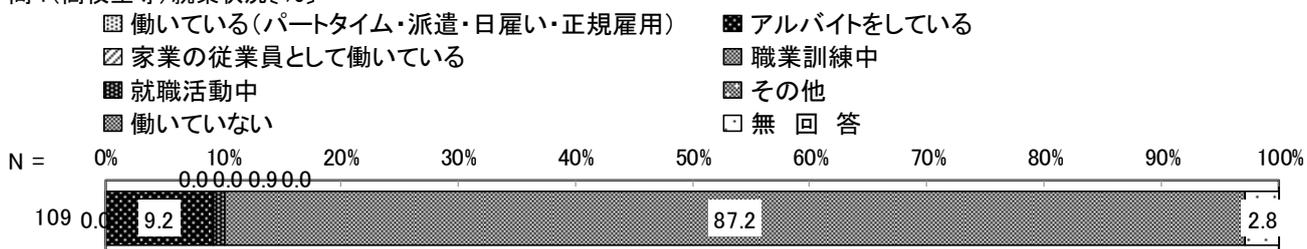


(11)通学や学校でのこと・勉強のことなど(こども本人)

問4 あなたは、現在働いていますか。[高校生]

「働いていない」が87.2%と多く、「アルバイトをしている」が9.2%である。

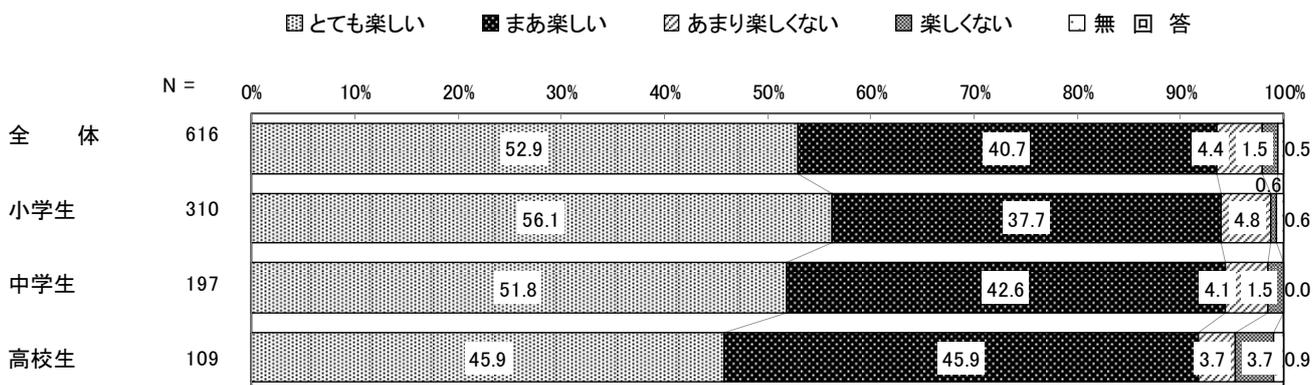
問4(高校生等)就業状況[%]



問8 あなたは、学校生活が楽しいですか。

全体では、「とても楽しい」が52.9%と半数を占め、「まあ楽しい」の40.7%と合わせた『楽しい』が93.6%である。

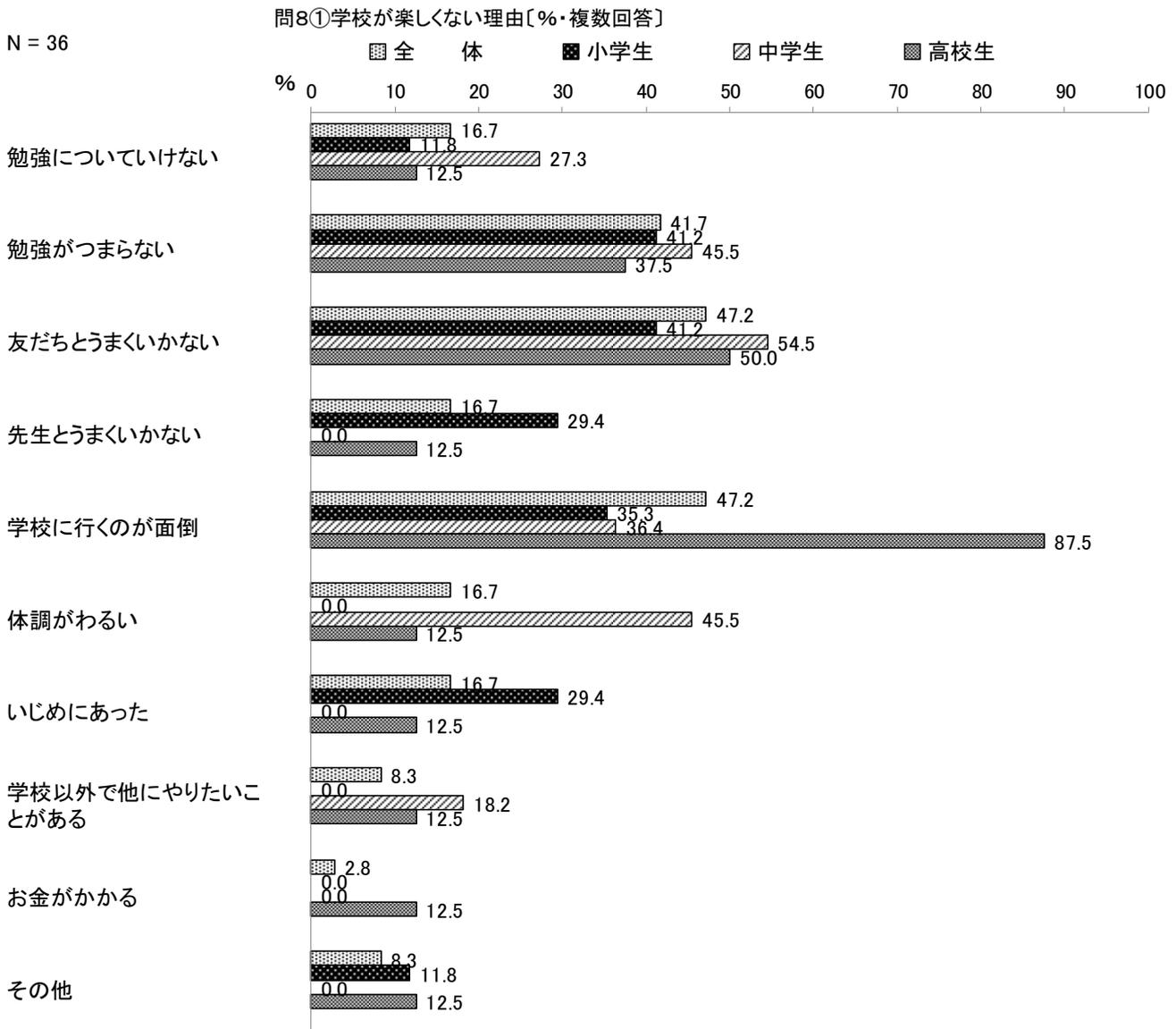
問8学校生活楽しい[%]



問8-1 【問8で「3~4」と答えた人】学校が楽しくない理由は、何ですか。

全体では、「友だちとうまくいかない」と「学校に行くのが面倒」がともに47.2%と多く、「勉強がつまらない」が41.7%である。

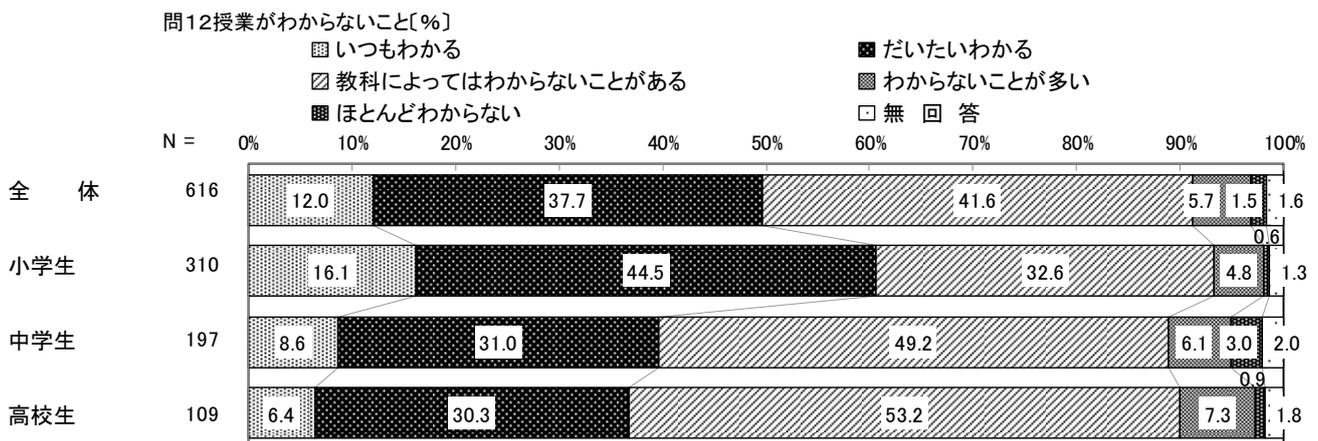
中学生で「友だちとうまくいかない」が54.5%、「体調が悪い」と「勉強がつまらない」がともに45.5%、高校生で「学校に行くのが面倒」が87.5%、小学生で「先生とうまくいかない」と「いじめにあった」がともに29.4%と多い。



問12 あなたは、学校の授業がわからないことがありますか。

全体では、「教科によってはわからないことがある」が41.6%と多く、「だいたいわかる」が37.7%、「いつもわかる」が12.0%である。

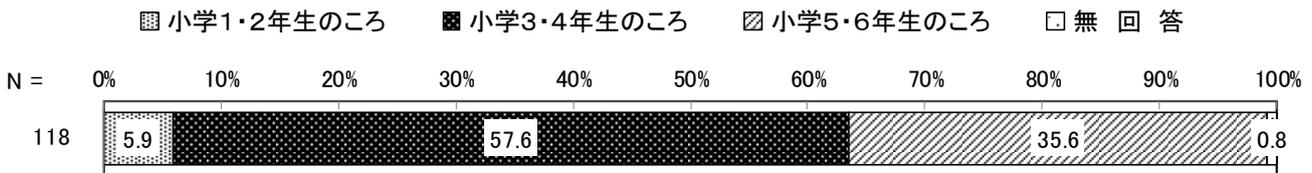
「教科によってはわからないことがある」は高校生で53.2%、中学生で49.2%、「だいたいわかる」は小学生で44.5%となっている。



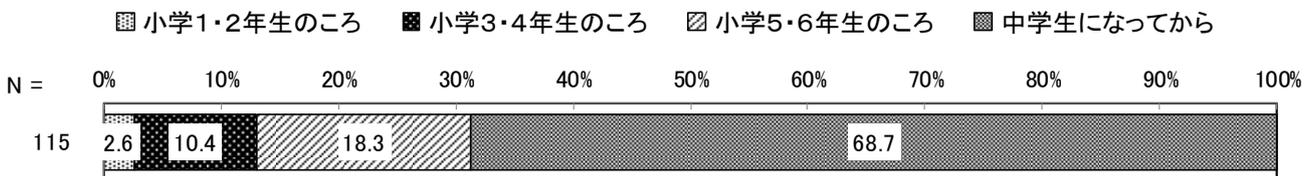
問 12-1 【問 12 で「3～5」と答えた人】いつごろから、授業がわからないことがあるようになりましたか。

小学生で「小学3・4年生のころ」が57.6%と多く、「小学5・6年生のころ」が35.6%である。中学生で「中学生になってから」が68.7%と多く、「小学5・6年生のころ」が18.3%、「小学3・4年生のころ」が10.4%である。高校生で「高校生になってから」が50.7%と多く、「中学1・2年生のころ」が32.8%である。

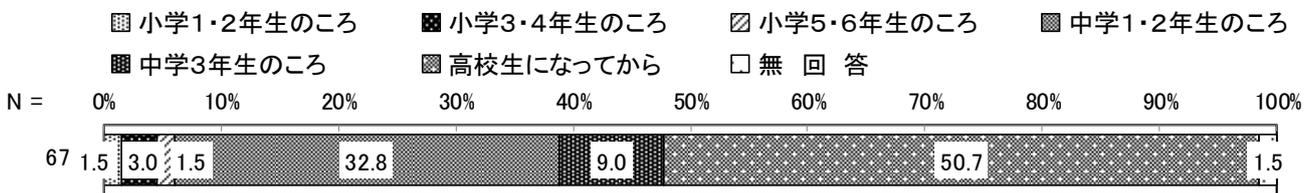
問12①小学生・授業がわからなくなった時期[%]



問12①中学生・授業がわからなくなった時期[%]



問12①高校生・授業がわからなくなった時期[%]

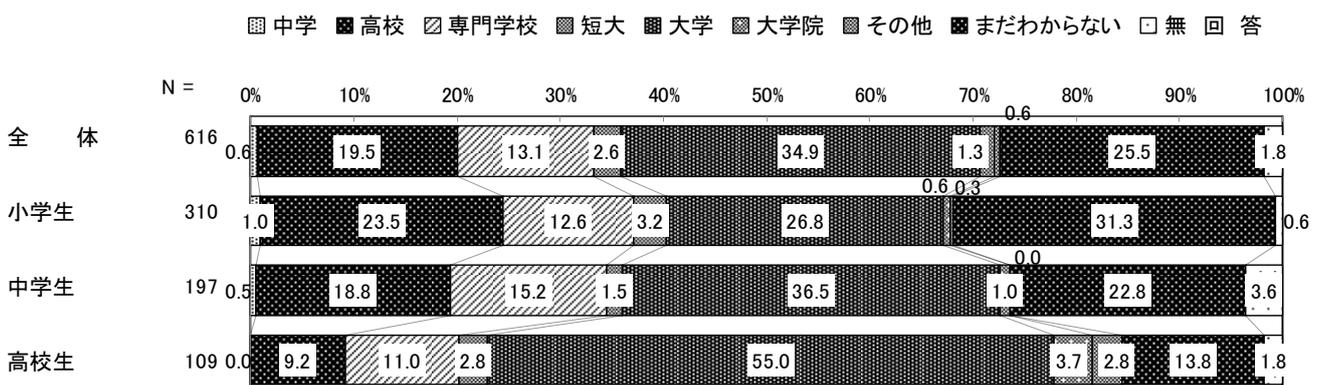


問 13 あなたは、将来、どの学校まで進みたいですか。

全体では、「大学」が34.9%と多く、「まだわからない」が25.5%、「高校」が19.5%である。

小学生で「まだわからない」が31.3%と多い。高校生で「大学」が55.0%と多く、「高校」が9.2%と少ない。

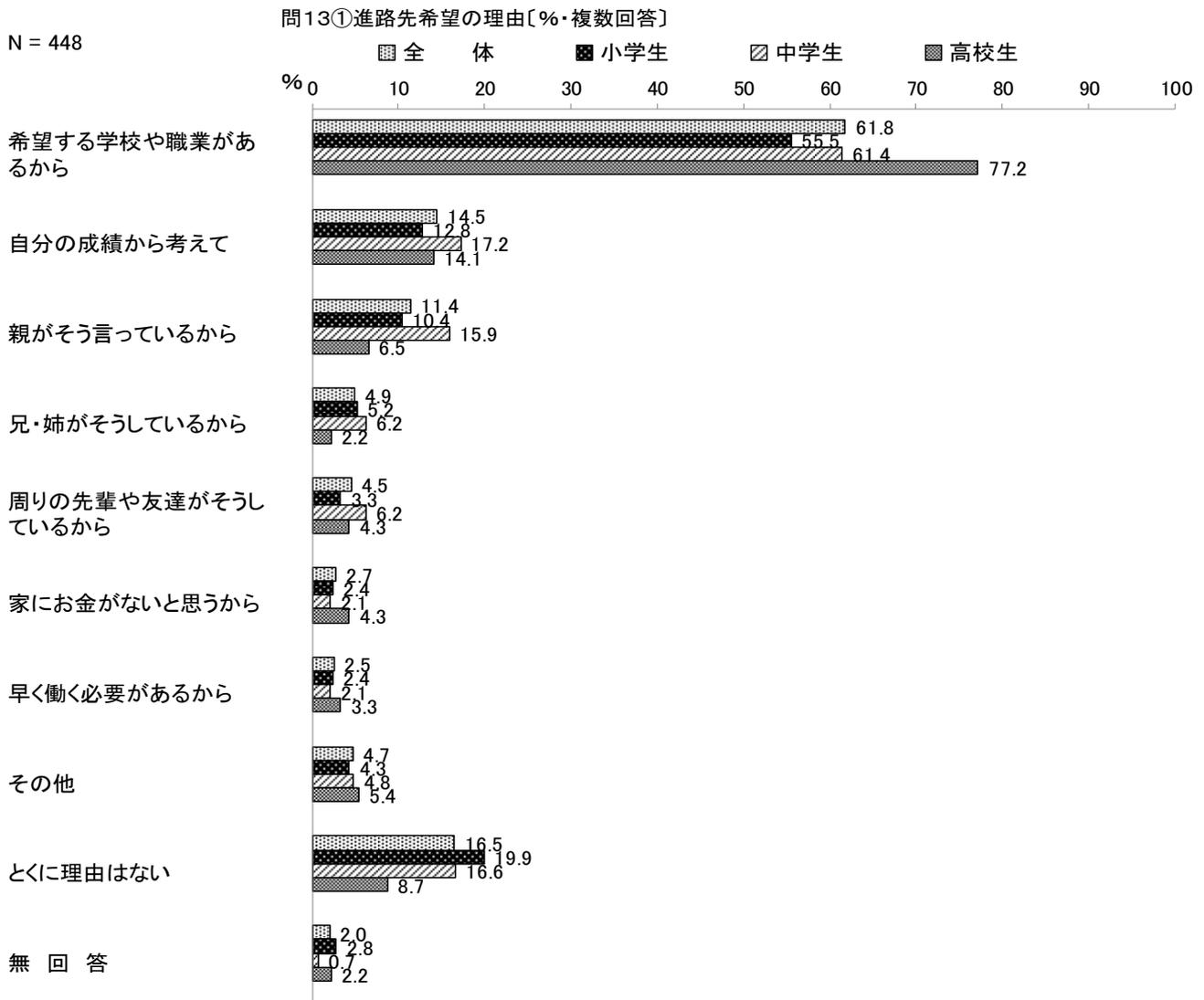
問13将来の進路希望[%]



13-1 【問13で「1~6」と答えた人】その理由を教えてください。

全体では、「希望する学校や職業があるから」が61.8%と多く、「とくに理由はない」が16.5%、「自分の成績から考えて」が14.5%、「親がそう言っているから」が11.4%である。

高校生で「希望する学校や職業があるから」が77.2%と多い。

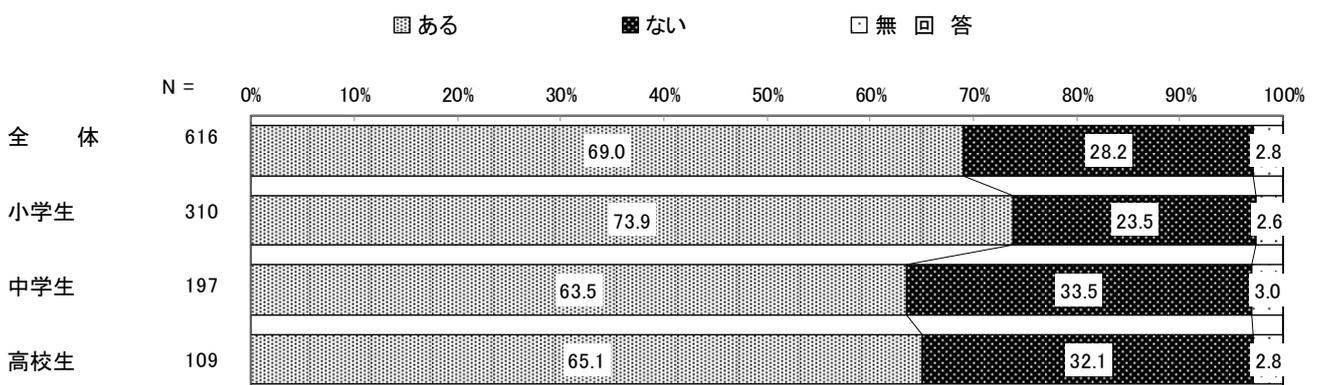


問14 あなたは、将来の夢やなりたい職業がありますか。

全体では、「ある」が69.0%と多く、「ない」が28.2%である。

中学生で「ない」が33.5%と多い。

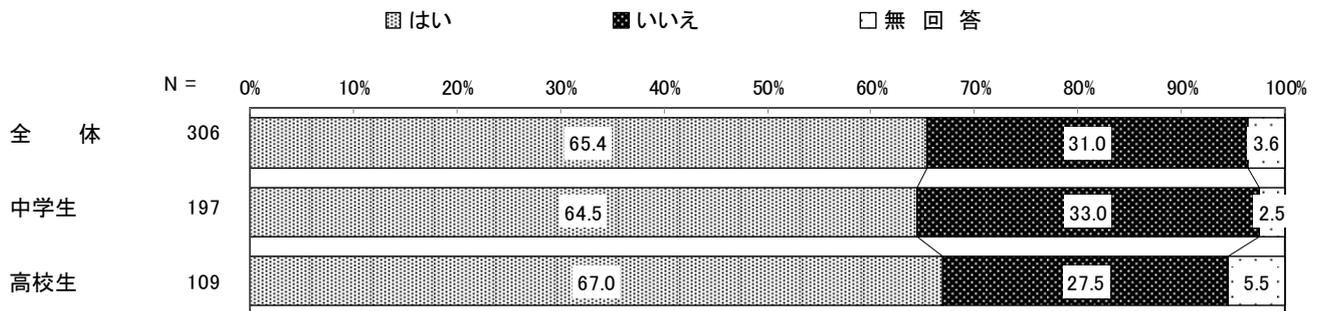
問14将来の夢やなりたい職業〔%〕



問 15 あなたは、将来、結婚したり、家族をもったりすると思いますか。[中学生・高校生]

中学生、高校生では、「はい」が65.4%と多く、「いいえ」が31.0%である。

問15将来、結婚や家族をもつ意向[%]



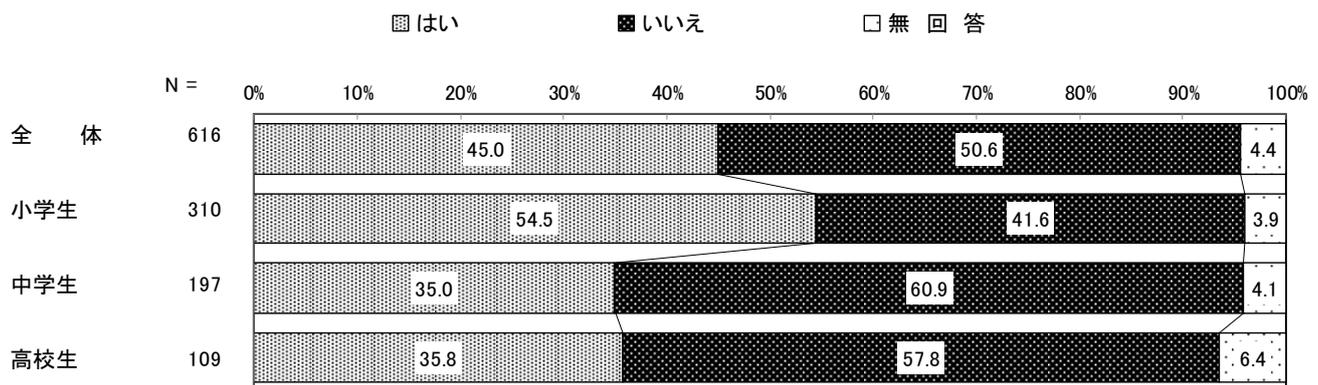
問 16 将来、矢吹町に住みたいと思いますか。その理由もお聞かせください。

全体では、「いいえ」が50.6%で「はい」が45.0%である。

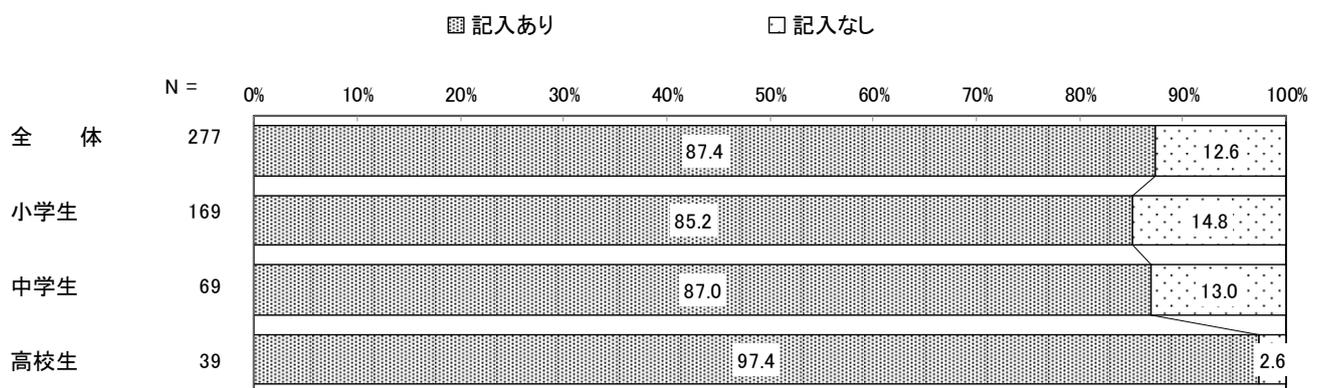
「いいえ」は中学生と高校生でそれぞれ60.9%、57.8%と多い。小学生で「はい」が54.5%と多い。

住みたい理由は「記入あり」が87.4%、住みたくない理由は「記入あり」が92.3%である。

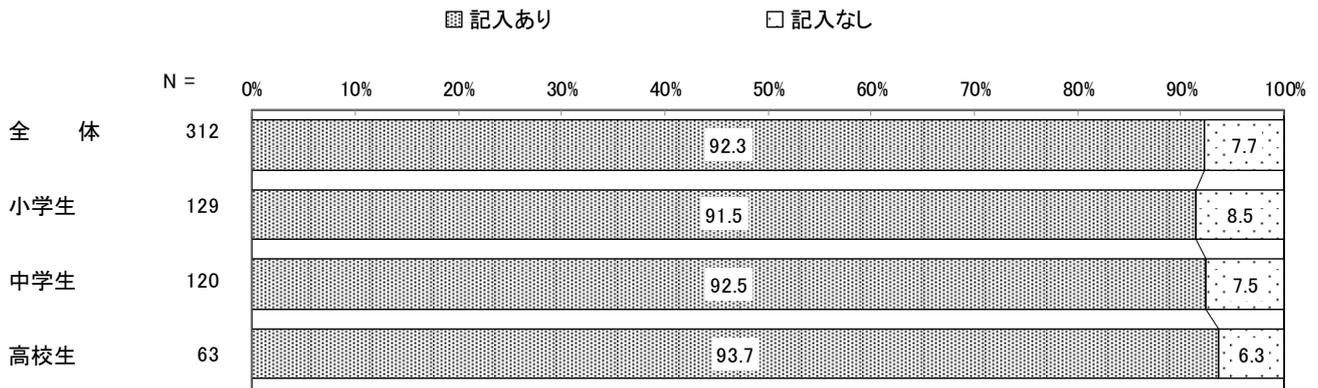
問16矢吹町の定住意向[%]



問16住みたい理由[%]



問16住みたくない理由[%]

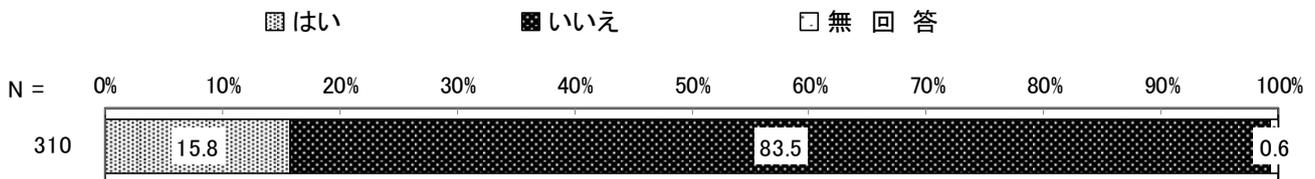


(12)放課後のこと・いつものことなど(こども本人)

問17 あなたは、放課後児童クラブで過ごしていますか。[小学生]

「いいえ」が83.5%と多く、「はい」が15.8%である。

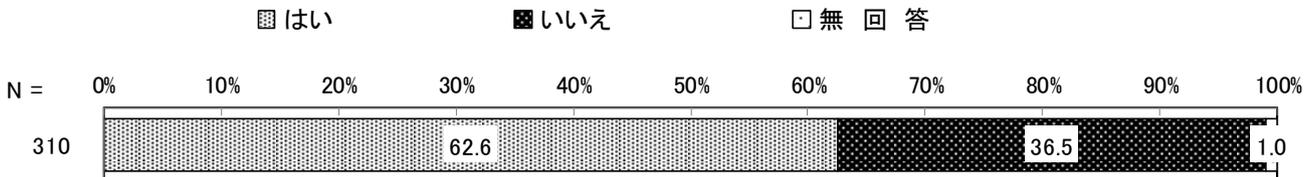
問14小学生・放課後児童クラブの利用[%]



問18 あなたは、習いごとをしていますか。[小学生]

「はい」が62.6%と多く、「いいえ」が36.5%である。

問15小学生・習い事[%]

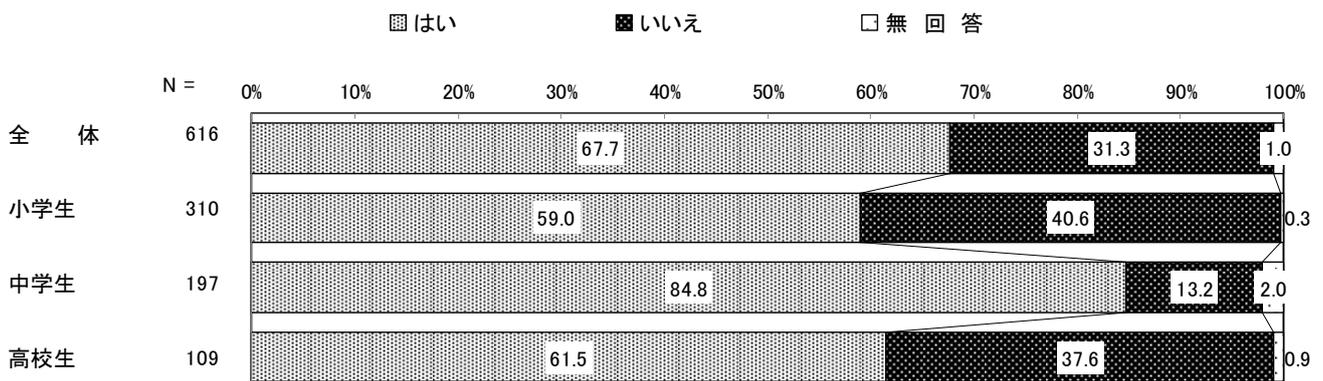


問19 あなたは、地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動に参加していますか。

全体では、「はい」が67.7%と多く、「いいえ」が31.3%である。

「はい」は中学生で84.8%と多い。「いいえ」は小学生と高校生でそれぞれ40.6%、37.6%と多い。

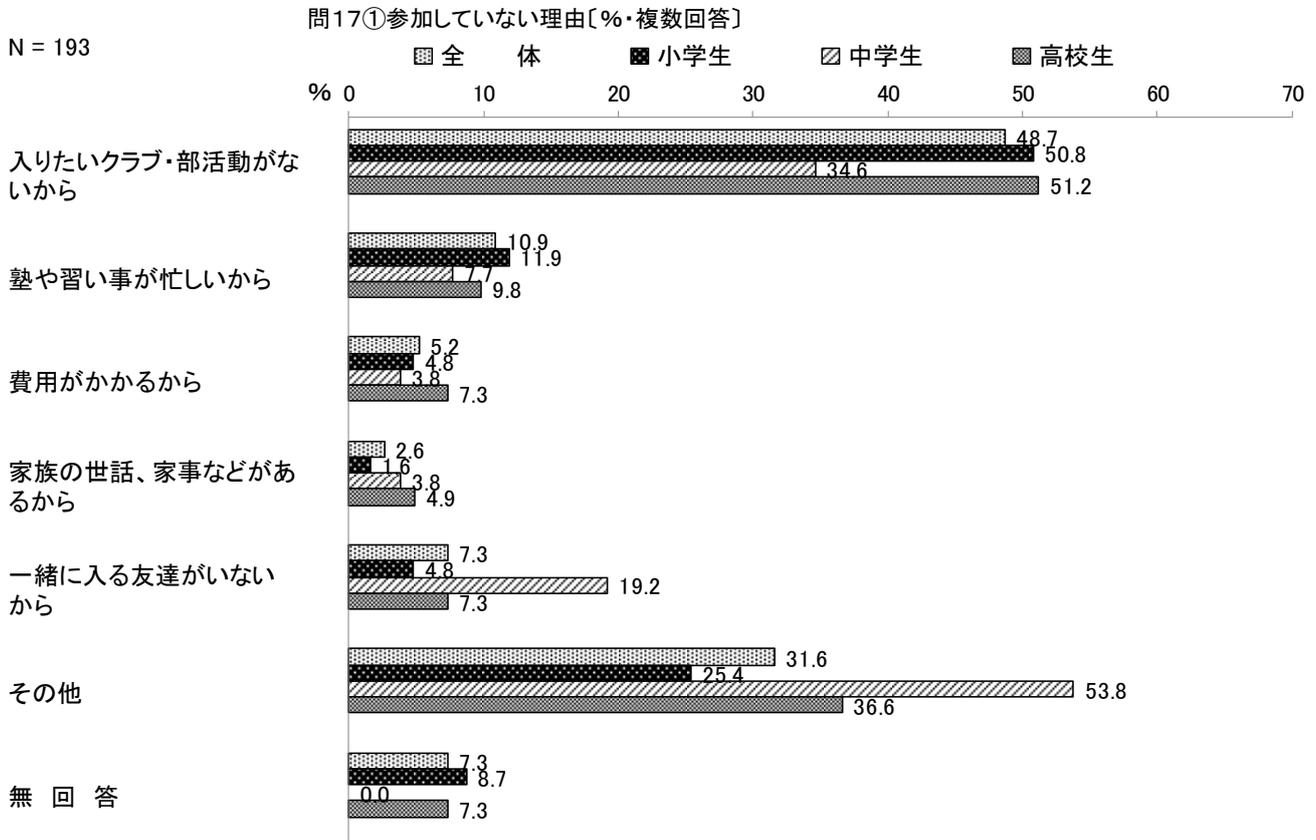
問17地域のスポーツ・文化クラブ、部活動の参加[%]



問 19-1 【問 19 で「2」と答えた人】参加していない理由は何ですか。

全体では、「入りたいクラブ・部活動がないから」が48.7%と多く、「その他」が31.6%、「塾や習い事が忙しいから」が10.9%である。

中学生で「その他」が53.8%、「一緒に入る友達がいないから」が19.2%と多い。

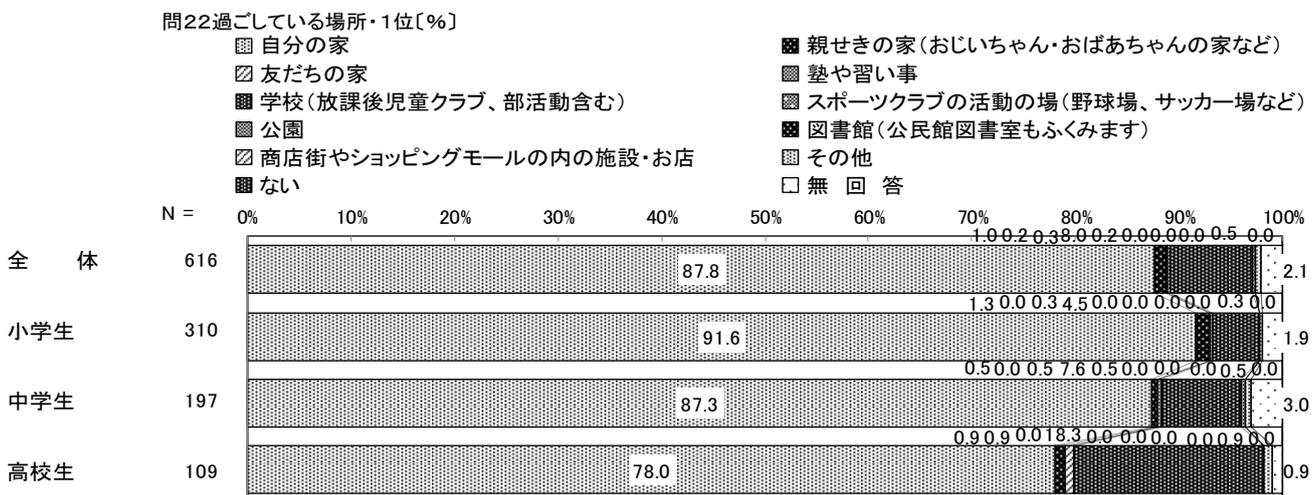


問 24 あなたにとってすごしている時、一番ほっとできる居場所はどこですか。

①すごしている場所

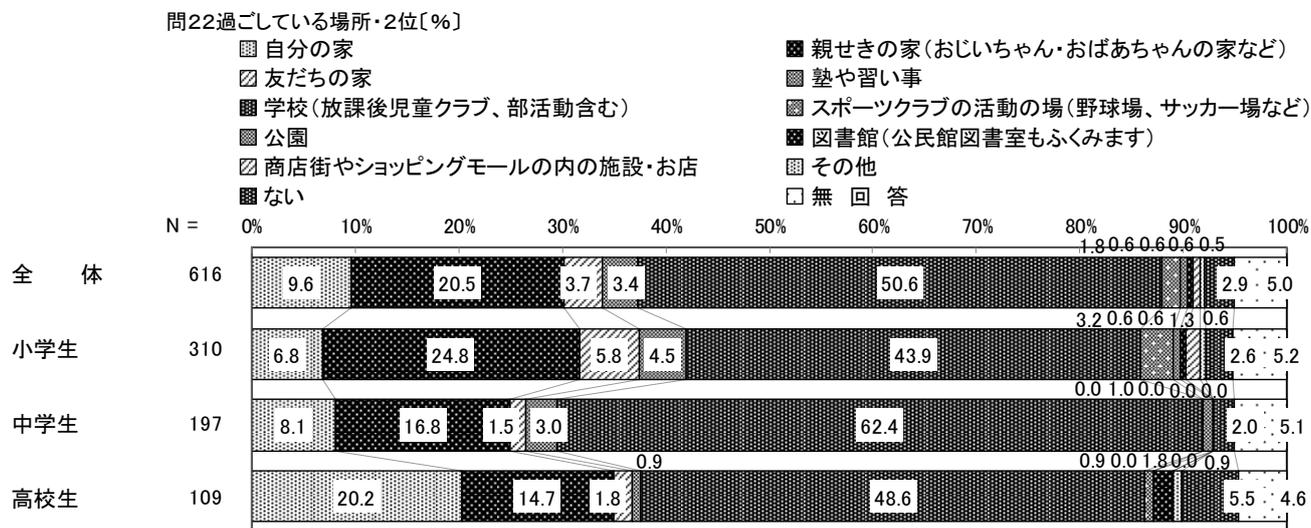
1位は、全体では、「自分の家」が87.8%と多く、「学校（放課後児童クラブ、部活動含む）」が8.0%である。

高校生で「自分の家」が78.0%と少なく、「学校（放課後児童クラブ、部活動含む）」が18.3%と多い。



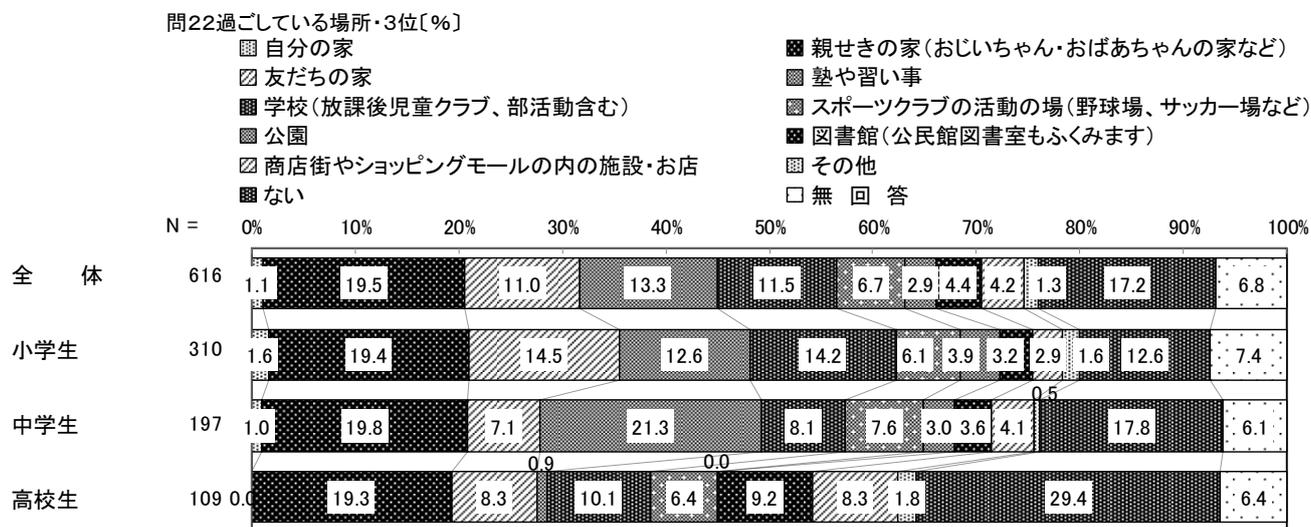
2位は、全体では、「学校（放課後児童クラブ、部活動含む）」が50.6%と多く、「親せきの家（おじいちゃん・おばあちゃんの家など）」が20.5%である。

中学生で「学校（放課後児童クラブ、部活動含む）」が62.4%、高校生で「自分の家」が20.2%と多い。



3位は、全体では、「親せきの家（おじいちゃん・おばあちゃんの家など）」が19.5%と多く、「ない」が17.2%、「塾や習い事」が13.3%である。

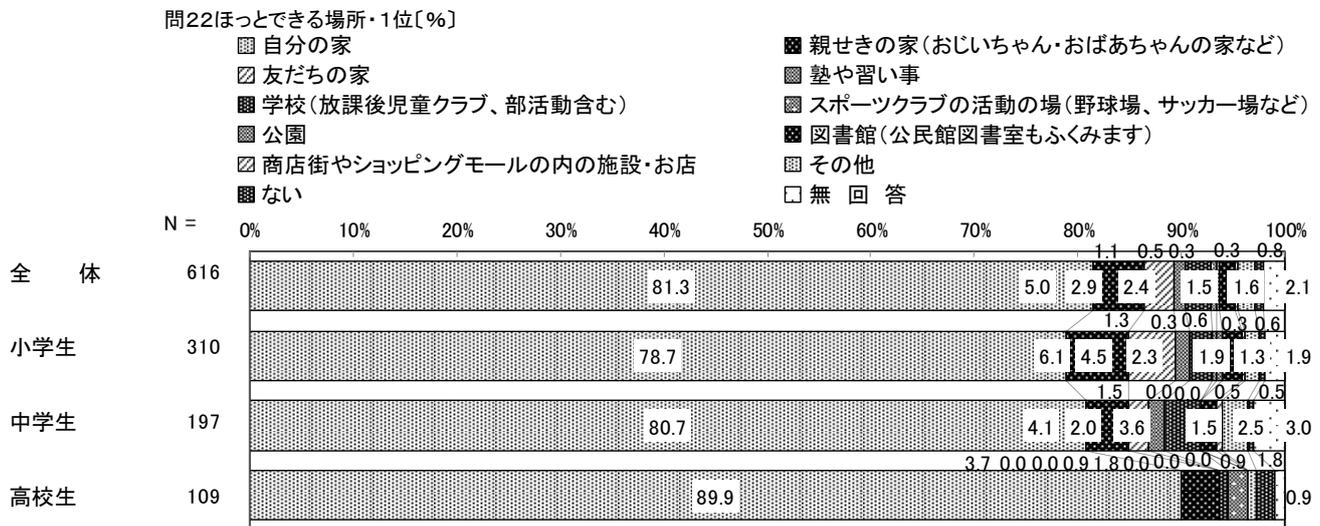
高校生で「ない」が29.4%、中学生で「塾や習い事」が21.3%と多い。



②ほっとできる場所

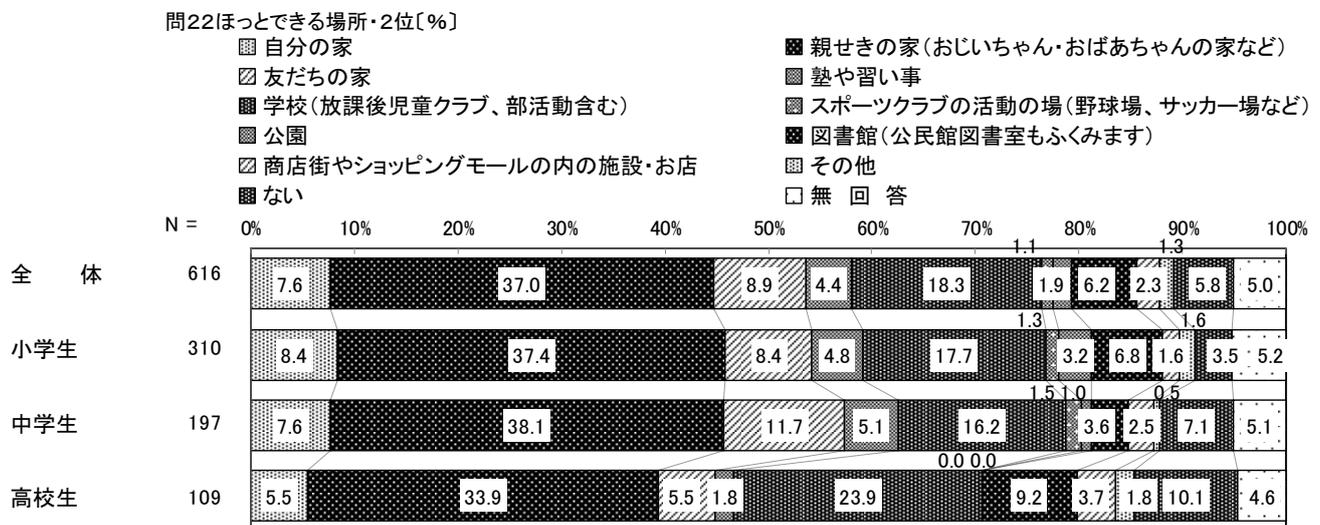
1位は、全体では、「自分の家」が81.3%と多く、「親せきの家（おじいちゃん・おばあちゃんの家など）」が5.0%である。

高校生で「自分の家」が89.9%と多い。



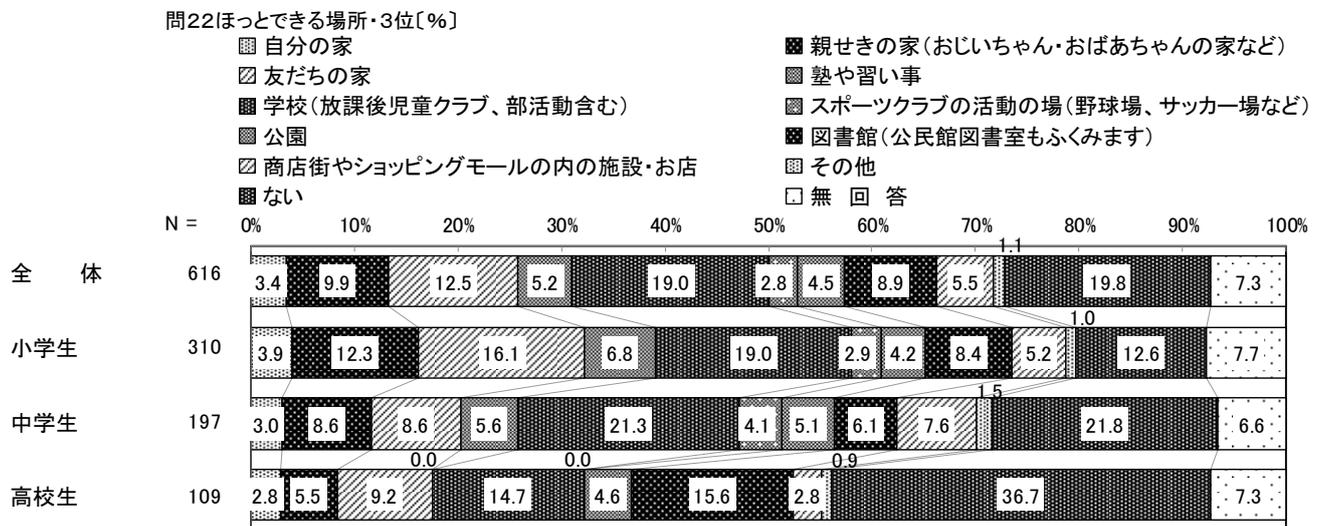
2位は、全体では、「親せきの家（おじいちゃん・おばあちゃんの家など）」が37.0%と多く、「学校（放課後児童クラブ、部活動含む）」が18.3%である。

高校生で「学校（放課後児童クラブ、部活動含む）」が23.9%と多い。



3位は、全体では、「ない」が19.8%、「学校（放課後児童クラブ、部活動含む）」が19.0%と多く、「友だちの家」が12.5%である。

高校生で「ない」が36.7%、「図書館（公民館図書室もふくみます）」が15.6%と多い。



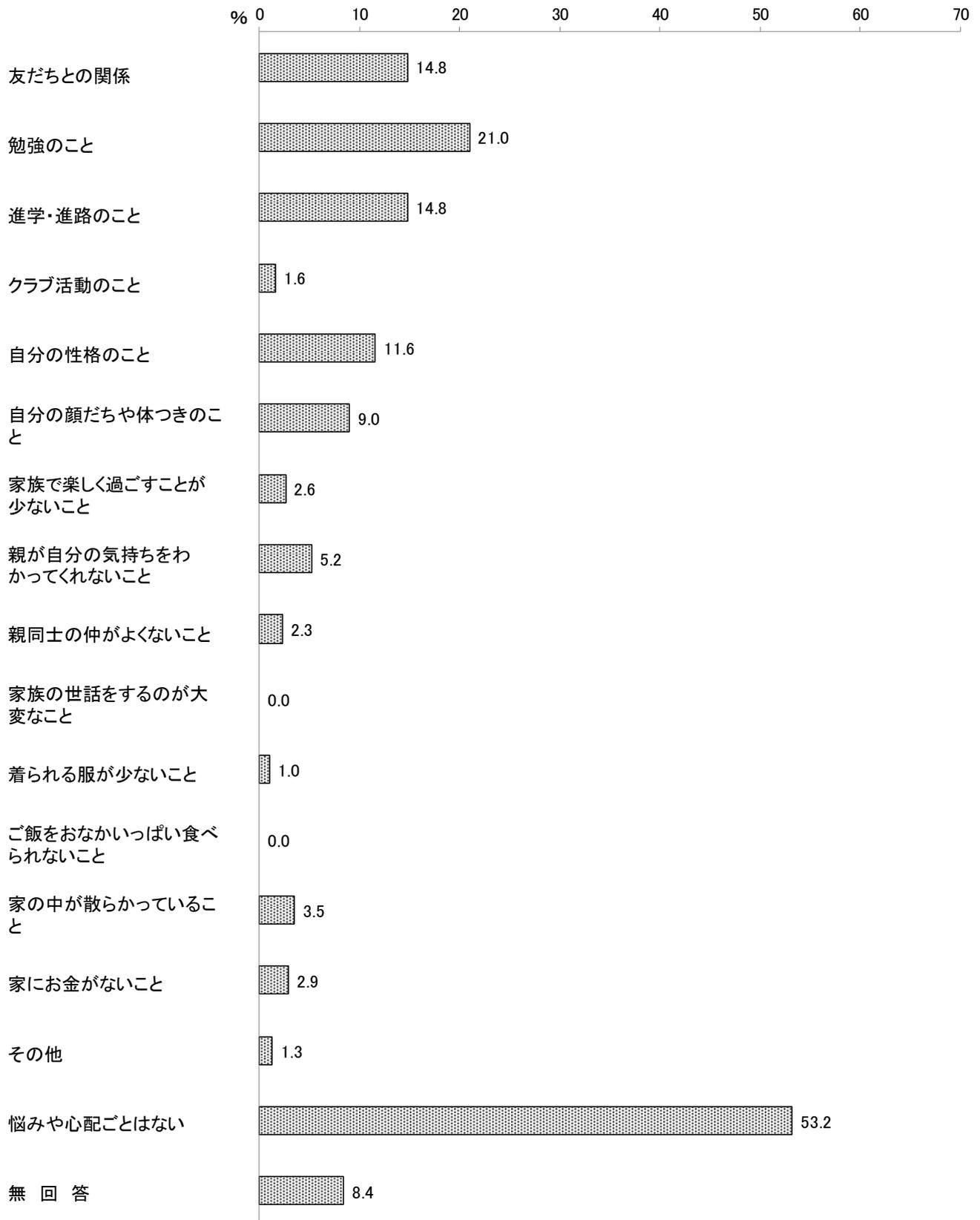
問 25 あなたは、自分や家族のことでなやみや心配ごとがありますか。

小学生で「悩みや心配ごとはない」が53.2%と多く、「勉強のこと」が21.0%、「友だちとの関係」と「進学・進路のこと」がともに14.8%である。

中学生、高校生では、「進学・進路のこと」が50.7%と多く、「勉強のこと」が39.2%、「なやみや心配ごとはない」が28.8%となっている。

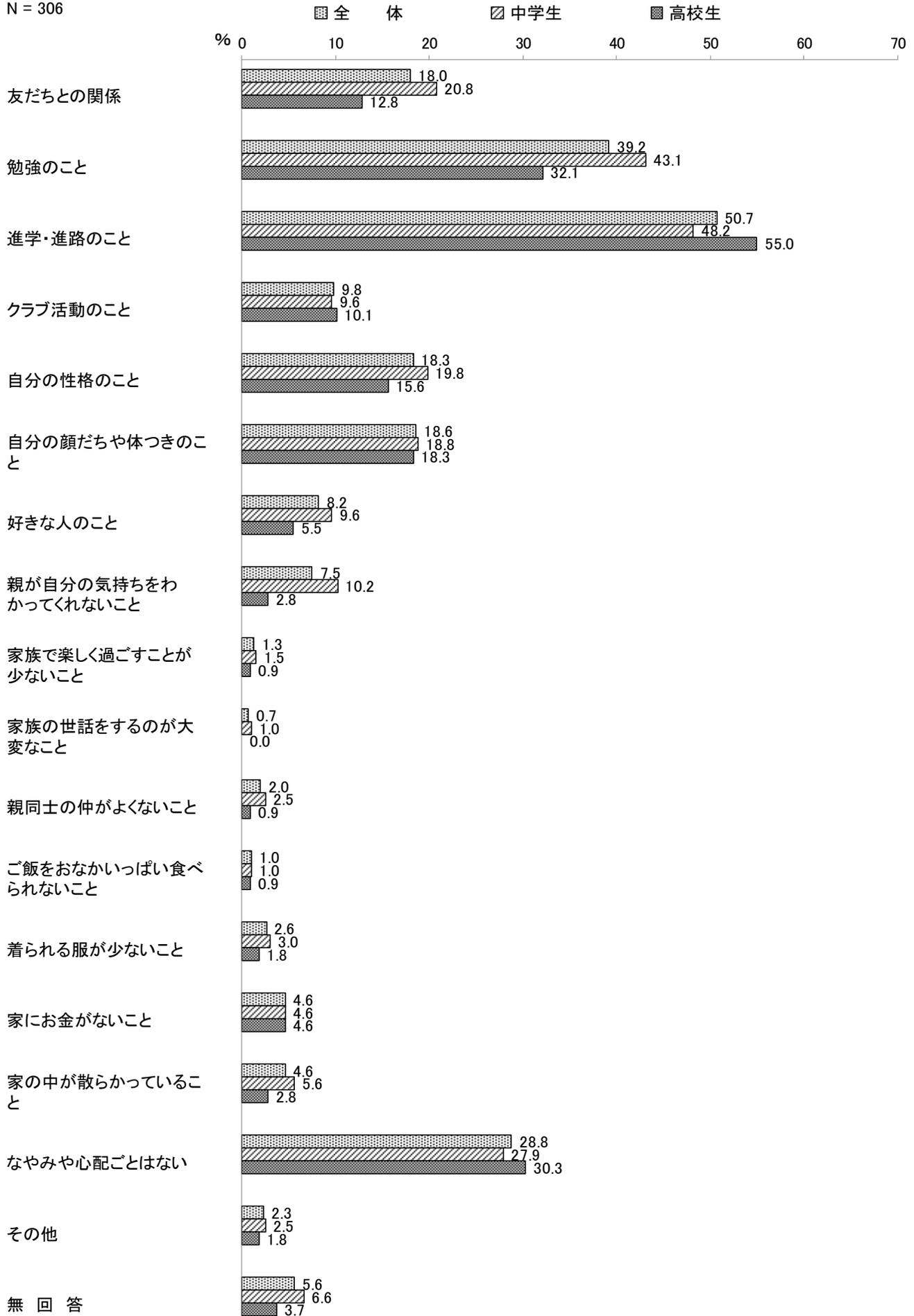
問22小学生・悩んでいること[%・複数回答]

N = 310



N = 306

問23中高生・悩んでいること[%・複数回答]

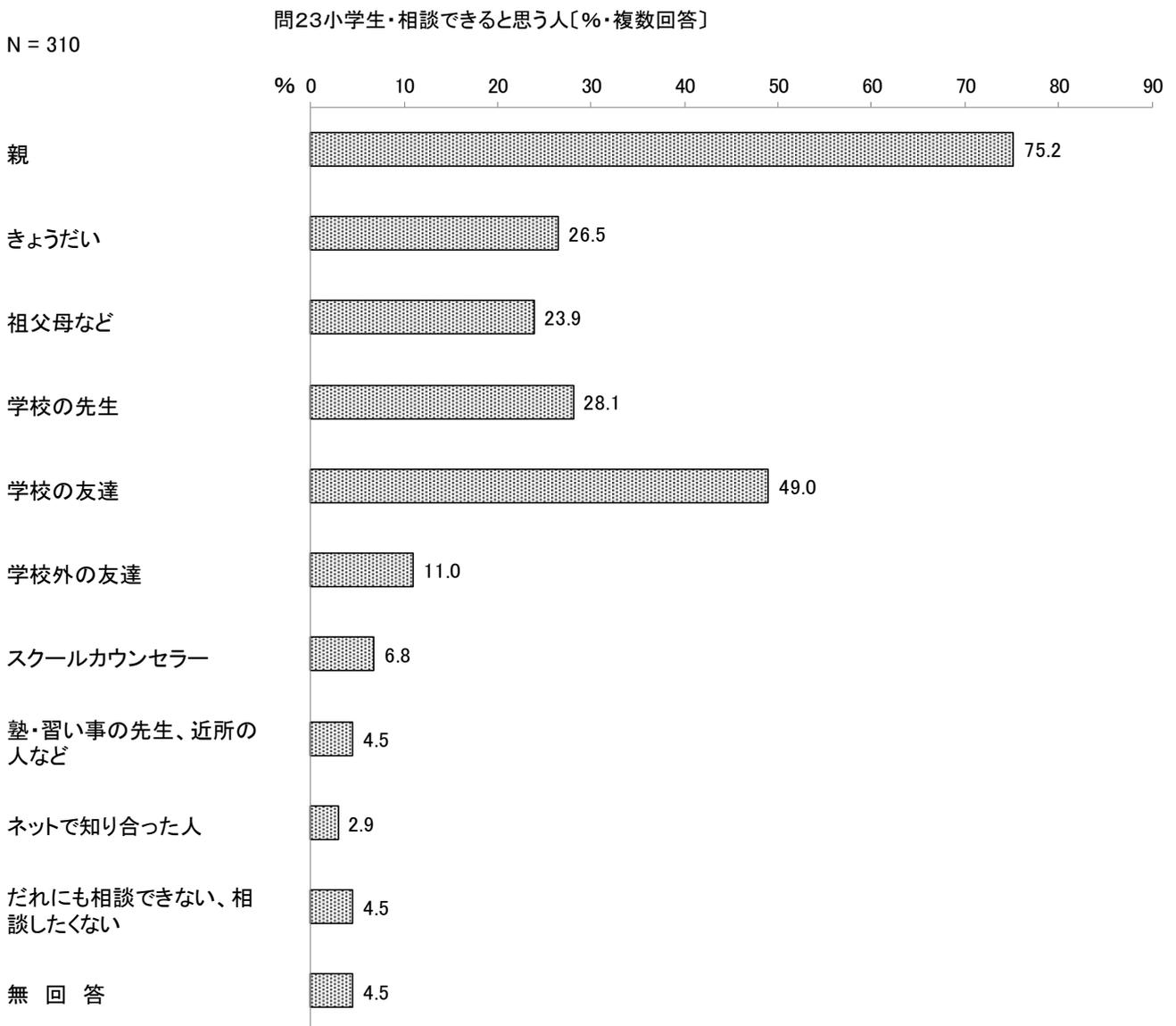


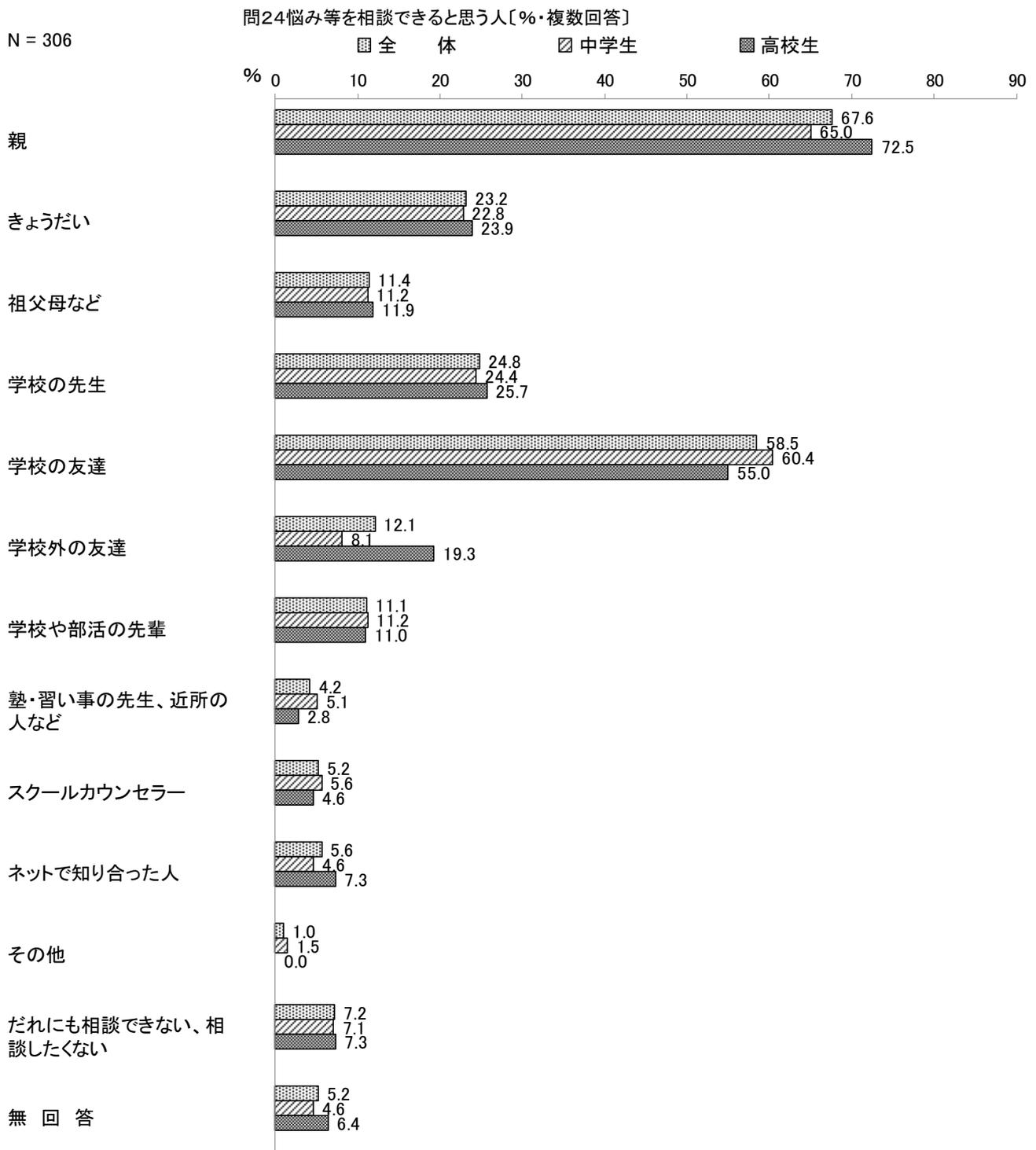
問 26 あなたに困っていることや悩みごとがあるとき、あなたが相談できると思う人はだれですか。

小学生で「親」が75.2%と多く、「学校の友達」が49.0%、「学校の先生」が28.1%、「きょうだい」が26.5%である。

中学生、高校生では、「親」が67.6%と多く、「学校の友達」が58.5%、「学校の先生」が24.8%、「きょうだい」が23.2%である。

高校生で「学校外の友達」が19.3%と多い。





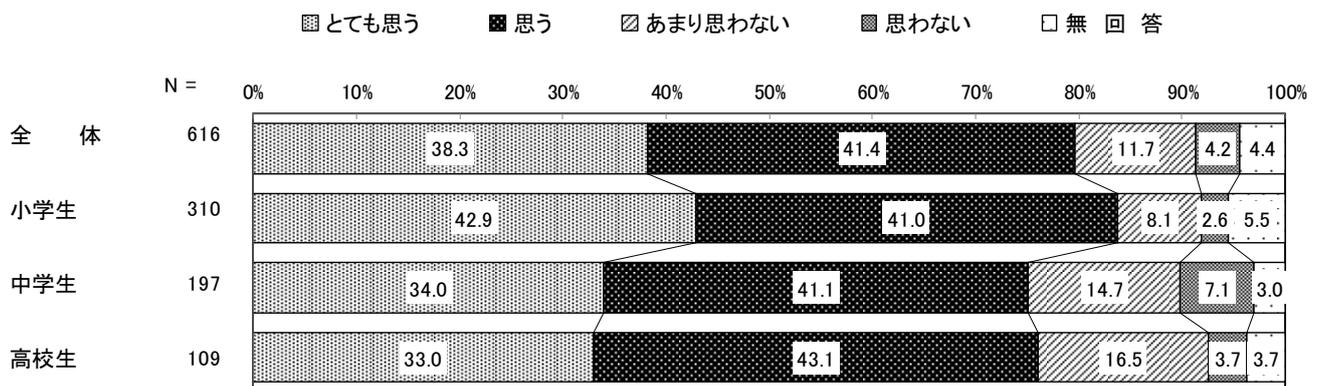
問 29 あなたの思いや気持ちについて、もっとも近いものに○をつけてください。

①がんばれば、むくわれると思う

全体では、「思う」が41.4%と多く、「とても思う」の38.3%と合わせた『思う』が79.7%で、『思わない』（「あまり思わない」と「思わない」の計、以下同様）が15.9%である。

中学生で『思わない』が21.8%と多い。

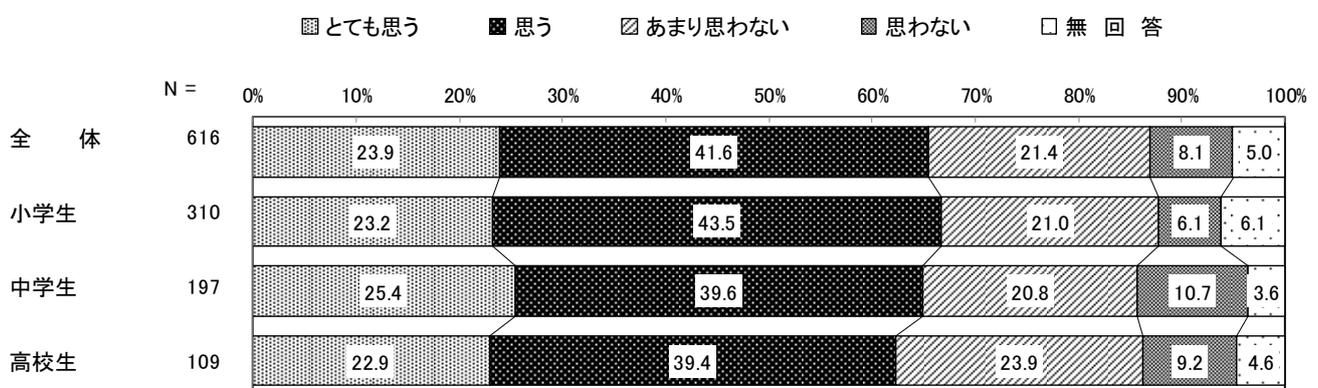
問27思いや気持ち・がんばればむくわれる[%]



②自分は価値のある人間だと思う

全体では、「思う」が41.6%と多く、「とても思う」の23.9%と合わせた『思う』が65.5%で、『思わない』が29.5%である。

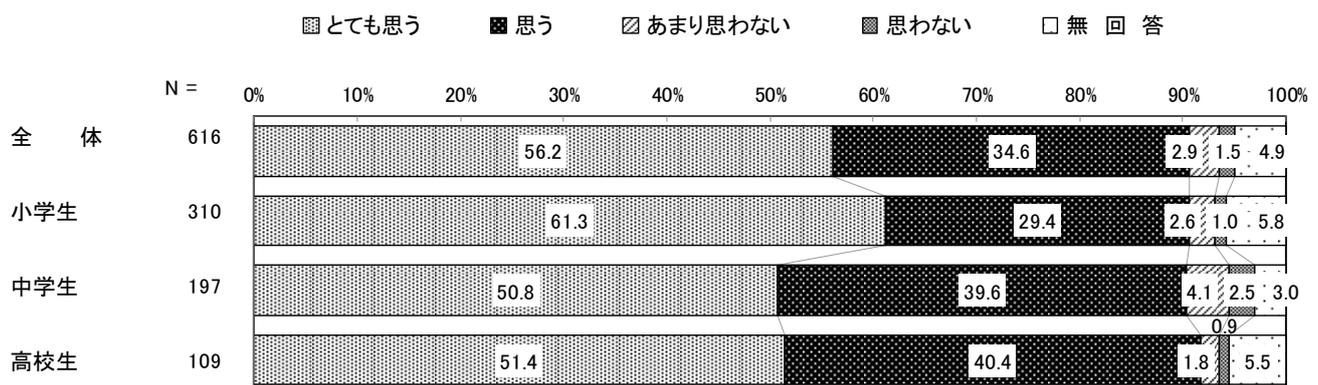
問27思いや気持ち・自分は価値のある人間だ[%]



③自分は家族に大切にされていると思う

全体では、「とても思う」が56.2%と多く、「思う」の34.6%と合わせた『思う』が90.8%で、『思わない』が4.4%である。

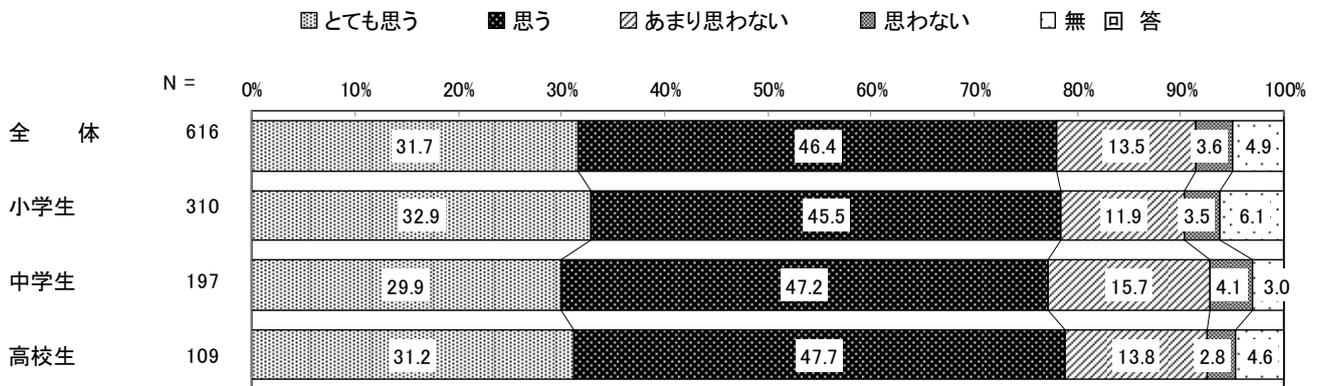
問27思いや気持ち・自分は家族に大切にされている[%]



④自分は友達に好かれていると思う

全体では、「思う」が46.4%と多く、「とても思う」の31.7%と合わせた『思う』が78.1%で、『思わない』が17.1%である。

問27思いや気持ち・自分は友だちに好かれている[%]

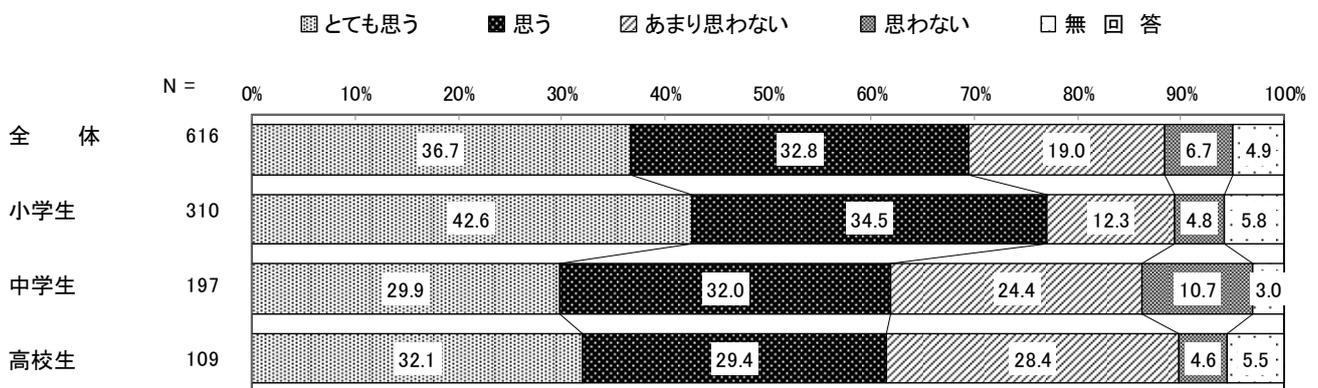


⑤自分の将来が楽しみだ

全体では、「とても思う」が36.7%と多く、「思う」の32.8%と合わせた『思う』が69.5%で、『思わない』が25.7%である。

小学生で『思う』が77.1%と多い。『思わない』は中学生で35.1%、高校生で33.0%とそれぞれ多い。

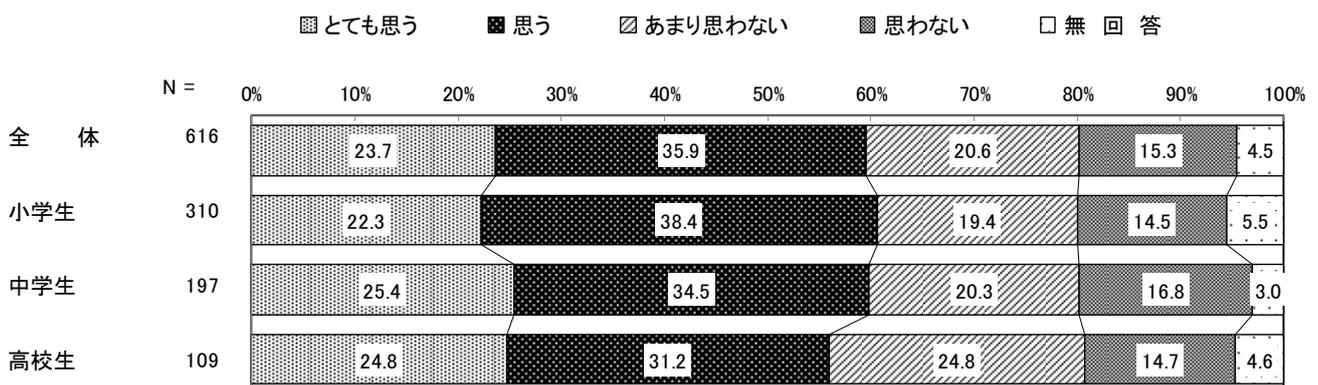
問27思いや気持ち・自分の将来が楽しみだ[%]



⑥自分のことが好きだ

全体では、「思う」が35.9%と多く、「とても思う」の23.7%と合わせた『思う』が59.6%で、『思わない』が35.9%である。

問27思いや気持ち・自分のことが好きだ[%]

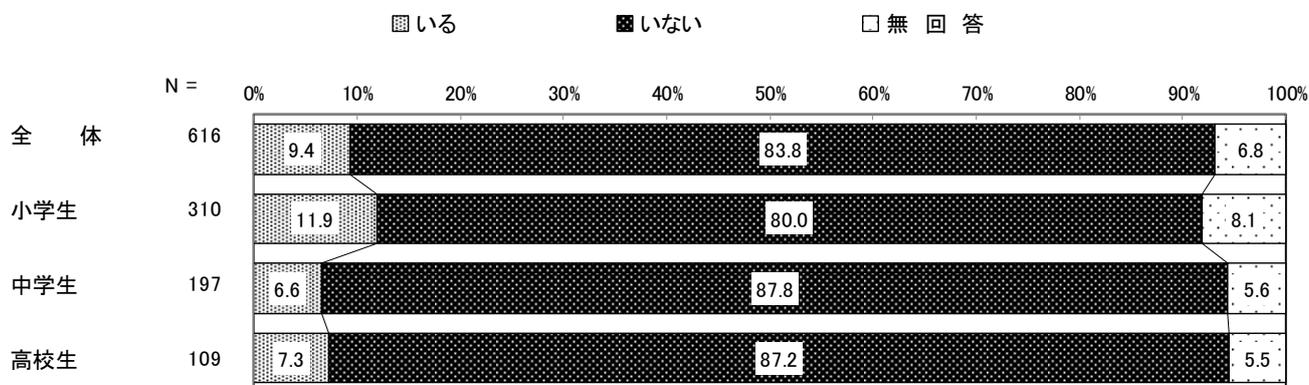


(13)家庭や家族のこと(こども本人)

問 34 家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか。(ここで「お世話」とは、ふつう大人が行うような家事や家族のお世話を指します。)

全体では、「いない」が83.8%と多く、「いる」が9.4%である。

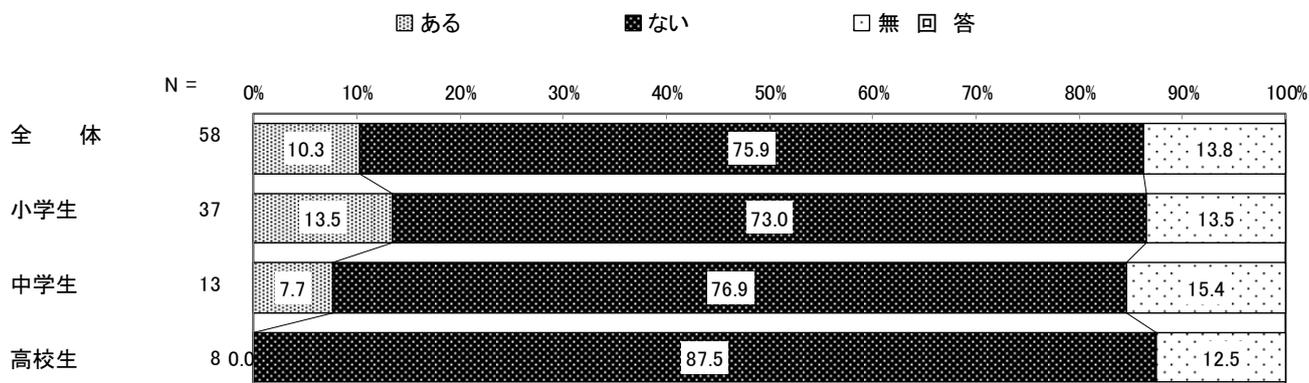
問32お世話をしている家族[%]



39 あなたがお世話をしている家族のことや、お世話の悩みについて誰かに相談したことはありますか。

全体では、「ない」が75.9%と多く、「ある」が10.3%である。

問37家族の世話について相談したこと[%]

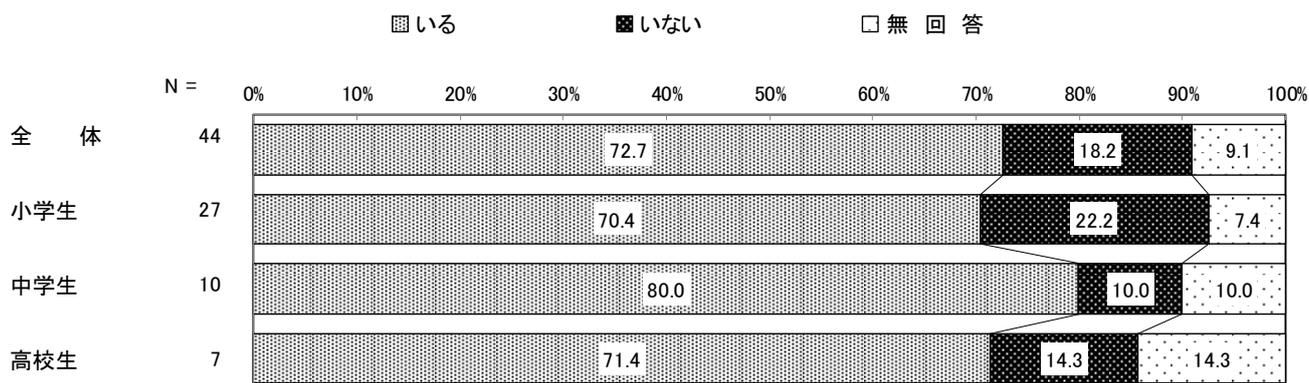


問 39-1 【問 39 で「2」と答えた人】あなたがお世話をしている家族のことや、お世話の悩みを聞いてくれる人はいますか。

全体では、「いる」が72.7%と多く、「いない」が18.2%である。

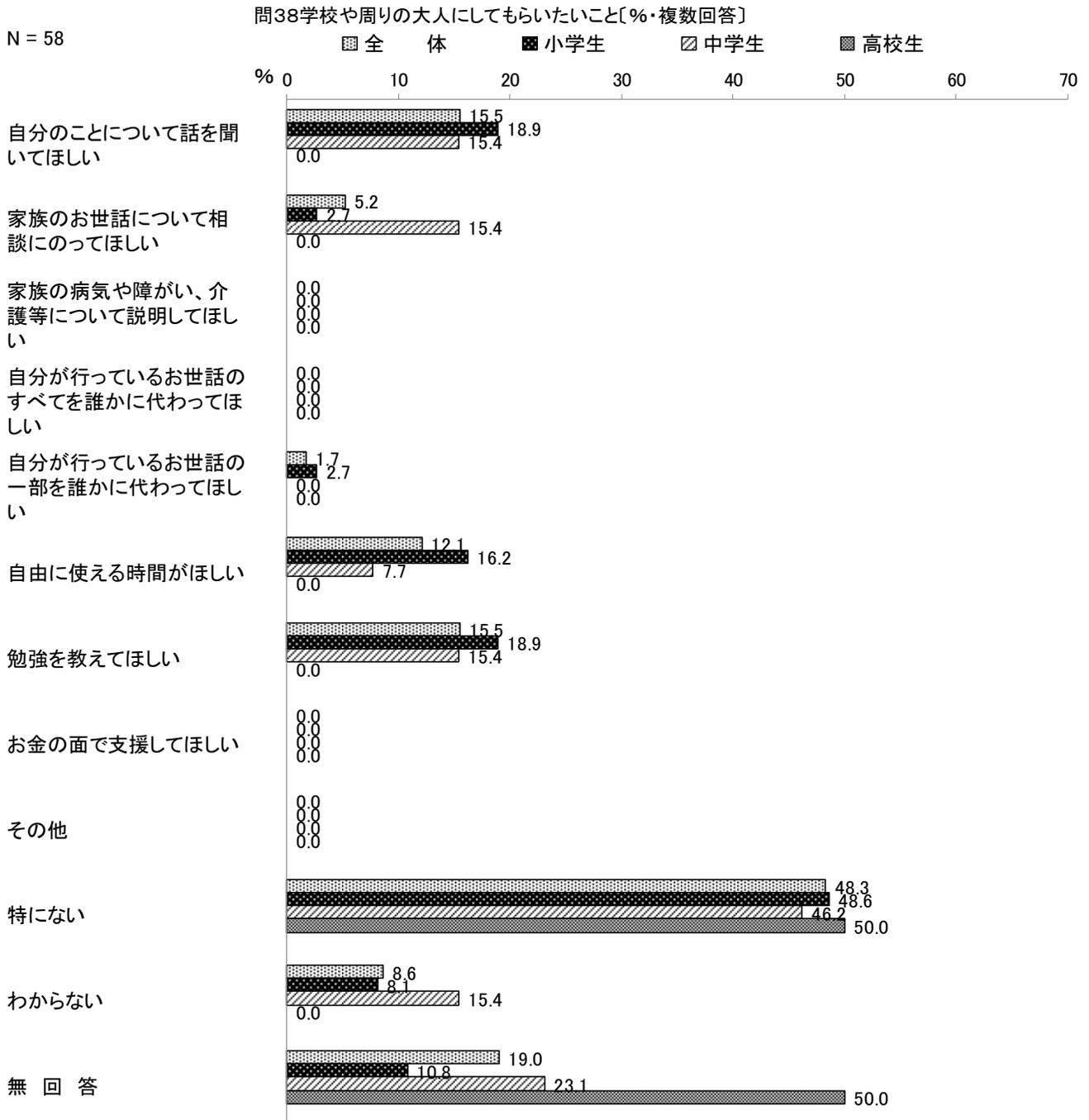
中学生で「いる」が80.0%と多い。

問37①家族の世話について相談できる人[%]



問 40 学校や周りの大人にしてもらいたいことはありますか。

全体では、「特にない」が48.3%と多く、「自分のことについて話を聞いてほしい」と「勉強を教えてほしい」がともに15.5%、「自由に使える時間がほしい」が12.1%である。



2 矢吹町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、矢吹町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、教育委員会が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織等)

第3条 子ども・子育て会議は、委員13名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査及び審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱し、当該特別の事項に関する調査及び審議が終了したときに解職するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、教育委員会が行う。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議に、第2条の所掌事項に係る専門的な事項を調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(秘密を守る義務)

第8条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月14日条例第14号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

3 矢吹町子ども・子育て会議委員名簿

分野	所属	氏名	備考
子どもの保護者	認定こども園・保育園 代表	近藤 直樹	
子どもの保護者	幼稚園 代表	手島 紘佑	
子どもの保護者	小学校 代表	根本 嘉一	
子どもの保護者	中学校 代表	圓谷 大輔	
事業主を代表する者	ケミコン東日本株式会社 福島工場管理グループ長	齋藤 真	
労働者を代表とする者	社会福祉法人 矢吹厚生事業所	小林 香	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	矢吹町ひかり保育園	佐久間 芳雄	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	学校法人聖和学園	岡村 宣	会長
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	イマジン・レインボー	岡田 仁男	～令和6年9月
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	町立幼稚園 代表	柏村 久仁子	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	国立大学法人 福島大学	市川 英雄	
その他教育長が適当と認める者	矢吹町民生児童委員協議会	久保木 直美	
その他教育長が適当と認める者	矢吹町役場	国井 淳一	

4 策定経過

時 期	内 容
平成6年3月7日 ～22日	矢吹町子育て家庭とこどもの生活状況等アンケート調査
令和6年8月21日	第1回矢吹町子ども・子育て会議 ・ 矢吹町こども計画アンケート調査について ・ 「矢吹町第2期子ども・子育て支援事業計画」の点検及び評価 ・ 第1期矢吹町こども計画策定について
令和6年10月	第2回矢吹町子ども・子育て会議（書面開催） ・ 家庭的保育事業等設置認可について
令和7年2月18日	第3回矢吹町子ども・子育て会議 ・ 第1期矢吹町こども計画について
令和7年2月25日 ～3月25日	計画についての住民意見募集（パブリックコメント）

矢吹町こども計画

発行日：令和7年3月

発行：矢吹町教育委員会 子育て支援課

住所：〒969-0296 福島県西白河郡矢吹町一本木101番地

TEL：0248-42-2230

FAX：0248-42-2138

URL：<http://www.town.yabuki.fukushima.jp/>



矢 吹 町